

玉浦西地区 まちづくり検討報告書



平成25年11月

玉浦西地区まちづくり検討委員会

コミュニティの力が伝わる街



「天災は忘れた頃にやってくる」は物理学者で文学者の寺田寅彦氏のことばといわれますが、東日本大震災は忘れなくてもやってきたことでしょう。ここ岩沼市でも死者・行方不明者は181名（平成24年12月1日現在）にのぼり、沿岸部では大津波が基礎だけを残してすべてを流し去ってしまいました。

岩沼市では阪神淡路大震災の教訓を学び、被災前のコミュニティを維持できるように、被災された方々は避難所や仮設住宅では地区ごとにまとまり、お互いに支え励ましあって生活してこられました。そして、一日も早い復興を進めるために、住民同士で玉浦地区の歴史や文化をまとめ、新しいまちづくりのイメージを膨らませてきました。行政当局も集団移転の可能性を模索し、被災者の方々や関係機関との協議をすすめ、平成23年度末に三軒茶屋地区の西側に広がる約20haの玉浦西地区への集団移転を決めたのです。

そこで、防災集団移転促進事業のまちづくりについて、岩沼市はまちづくり検討委員会を設置し総合的に検討することとしました。平成24年6月に第1回の委員会を開催して以来、28回もの委員会を開催して移転事業の計画案を練りあげてきました。その間、当委員会から提出された3回の中間報告は直ちに実施設計や地区計画に反映され、実際の工事とまちづくりの検討は並行して進められました。

当委員会が28回もの検討を続けられたのは、ひとえに委員の皆様の献身的、精力的な提案や発言、ワークショップでの検討作業と各地区での熱意ある説明や誠実な意見調整の賜物であります。各地区での説明の際に意見が違えた時には、まちづくりの理念や、一日でも早く、一人でも多くの方が安心できるようにしたいという想いを地区の方々が共有することが着地点を見出す力となったことでしょう。さらに先進的で快適なまちをデザインできたのは3人のアドバイザーの先生方のお陰です。また事務局やコンサルタントの熱意と卓越した業務遂行能力は困難を乗り越える原動力でありました。委員の皆様はじめ、関係各位に厚く御礼申し上げます。

しかし、本当のヒーロー・ヒロインは、当委員会での検討と提案を辛抱強く待ち続けて下さったすべての被災者の方々なのです。ともすると意思決定者や計画立案者に目が行きがちですが、防災集団移転事業を実現するために、期待と不安の中で事業の竣工をじっと待っておられる被災者の方々こそがこの街の主役なのです。役者が揃ったこの玉浦西という大きな舞台上、信頼というコミュニティの力が大樹を育て、街を育てていってくれることでしょう。

また、起工式で玉浦中学3年（当時）の猪股祐那さんが「以前の地区の良さである、『何事にも協力し合い、支えあってきたこと』は、ここでも引き継いでいきたいと思います。」と誓ってくれたように、玉浦西地区ならば、ここで生まれ育った何世代も後の玉浦西っ子がこのコミュニティの力を引き継ぎ、数百年後といわれる次の大津波では一人の命も落とすことなく、どこよりも早く復興を果たしてくれることを確信しております。

最後になりましたが、この頼りない委員長を、呆れることなく最後まで支え続けて下さった福屋粧子副委員長に心から感謝致します。

玉浦西地区まちづくり検討委員会
委員長 阿留多伎 真人

玉浦西地区まちづくり検討報告書

目次

序章 はじめに

1. 目的	1
2. 玉浦西地区まちづくり検討委員会の概要	3
2-1 構成メンバー	3
2-2 検討項目とスケジュール	4
3. 本報告書の構成	5

第1章 まちづくり方針及び土地利用計画の検討

1. 検討内容とスケジュール	7
2. まちづくり方針の検討	8
2-1 まちづくりアンケートの実施	8
2-2 まちづくりカードの作成	13
2-3 まちづくりの理念と基本方針	18
3. 土地利用計画の検討	21
3-1 まちの骨格イメージの作成	21
3-2 土地利用計画の作成	24

第2章 画地の配置及び公共・公益施設整備方針の検討

1. 検討内容とスケジュール	35
2. 画地の配置の検討	36
2-1 検討方法について	36
2-2 画地の配置(案)	37
3. 公共・公益施設整備方針の検討	38
3-1 計画の考え方	38
3-2 公園・緑地の整備方針	39
3-3 街区内幹線道路の整備方針	53
3-4 公益施設の整備方針	55
3-5 災害公営住宅の整備方針	56

第3章 地区計画の検討

1. 検討内容とスケジュール	57
2. 地区計画（案）の検討	58
2-1 基本的な考え方	58
2-2 検討項目の抽出	59
2-3 制限内容の検討	61
2-4 地区計画	69

第4章 新たな地域づくり方策の検討

1. 検討内容とスケジュール	79
2. 検討課題の抽出	80
3. 地区の名称に関する検討	84
4. 優先的に検討する課題に関する検討	86
4-1 公園の名称や町内会等の組織体制に関すること	86
4-2 公園・緑地・集会所の管理等に関すること	87
4-3 安心安全に関すること	90
4-4 シンボルに関すること	92
5. その他の課題に関する検討	93
5-1 地区内施設等に関すること	93
5-2 地区内交流に関すること	95
5-3 今後、地区で原案を作成する検討課題	98

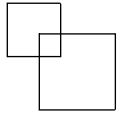
第5章 想いは未来へ

1. まちづくり検討委員会を振り返って	99
2. 未来に向けたメッセージ	101

参考資料

1. 玉浦西地区まちづくり検討委員会設置要綱	1
2. 玉浦西地区まちづくり検討委員会開催経過	3
3. 集団移転に関する経緯等	5
4. 最終土地利用計画図（平成25年11月25日現在）	6
5. まちづくりニュース	7

序章 はじめに



1. 目的

岩沼市では、東日本大震災発災以後、甚大な被害が生じた沿岸6地区（相野釜、藤曾根、二野倉、長谷釜、蒲崎、新浜）の代表者との会議や各地区との会議を重ね、集団移転に係る検討を進めてきた。

平成24年2月17日及び3月23日には復興整備協議会を開催し、岩沼市防災集団移転促進事業計画に関する国土交通大臣同意、同事業に係る農地転用に関する農林水産大臣同意を得て、3月30日に計画を公表し、正式に岩沼市集団移転促進事業計画を策定した。

また、平成24年5月22日には、復興整備協議会において集団移転先に係る開発行為に関する宮城県知事許可を得て、集団移転先の造成工事等を進めているところである。

玉浦西地区まちづくり検討委員会は、集団移転先である玉浦西地区のまちづくりについて、総合的に検討することを目的に、学識経験者、6地区代表者及び周辺地区代表者等により構成された組織である。本報告書は、同委員会での検討結果及び経過をとりまとめ、玉浦西地区における今後のまちづくり活動及び他地区におけるまちづくり検討等に活用することを目的とするものである。



図 玉浦西地区位置図

土地利用構想図

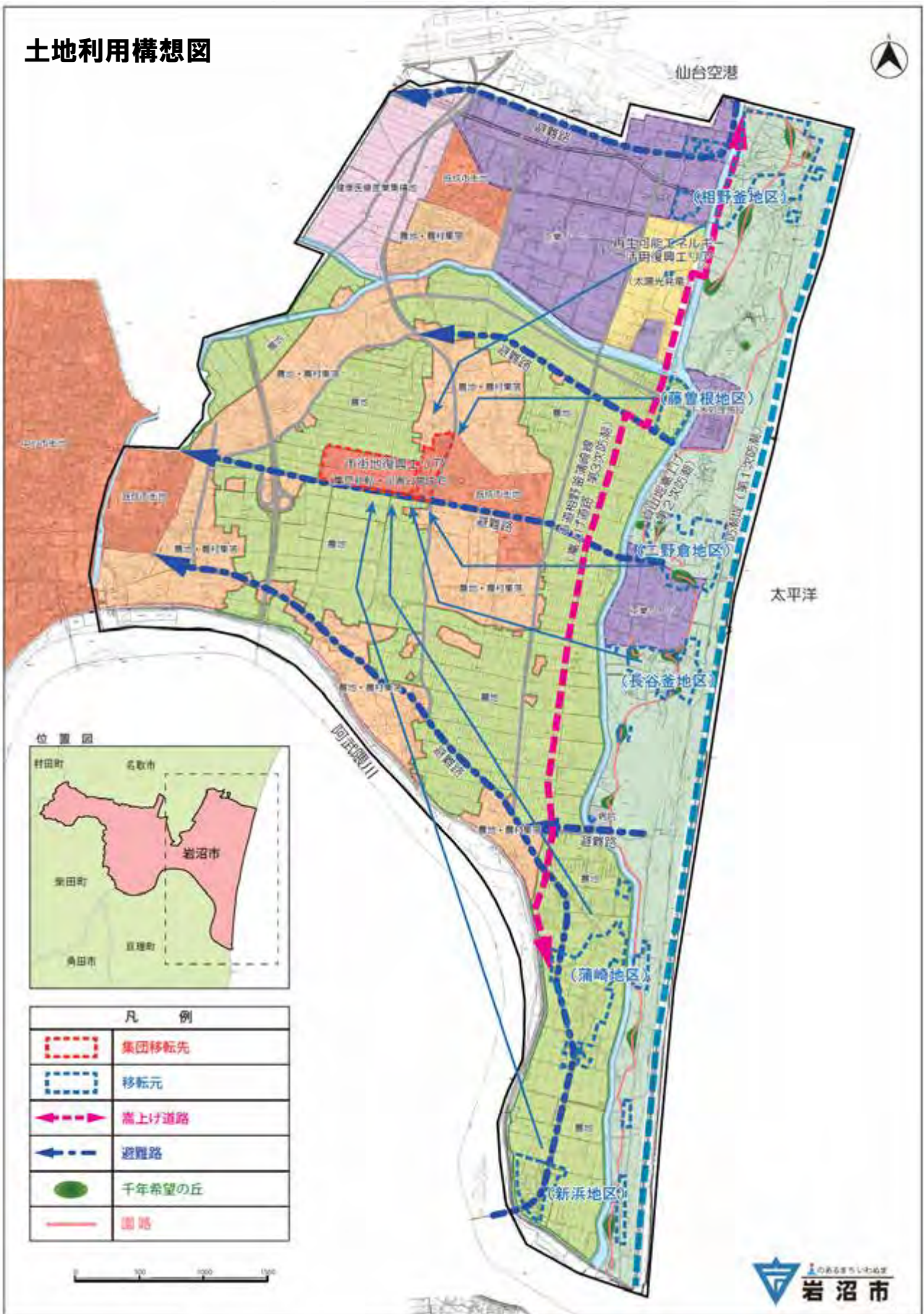


図 震災復興計画マスタープラン土地利用構想図

2. 玉浦西地区まちづくり検討委員会の概要

2-1 構成メンバー

玉浦西地区まちづくり検討委員会は、学識経験者2名、各地区代表者18名（6地区×3名）、玉浦西地区の周辺地区市民3名の委員計23名、アドバイザー3名で構成されている。構成メンバーを下記に示す。

■委員（23名）

区分	氏名	所属	区分	氏名	所属
学識 経験者	阿留多伎 真人	尚絅学院大学教授	集団移 転対象地区 の市民	菊地 幸一	長谷釜地区
	福屋 粧子	東北工業大学講師		斎藤 洋子	
集団移 転対象地区 の市民	中川 勝義	相野釜地区		菊地 義信	
	桜井 よしみ			菅原 栄	
	桜井 理恵			浅野 公子	
	佐藤 勲 ^{※3}	藤曾根地区		森 功	新浜地区
	佐藤 和夫 ^{※3}			菅原 一夫 ^{※2}	
	佐藤 清子			森 博 ^{※2}	
	佐藤 武志 ^{※3}			菅原 真奈美 ^{※2}	
	大内 貞雄 ^{※3}	森 真弓 ^{※2}			
	菊地 久義 ^{※1}	二野倉地区		佐藤 克己	
	齋 健二 ^{※1}			伊藤 喜美雄	集団移 転先周 辺地区 の市民
	小林 昌代			加藤 敬三	
	菊地 康志			熊谷 慶一	

※1 二野倉地区の代表は、菊地久義委員から齋健二委員に交代(第13回会議より)

※2 新浜地区の代表は、菅原一夫委員から森博委員に、菅原真奈美委員から森真弓委員に交代(第15回会議より)

※3 藤曾根地区の代表は、佐藤勲委員から佐藤和夫委員に、佐藤武志委員から大内貞雄委員に交代(第16回会議より)

■アドバイザー（3名）

石川 幹子 中央大学理工学部人間総合理工学科 教授（東京大学名誉教授）

小野田 泰明 東北大学大学院 建築・社会環境工学科学科科長

三部 佳英 （財）宮城県建築住宅センター 理事長

2-2 検討項目とスケジュール

玉浦西地区まちづくり検討委員会では、下記に示す5つのテーマを検討項目として、平成24年6月から平成25年11月にかけて検討を行った。

玉浦西地区まちづくり検討委員会の検討テーマ

- 🔵 まちづくりの方針及び土地利用計画
- 🔵 公共・公益施設整備方針
- 🔵 画地の配置方針
- 🔵 地区計画
- 🔵 新たな地域づくり方策

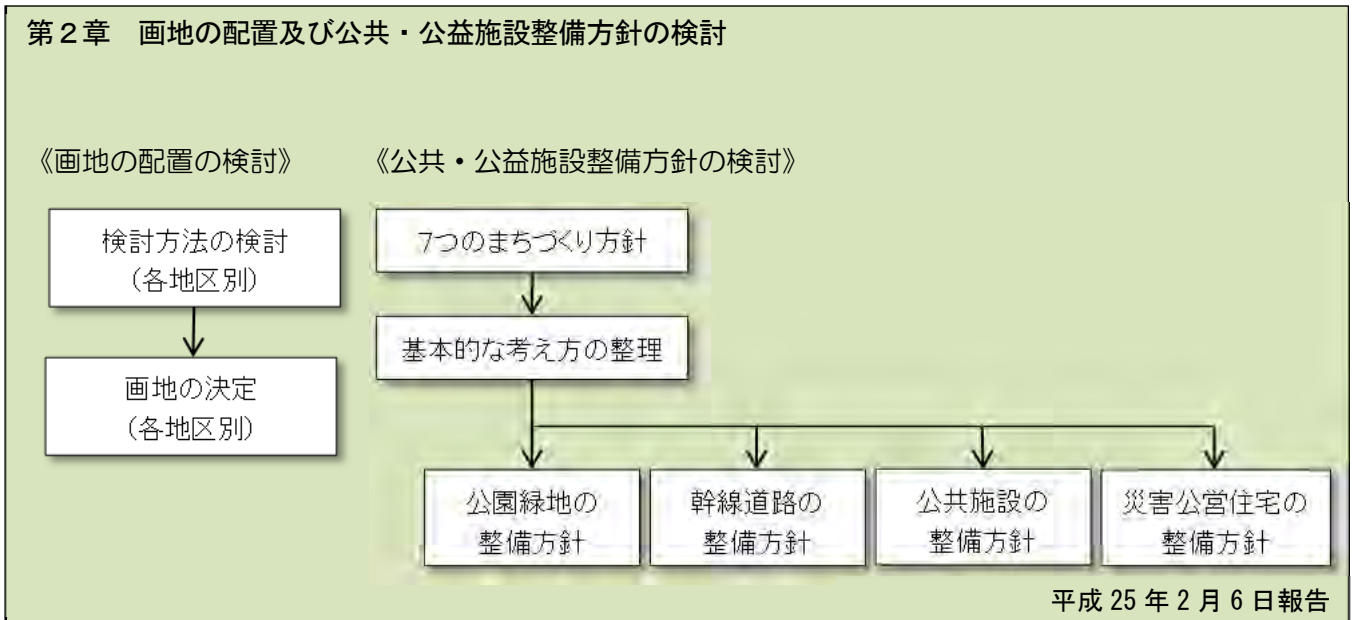
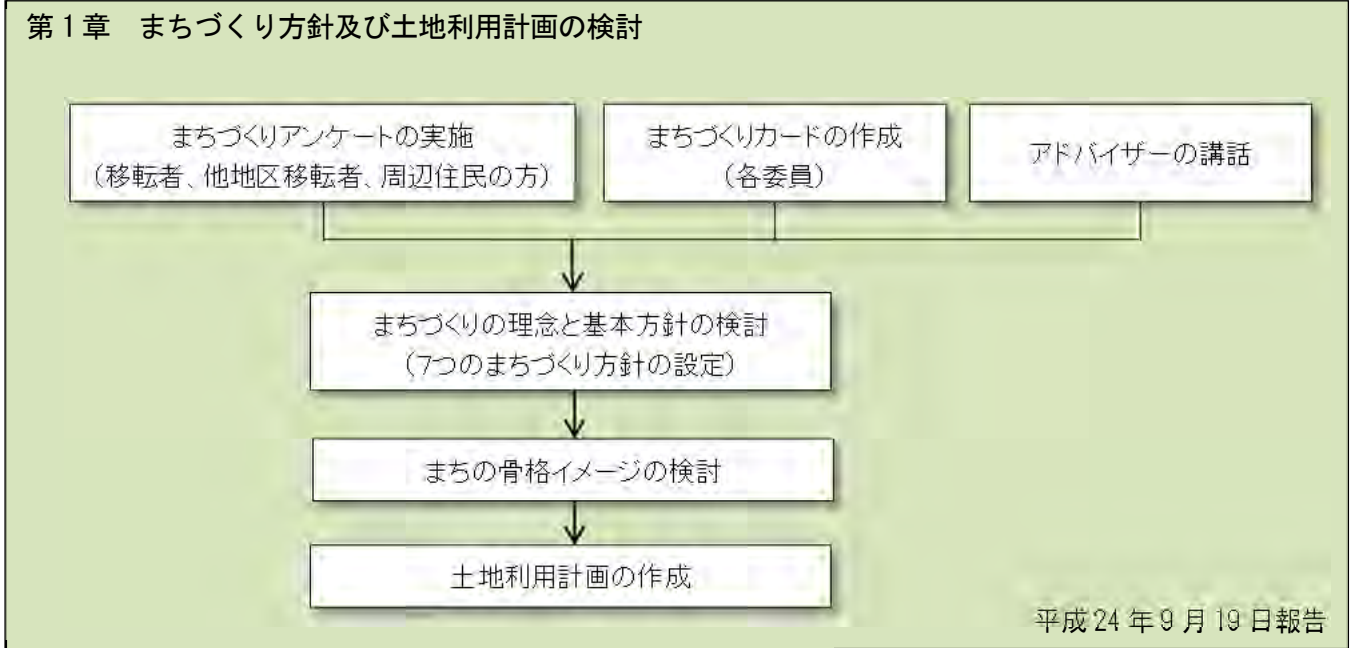
検討委員会の全体スケジュール及び事業スケジュールとの関係を以下に示す。
 なお、検討テーマの詳細な検討スケジュールは、本報告書の各編に掲示する。

区分	平成24年度												平成25年度					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
検討委員会スケジュール																		
委員会発足	●																	
アドバイザーによる講話	●																	
まちづくりの方針及び土地利用計画(案)の検討	■																	
画地の配置方針(案)の検討					■													
公共・公益施設整備方針(案)の検討								■										
地区計画(案)の検討									■									
新たな地域づくり方策の検討												■						
最終報告書の検討																		■
地域の意見確認																		
委員による検討項目ごとの地域意見収集	■																	
アンケート調査	■																	
事業スケジュール																		
盛土設計	■																	
道路・公園・調整池等設計				■														
盛土工事			■															
道路・公園等工事																		■

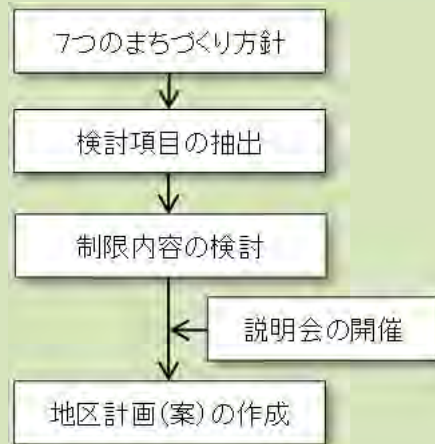
図 玉浦西地区まちづくり検討委員会全体スケジュール

3. 本報告書の構成

前項に示した検討テーマについて、本報告書では以下の4章構成で整理している。各項目の検討フローを以下に示す。

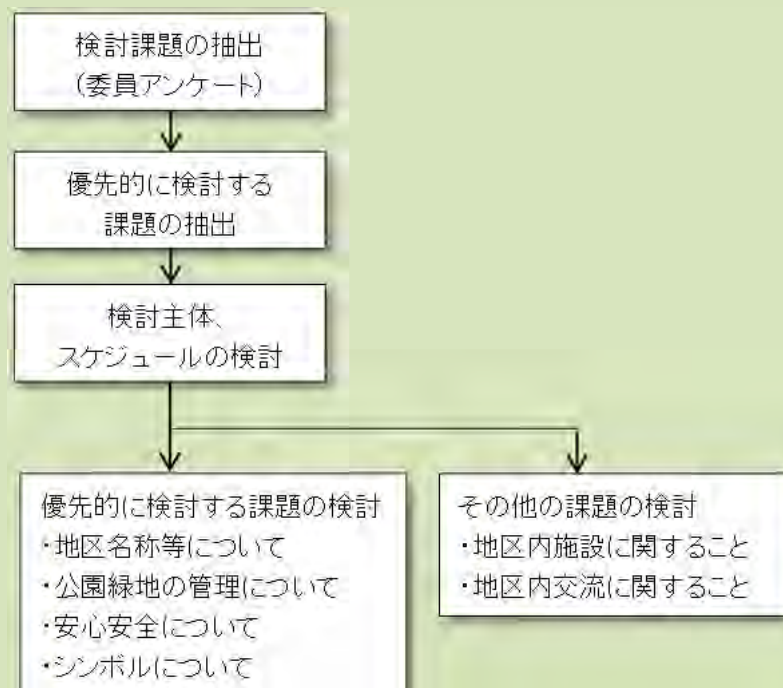


第3章 地区計画の検討



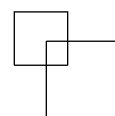
平成 25 年 4 月 3 日報告

第4章 新たな地域づくり方策の検討



平成 25 年 11 月 25 日報告

第1章 まちづくり方針及び土地利用計画の検討



1. 検討内容とスケジュール

まちづくり方針及び土地利用計画に関する検討経過を以下に示す。

表 まちづくり方針及び土地利用計画作成までの検討経過

年	月	回	月日	検討内容
24	6	1	6/11	①委員の委嘱 ②委員長・副委員長の互選 ③集団移転の経過経緯の説明 ④玉浦西地区に関するアンケート調査の検討
		2	6/27	①第2回個別面談調査の中間報告 ②アドバイザーによる講話（3人） ③アンケート調査すべき項目の提出
	7	3	7/11	①「まちづくりカード」について発表 ②「まちづくりアンケート」の内容と配布回収方法の決定
		4	7/25	<グループワーク> ①「まちづくりカード」のまとめ ②まちづくりの方針の検討 ※コンセプトやコミュニティ等について検討を行う。 ※コミュニティについては、既存のコミュニティと新たなコミュニティの在り方の視点等で検討を行う。
	8	5	8/8	まちづくりアンケートの集計結果報告 <グループワーク> ①まちづくりの方針の検討 ②土地利用計画の検討 ・街区・都市施設の配置方針の検討 ※個人住宅及び災害公営住宅の街区、公共・公益施設等の配置について
		6	8/22	<グループワーク> ①まちづくりの方針の検討 ②土地利用計画の検討 ・街区・都市施設の配置方針の検討 ・土地利用計画図の検討
		7	8/29	<グループワーク> ①まちづくりの方針のまとめ ②土地利用計画の検討 ・街区・都市施設の配置方針 ・土地利用計画図
	9	8	9/4	①土地利用計画の検討 ・街区・都市施設の配置方針 ・土地利用計画図
		9	9/12	①土地利用計画のまとめ ・街区・都市施設の配置方針 ・土地利用計画図 ②市長への報告書（案）の検討
		10	9/19	まちづくりの方針及び土地利用計画を市長へ報告

2. まちづくり方針の検討

2-1 まちづくりアンケートの実施

(1) 調査の目的

集団移転先となる玉浦西地区のまちづくりを検討委員会で総合的に検討するにあたっては、委員のみで検討するのではなく、移転を希望している方々の考えや思いを反映していく必要がある。また、新たに大規模なまちを整備することから、周辺の方々や6地区から他の場所に移転する方々についても意見を把握しておく必要がある。

以上のことを踏まえ、まちづくり方針や土地利用計画を検討する上での参考とするために、玉浦西地区のまちのイメージや整備の内容等について、アンケート調査を実施する。

(2) 調査方法

①調査対象者

- ・上記の調査の目的を踏まえ、アンケート調査対象者を次のように設定する。
- ・なお、対象者については、当初 1)のみを想定していたが、まちづくり検討委員会での委員からの意見を踏まえ、2)、3)を対象者に新たに追加した。
 - 1) 集団移転先に移り住む予定のすべての世帯員（中学生以上の個人を対象）
 - 2) 沿岸6地区から他の場所に移転する世帯（各世帯を対象）
 - 3) 林地区、早股地区など玉浦西地区周辺の世帯（各世帯を対象）

②調査票

- ・アンケート調査票は、上記 1)～3)の調査対象者別に作成する。
- ・調査票の設問項目は、各委員より提案いただいた内容を踏まえて設計した。提案いただいた内容を項目別に分類すると、以下のとおりとなる。コミュニティの形成や配置、シンボルに関すること、安心・安全なまちづくりに関すること、生活利便施設等の内容に関することなどに多くの提案があった。これらの内容を踏まえて、3種類の調査票の設計を行った。

表 まちづくりアンケートの設問項目に関する提案（項目分類結果）

分類	提案件数
将来のまちづくり・コンセプトに関すること	7
コミュニティの形成・配置・シンボル等に関すること	17
公共施設整備に関すること	8
生活利便施設等に関すること	16
安心・安全なまちづくり（高齢者・子どもへの対策を含む）に関すること	17
まちづくりのルールに関すること	6

③調査期間及び配布・回収方法

- ・調査対象別の調査期間、配布・回収方法を以下に示す。

表 まちづくりアンケート調査の調査期間及び配布・回収方法

調査票種別	調査対象者	調査期間	配布・回収方法
調査票A	集団移転先に移り住む予定のすべての世帯員（中学生以上の個人を対象）	平成24年7月13日～ 7月23日	郵送方式
調査票B	沿岸6地区から他の場所に移転する世帯（各世帯を対象）		
調査票C	林地区、早股地区など玉浦西地区周辺の世帯（各世帯を対象）	平成24年7月17日～ 7月27日	

(3) 調査結果

①回答率

- ・各調査票別の回答率を以下に示す。調査全体での回答率は50.6%であった。

表 まちづくりアンケート調査 回答率

区分	地区	配布人数	回答人数	回収率	摘要
調査票A (玉浦西地区へ移転希望の方)	相野釜	181	118	65.2%	
	藤曾根	22	2	9.1%	
	二野倉	155	73	47.1%	
	長谷釜	138	64	46.4%	
	蒲崎	169	103	60.9%	
	新浜	70	44	62.9%	
	その他	—	9	—	仙台市、名取市
	未記入	—	1	—	
	小計	735	414	56.3%	
調査票B (玉浦西地区以外へ移転希望の方)	相野釜	42	13	31.0%	
	藤曾根	8	2	25.0%	
	二野倉	38	18	47.4%	
	長谷釜	24	14	58.3%	
	蒲崎	56	28	50.0%	
	新浜	14	7	50.0%	
	その他	—	0	—	
	未記入	—	1	—	
	小計	182	83	45.6%	
調査票C (玉浦西地区周辺にお住まいの方)	林	622	140	—	
	早股		80	—	
	その他		48	—	押分、恵み野
	未記入		3	—	
	小計	622	271	43.6%	
無効		—	10	—	
計		1,539	778	50.6%	

②主な回答結果

- ・主な設問項目における各調査票別の回答結果を以下に示す。

設問内容	調査票A (玉浦西地区へ移転希望の方) 全回答数：414	調査票B (他の地区へ移転希望の方) 全回答数：83	調査票C (周辺地区にお住まいの方) 全回答数：271
将来のまちのイメージについて 【複数回答】	<ul style="list-style-type: none"> 「6.災害に強いまち」が58.2%と半数以上を占め、次いで「1.緑あふれる自然豊かなまち」が34.1%、「5.道路や歩道が充実したまち」が33.1%の順となっている。 年代別にみると、40歳代以下の年代で「8.通勤通学に便利な公共交通が充実したまち」や「7.公園や緑地が充実したまち」の占める割合が高く、60歳代以上の年代で「9.健康・福祉が充実したまち」や「1.緑あふれる自然豊かなまち」の占める割合が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 「6.災害に強いまち」が59.0%と半数以上を占め、次いで「11.地区外の人も多く集まる交流が盛んなまち」が28.9%、「7.公園や緑地が充実したまち」が27.7%、「1.緑あふれる自然豊かなまち」が26.5%、「8.通勤通学に便利な公共交通が充実したまち」が24.1%と差がなく続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「6.災害に強いまち」が49.4%と最も多く、次いで「8.通勤通学に便利な公共交通が充実したまち」が43.9%、「5.道路や歩道が充実したまち」が39.1%の順となっている。 年代別にみると、40歳代以下の年代では、「8.通勤通学に便利な公共交通が充実したまち」が最も多く、次いで「6.災害に強いまち」「5.道路や歩道が充実したまち」の順、50歳代以上の年代では「6.災害に強いまち」が最も多く、次いで「8.通勤通学に便利な公共交通が充実したまち」「5.道路や歩道が充実したまち」の順となっている。
将来のコミュニティのあり方について	<ul style="list-style-type: none"> 「1.これまで住んでいた地区単位でまとまってコミュニティを維持した方がよい」が62.7%と半数以上を占め、「2.これまでの地区にこだわらず、新しいコミュニティを作った方がよい」は36.6%である。 地区別にみると、相野釜、二野倉、長谷釜では「1.」の回答が60%を超えているが、蒲崎では「1.」「2.」の差は僅かであり、新浜では同数となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「2.これまでの地区にこだわらず、新しいコミュニティを作った方がよい」が71.4%と半数以上を占め、「1.これまで住んでいた地区単位でまとまってコミュニティを維持した方がよい」は27.3%である。 地区別にみてもこの傾向に大きな違いはみられない。 	該当なし
コミュニティの維持や新しいコミュニティを形成するために必要なことについて	<ul style="list-style-type: none"> 「4.新しい地区のシンボルとなるものを玉浦西地区につくる」が34.1%と最も多いが、「2.新しい風習や祭りなどを作り出して、地区のみんなで行って活動する」が28.7%、「1.風習や祭りなど、従来から地区のみんなで行ってきた活動を引き継ぐ」が25.6%と3つの回答が非常に拮抗している。 地区別にみると、相野釜、二野倉、蒲崎では上位3つの回答がほぼ拮抗しており大きな差はみられない。その一方で、長谷釜では「3.従来から地区にあったシンボルとなるものを玉浦西地区に移転す 	<ul style="list-style-type: none"> 「4.新しい地区のシンボルとなるものを玉浦西地区につくる」が37.3%と最も多く、次いで「2.新しい風習や祭りなどを作り出して、地区のみんなで行って活動する」が33.3%とこの2つの回答で約70%を占めている。 地区別にみてもこの2つの回答の占める割合が高い。 	該当なし

設問内容	調査票 A (玉浦西地区へ移転希望の方) 全回答数：414	調査票 B (他の地区へ移転希望の方) 全回答数：83	調査票 C (周辺地区にお住まいの方) 全回答数：271
	る」、新浜では「4.」の占める割合が他の地区と比較して多い。		
玉浦西地区における 6 地区の配置について	<ul style="list-style-type: none"> 「1.これまで住んでいた地区を基本とした配置がよい」が 45.7%と最も多く、次いで「2.これまで住んでいた地区をもとに他の地区とゆるやかにつながる配置がよい」が 34.4%とこの 2 つで約 80%を占めている。 地区別にみると、二野倉、長谷釜、蒲崎では全体的な傾向とほぼ同じであり、相野釜では「1.」と「2.」がほぼ同数、新浜では「1.」の占める割合が他の地区に比べて若干高い。 	該当なし	該当なし
道路や公園などの公共施設整備で特に配慮すべきことについて 【複数回答】	<ul style="list-style-type: none"> 「2.歩行者が安心して歩けるような広い歩道の整備」が 72.2%と最も多く、次いで「3.のびのび遊んだり、散歩ができるような広い公園の整備」が 61.1%、「1.車がスムーズに走れるような広い車道の整備」が 53.1%の順となっている。 年代別にみると、50 歳代以上の世代で「7.集会所等の地区の活動を支える交流施設の整備」の占める割合が高い。 	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 「2.歩行者が安心して歩けるような広い歩道の整備」が 72.7%と最も多く、次いで「3.のびのび遊んだり、散歩ができる広い公園の整備」が 62.0%、「1.車がスムーズに走れるような広い車道の整備」が 49.4%の順となっている。 年代別にみると、50 歳代以上の世代で「7.集会所等の地区の活動を支える交流施設の整備」の占める割合が高い。
必要な生活利便施設等について 【複数回答】	<ul style="list-style-type: none"> 「1.スーパー等の生鮮食品などを扱う小売店舗」が 77.1%と最も多く、次いで「3.小児科・内科・眼科などの医療施設」が 53.4%、「5.銀行・郵便局」が 44.2%の順となっている。 年代別にみると、40 歳代以下の世代で「2.24 時間利用できるコンビニエンスストア」の占める割合が高い。 		<ul style="list-style-type: none"> 「1.スーパー等の生鮮食品などを扱う小売店舗」が 86.3%と最も多く、次いで「3.小児科・内科・眼科などの医療施設」が 41.7%、「5.銀行・郵便局」が 36.9%、「7.飲食店」が 32.8%の順となっている。 年代別にみると、40 歳代以下の世代で「7.」の占める割合が若干高い。
安全・安心なまちづくりをするために必要なものについて 【複数回答】	<ul style="list-style-type: none"> 「7.梅雨前線や台風等による大雨（ゲリラ豪雨等）に対応できる排水機能の整備」が 60.4%と最も多く、次いで「2.高齢者等の介護を支援する施設（デイサービスセンター等）」が 50.0%、「3.交通安全施設の整備や段差の小さい安全な道路（通学路、歩道の整備）」が 37.0%、「5.子どもたちを守るための防犯設備（防犯カメラや通報ブザーなど）」が 35.5%、 	該当なし	該当なし

設問内容	調査票 A (玉浦西地区へ移転希望の方) 全回答数：414	調査票 B (他の地区へ移転希望の方) 全回答数：83	調査票 C (周辺地区にお住まいの方) 全回答数：271
	<p>「6. 地区内に避難施設を整備し、水や食料品等を備蓄する」が 30.4%の順となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年代別にみると、40 歳代以下では「5.」や「3.」、「1.子育てを支援する施設（保育所等）」の占める割合が高く、50 歳代以上では「2.」の占める割合が非常に高い。 		
玉浦西地区での居久根の整備について	<ul style="list-style-type: none"> 「4.玉浦西地区の周囲を囲うような居久根をつくりたい」が 26.3%と最も多く、次いで「5.わからない」が 22.7%、「3.公園や集合住宅等の一部にシンボルとなる居久根をつくりたい」が 16.7%、「6.玉浦西地区において居久根をつくる必要はない」が 14.4%の順となっている。 地区別にみると、バラつきが非常に大きく、地区によって各回答の占める割合は大きく異なっている。 	該当なし	該当なし
良好なまちづくりを進めていくためのルールについて【複数回答】	<ul style="list-style-type: none"> 「3.敷地の境界から建物までの距離に関するルール（ゆとりある空間を確保するため近づけすぎないなど）」が 64.4%と最も多く、次いで「7.ペットに関するルール（家での飼い方、公園での遊ばせ方など）」が 51.3%、「5.建物の高さに関するルール（日照や通風を確保するため最高限度を決めるなど）」が 42.9%、「1.塀や柵に関するルール（ブロック塀ではなく生け垣にするなど）」が 41.6%の順となっている。 地区別にみても、上位 4 つの回答が選択される傾向にある。 	該当なし	該当なし

2-2 まちづくりカードの作成

玉浦西地区のまちのつくり方について、各委員それぞれの意見（想い）を委員共通の想いとするために、「まちづくりカード」の作成を行った。以下に「まちづくりカード」の作成方法を示す。

ステップ1

「玉浦西地区まちづくりカード」には、1枚のカードに一つの意見を記入して下さい。

また、意見については、「遊び場」等の単語ではなく、必ず、文章で記入してください。

このカードは、次回の検討委員会で壁に貼り委員の皆さまに発表していただきますので、委員の皆さまが見えるように、大きな文字で1マスに1文字を記入して下さい。

なお、作っていただく「まちづくりカード」は、委員一人あたり8枚以内とさせていただきます、その中には、「コミュニティ」、「土地利用」、「景観」の視点のカードを必ず入れて下さい。

記入例



「コミュニティ」の例 → 「被災前と同じような祭りを行いたい。」

「土地利用」の例 → 「県道沿いに医療・商業施設を配置したい。」

「景観」例 → 「緑の多い街をつくりたい。」

グルーピングの例

ステップ2

第3回の検討委員会で、委員の皆さまに「まちづくりカード」の発表（内容の説明等）をしていただき、類似する内容の「まちづくりカード」をグルーピングし、中分類、大分類と区分することにより、まちづくりのテーマや課題等を明らかにしていきます。

なお、この作業については、本来、委員の皆さまが自ら行うことを基本といたしましたが、委員の皆さまのご了承をいただければ、時間短縮のため事務局で行いたいと考えています。

ステップ3

第4回の検討委員会で、グルーピングを行った「まちづくりカード」の表について、分類の仕方や項目名称等の内容について検討を行い、委員一人ひとりのまちづくりの想いを委員の皆さまで共有し、まちづくりの方針等の検討に活用します。

分類2	分類1	分類3	意見	等		
1 公園の活用と将来計画	1 公園の将来像	1	荒井堤の水質改善による魅力ある公園づくり。			
		2	都市計画の市としての全体計画の中での位置づけを明確にする必要がある。			
		3	見るものがないため「屋外科学館」構想。例)写真、標本、見本、資料の展示等。市内で公園の写真を持っている方にも参加してもらおう。			
		4	「滞在時間をのばすこと」			
		5	ヨーロッパの公園のようなイメージの公園			
		6	野鳥や樹木が数多く四季の変化を感じることの出来る公園。			
2 まちづくりへの活用	2 公園の活用	7	朝日山公園の自然環境についての学術報告書を始めとして以降、市内随所で自然環境調査を行い将来は岩沼市全域を対象とした報告書にとりまとめる。			
		8	自然環境についての学術報告書の結果は「自然と共生したまちづくり」構想の基礎資料として活用する。			
2 荒井堤の保全	3 井戸水の利活用	9	せせらぎ水路に使用する水の取水口周辺に木炭・竹炭を籠にいれて埋め立て水質浄化を行う。			
		10	井戸水の100%利用ではなく、池の揚水ポンプと混合し、急激な環境変化を避ける。			
		11	池の水の噴水は、周辺環境の汚染となるので、井戸水によるものだけとする。			
		12	せせらぎ水路整備計画の実施			
		13	現在計画している井戸水の流入を実施する。これは水質浄化と来園者にきれいな水を提供するという考えから実施する。			
		14	池の管理は最低限とし、自然の湿地化はやむを得ない。井戸の噴水は池には入れない。			
		5 汚泥の除去	4 井戸水を池に入れたい	15	汚泥を野球場南西側の窪地（池）に埋め立て改良を行い芝生広場を造る。	
				16	池の汚泥を年間65〜70m ³ を除去し見水深を確保する。	
17	池中央に汚泥を集め、島を作る、水の流れる道を作り、循環を図る。					
18	池の汚泥は肥料化するように長期的計画を立てる。					

各委員より提案いただいたまちづくりカードの内容は 103 項目にのぼる。

これを分野別に分類し、かつ同様の意見を集約するなどを行うと、以下のように整理される。

分類	細分類	番号	まちづくりカードの意見
1 コンセプト	11 くらしかた (ライフスタイル)	101	21 世紀らしいまちづくり=情念や思いの結晶体
		102	近所づきあいが楽しいまち。(見え隠れする近隣)
		103	ソフトとハードが連動するまちづくり
		104	夏は木かげで、冬は陽だまりでのお茶っ子に、若い人も立ち寄りやすくする。
		105	朝の散歩で、他の集落の畑仕事を見ながらあいさつできるつきあいをつくる。
	12 コミュニティ	106	行政に依存せず連携、自立を指向する地区(公園清掃、管理などを含めて)
		107	さあ、これからみんなで●●をしよう。(BBQやキャンプなど)
		108	新しい親子がどんどんやってくる活気あるまちをつくりたい。
		109	〇〇〇人の住む一軒家づくり
		110	玉浦にとけこんだ、あたらしい岩沼の「ふるさと」をつくりたい。
		111	〇〇さんのいるまち、◎◎のあるまち
		112	ソーラー発電でクリスマスイルミネーションをみんなで楽しみたい
	13 景観形成の イメージ	113	安心感やあたたかさ=直線より曲線、コンクリートより緑など。
		114	移り住む方が安心できる、なつかしい風景をつくりたい。
		115	瑞々しい風景(田んぼ・水路)の広がりを活かした町並みになってほしい。
	14 公園のありかた	116	お年寄りから子供まで皆が使える公園のある町
		117	大きい子が小さい子に教えられる、自然いっぱい遊び場をつくりたい。
	15 エネルギー	118	全体で自然エネルギーを活用する。
		119	太陽光発電を各一戸ずつ設置の義務づけをし、その助成をしてほしい。
		120	再生可能エネルギー太陽光
		121	自然エネルギーを活用した全国に誇れるモデル市にしたい
		122	太陽光発電を利用した環境に優しい町づくりと電気スタンドの設置を!
2 配置・シンボル	21 配置	123	各部落ごとに移転したい
		124	公営住宅を同じ地区の中に入れてほしい
		125	公営住宅(集合も)は同地域に入居出来れば世帯数確保になる
		126	各戸の間を歩道にする。地中は排水路にする。
		127	住宅と住宅の間にグリーンベルトがほしい
		128	宅地間を十分に取り、ゆとりが感じられる町づくりを!
	22 シンボル	129	地区のシンボルを中心にゆるやかに広がるコミュニティ

分類	細分類	番号	まちづくりカードの意見
	23 宅地嵩上げ	130	地区の目印があると良い。長谷釜はいちょうの木だったので植えてほしい
		131	津波だけではなく集中豪雨も考え宅地は高くなるようにしたい
		132	住宅は県道より2m高くする。
		133	少しでも宅地が高くなる様に。
3 公共施設 (道路)	31 道路景観	134	電柱地中化をして欲しい。
		135	街中の景観も考え電線類の地中化をしたい
		136	電柱のない街並
		137	ライフラインの地下型を！
		138	電信柱の地中化
		139	電柱、電話線等地下埋設できるものは地中にしてほしい。
		140	電柱を無くし、地中化する。
		141	並木道や水が流れるスポット。(美しく、自然と共存しているまち)
	32 歩行者を優先した道路	142	子供が遊びながら登下校できる街路～車が走りにくいカーブ、段差など～
		143	車がスピードを出せない様道路は曲線にした方がよい
	33 避難路整備	144	地域内の道路は直線で碁盤の目の様にし通り抜け(避難する際)出来る(隣接地に)
	34 遊歩道・散策路	145	散歩できる小道と休憩できる場所をつくってほしい
		146	桜やモミジ等、四季と楽しめる緑道(散歩道)をつくりたい
	35 交通事故防止	147	子供達や一般の人達が利用する歩道に信号機、ガードレール、ミラー、自転車専用道路を作ってほしい
		148	道路の角、角に安全確認のためにミラーを作ってほしい
	36 地区外の道路	149	美しい並木道をつくってほしい。(県道)
150		バイパスに出る道路を増やしてほしい。混雑することが予想なので。	
151		県道の他に移転の北側にも避難道路を作りたい	
4 公共施設 (公園)	41 公園規模	152	お花見や遠足ができる場所をつくりたい
		153	公園には芋煮会やBBQができる野外活動スペースをつくりたい。
		154	スポーツ広場、パークゴルフや運動会やレクリエーション、お花見できる場
	42 公園の植栽	155	四季の感じられる公園
		156	公園の遊具や砂場の他に敷地内にどんぐりの木、まつぼっくりの木、桜の木を植えてほしい
	43 遊具等設備	157	遊具のない公園づくり(子ども自身が考えて遊ぶ)
		158	公園に時計台を作ってほしい。夕方5時になると音楽が流れ子供たちが帰るようになる防犯予防にも繋がります。

分類	細分類	番号	まちづくりカードの意見
5 公共施設 (調整池)	51 平常時の活用	159	調整池の有効活用をし誰でも遊べる広場にしたい
	52 安全対策	160	子どもにも安全で美しい調整池にしてほしい
	53 遊水池	161	ほたるのいる調整池
6 公共施設 (その他)	61 水路	162	三面コンクリート製ではない用水路にしてほしい。京都の哲学の道のような
	62 避難施設	163	歩いていける範囲に小高い場所が欲しい
		164	高齢者子どものための一時避難場所
165		防災無線の設置（町内放送でも使える）	
7 利便施設	71 集会所	166	地区の行事が1つでもできるように集会所を真ん中に
		167	集会所、公園のある街にしたい。気軽に住民が話をできる場所がほしい
		168	室内運動施設及び集会所（3室）設置を！
		169	集会所は3ヶ所位に必要と思うが中心に2階建て。避難場所にも利用可能。
		170	子どもたちとおじいちゃんおばあちゃんが共有（遊）できる施設があればと思います
		171	外でおしゃべりできるようにお茶飲みテーブルを設置してほしい
		172	既存住宅の人と共有できるような公共施設を作りたい
	72 店舗等	173	一カ所で買物や用事ができる総合的な商業施設が欲しい
		174	誰でも買物ができる商店街を作ってほしい
		175	歩き、自転車で行ける距離のスーパーマーケット、銀行（ATM）、薬局、飲食店を作ってほしい。
		176	歩いて買い物ができる、道から入りやすいお店が並ぶ町並みをつくりたい。
		177	スーパーマーケット・地元商店・ATM・ドラッグストア等の商業施設
		178	大型店に頼らない商業施設にする。（顔の見えるなじみの小さな店が魅力）
		179	歩いて行ける商店がほしい
		180	商店などが近くにほしい
	73 農産物直売	181	県道沿いに地場産等も出品できるスーパー等を作りたい
		182	小規模の産地直売所を作ってほしい。（道の駅のような）
		183	玉浦の野菜が買える産直市場（道の駅のようなもの）をつくりたい
	74 公益施設	184	複合施設がほしい。集会所＋体育館＋プール＋運動場等
		185	温水プールを設置し、子どもから老人まで気軽に使用でき、健康維持のためにも。
		186	交番を配置してほしい
		187	安心して暮らせるように気軽に相談できる駐在所を配置したい
		188	防犯の予防、事故困りごとがおきた時の対応には交番を作ってほしい。

分類	細分類	番号	まちづくりカードの意見	
		189	託児所・保育所などを設置してほしいです。	
		190	雨が降っても子どもたちが遊んで過ごせる、図書館、調理場、休憩室、広場を作りたい。(外には机、イス、テラス)	
		75 医療施設	191	健康で元気に暮らすため医療施設がほしい
		192	医療費抑制が進められ今後、自宅介護が増え、介護する方が気楽に相談できる	
			193	国際看護医療大学の誘致
			194	医療クラウドを設置してほしい
	76 その他	195	通りを活用した「よ市」(地元の幸、お店がならぶ 例：4～10月週1回開催)	
		196	公営駐車場の設置	
		197	交流の場の1つとして市民農園をつくりたい	
		198	共同菜園畑。共同小屋(道具入れ)	
	8 景 観	81 緑化の考え方・管理	199	一年中、花が咲いている町を目指して！(椿・桜・ツツジ・紫陽花・牡丹)
			200	緑があって桜が咲いて四季折々の花が咲く癒しのスポットがあれば
82 まちづくりルール		201	建物に統一性を求める。(色彩、材質、形態など) 生垣なども工夫	
		202	低木の生垣で境界をつくりたい	
		203	ペットと一緒に暮らせる専用の公営住宅か戸建て住宅を建ててほしい	

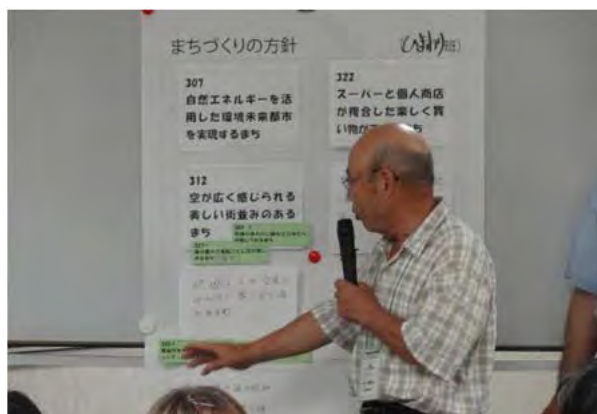


2-3 まちづくりの理念と基本方針

本地区は、東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸6地区の集団移転先となる地区である。そのため、まちづくりの基本理念としては、従来からの地区のコミュニティを最大限に尊重しつつ、新たなまちを形づくる“つながり”を重視したまちづくりを行っていく必要がある。

上記を踏まえつつ、前項で分類されたまちづくり方針について、各班に分かれてグループワークを行い、玉浦西地区のまちづくりを行っていく上で特に重要と考えられる内容を、各方針を組み合わせたり、新たな表現などを用いるなどして絞り込みを行った。

以下に各班からあげられたまちづくり方針を示す。



班	各班からあげられたまちづくり方針
ひまわり班	自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
	スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
	空が広く感じられる美しい街並みのあるまち ・宅地のまわりに緑などのゆとりが感じられるまちにしたい ・緑が豊かで季節ごとに花が楽しめるまちにしたい(公園・まち)
	安心して子育てができ、身近に病院や介護施設があり安心するまち
	地域の人と交流し、みんなで寄り合う場があるまち ・集会所を中心に人が集まるコミュニティのあるまちにしたい ・地域の人とも交流できる広場があるまちにしたい(菜園や広場)
	ひとを包み込むような懐かしい、緑豊かな水辺の風景のあるまち(調整池、水路)
	外周を緑や堀で囲み、津波、豪雨等災害に強い安全なまち
	地盤が強く、地震、津波、豪雨等災害に強い安全なまち
さわやか班	6地区のまとまりを基本としたつながりのあるまち ・被災前に住んでいた地区の雰囲気や気持ちが伝わるまちにしたい
	安心して子育てができるような集会所等を中心に人が集まるコミュニティのあるまち ・若い人たちも喜んで暮らせるまちにしたい
	太陽光等自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち ・充電スタンド、集会所等に利用できるまちにしたい
	空が広く感じられる美しい街並みや、色合いが整った潤いのあるまち
	スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
	緑が豊かで季節ごとに花や木の実が楽しめるまち
TMU班	空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
	子どもや高齢者が地域のみまもり活動により、安心して元気に暮らせるまち
	自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
	6地区のまとまりを基本としたつながりとルールのあるまち
	スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
	自然災害に強く、安全で素早く避難できるまち

各班からあげられた内容は共通する点が多いことから、共通する要素を踏まえつつ集約や組み合わせ等を行って以下の7つを玉浦西地区のまちづくり方針として位置づけることとした。

ひまわり：外周を緑や堀で囲み、津波、豪雨等災害に強い安全なまち
さわやか：地盤が強く、地震、津波、豪雨等災害に強い安全なまち
TMU：自然災害に強く、安全で素早く避難できるまち

自然災害に強い安全・安心なまち

ひまわり：自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
さわやか：太陽光等自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
TMU：自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち

自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち

ひまわり：空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
さわやか：空が広く感じられる美しい街並みや色合いが整った潤いのあるまち
TMU：空が広く感じられる美しい街並みのあるまち

空が広く感じられる美しい街並みのあるまち

ひまわり：地域の人交流し、みんなで寄り合う場があるまち
さわやか：6地区のまとまりを基本としたつながりのあるまち
TMU：6地区のまとまりを基本としたつながりとルールのあるまち

地域の交流ができる集会所や菜園のあるまち

ひまわり：ひとを包み込むような懐かしい、緑豊かな水辺の風景のあるまち
さわやか：
TMU：緑が豊かで季節ごとに花や木の実が楽しめるまち

緑豊かで水辺のある景観のよいまち

ひまわり：スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
さわやか：スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
TMU：スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち

スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち

ひまわり：安心して子育てができ、身近に病院や介護施設があり安心するまち
さわやか：安心して子育てができるような集会所等を中心に人が集まるコミュニティのあるまち
TMU：子どもや高齢者が地域のみまもり活動により安心して元気に暮らせるまち

地域のみまもりにより、高齢者福祉と子育てが充実したまち

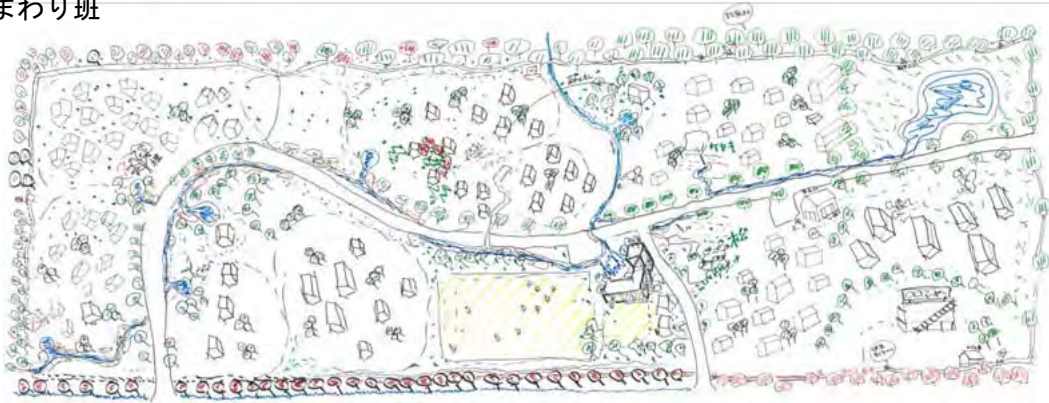
3. 土地利用計画の検討

3-1 まちの骨格イメージの作成

前項で整理したまちづくり方針を踏まえて、各班でのグループワークにより、それらを実現するために必要と考えられる内容をまちのイメージ案として作成した。

各班のまちのイメージ案を以下に示す。

■ひまわり班



■さわやか班



■TMU班



前述のイメージを踏まえつつ、必要となる宅地面積等の規模を考慮しながら、まちの骨格となる要素の配置を再検討した。各班の検討結果を以下に示す。

■ひまわり班



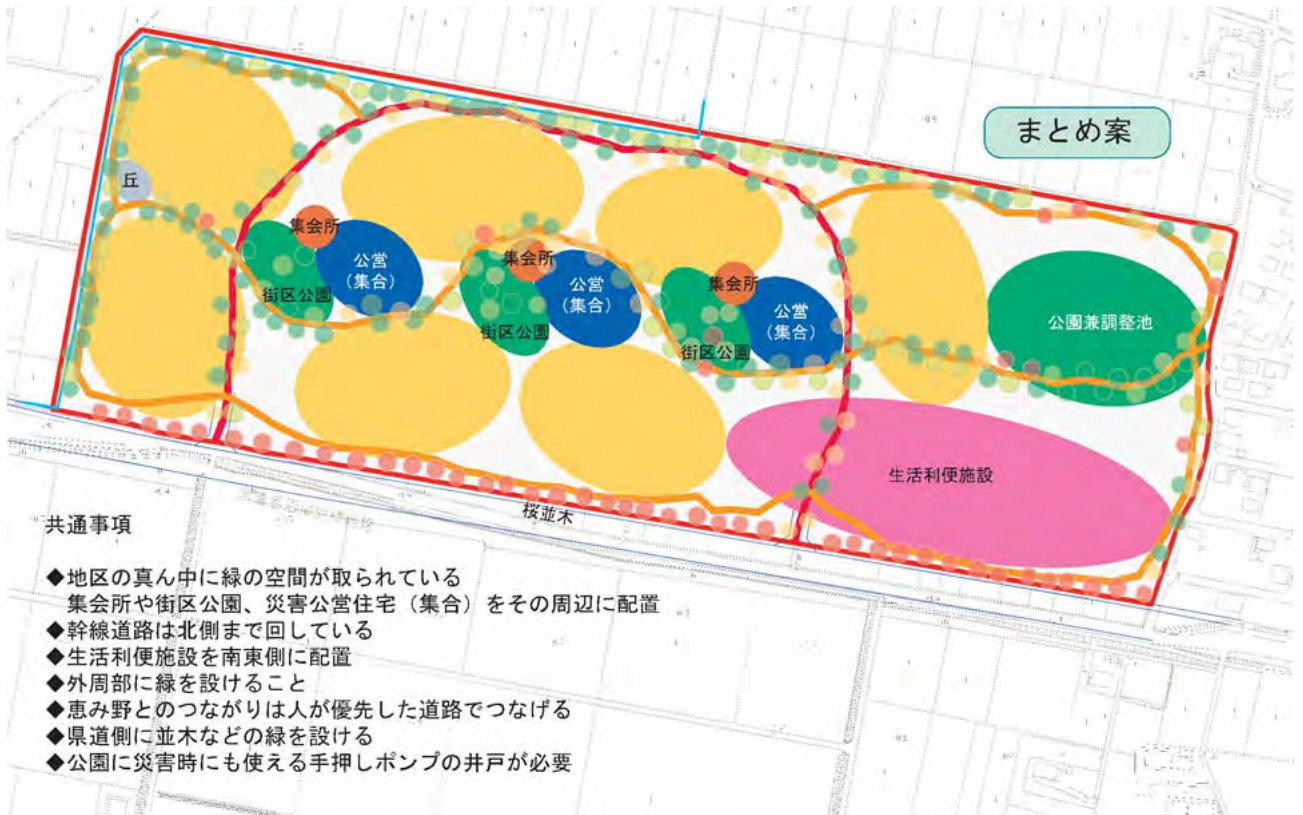
■さわやか班



■TMU班



各班から出されたまちの骨格イメージ案では、いくつかの共通項がみられる。それらの要素をまとめたものを以下に示す。



3-2 土地利用計画の作成

(1) 住宅地の基本フレーム

集団移転希望者に対する個別ヒアリング結果を踏まえ、玉浦西地区における必要住宅地面積を次のとおり設定する。(2012年8月30日現在)また、本地区には6地区以外(市営林住宅等)からの移転者もいることから、それらを含めて必要規模を算定する。

なお、集団移転希望者の希望タイプは日々変化するものであり、最終的な要望を踏まえてフレーム等は見直すこととする。

玉浦西地区における住宅地の基本フレーム (平成24年8月30日現在)

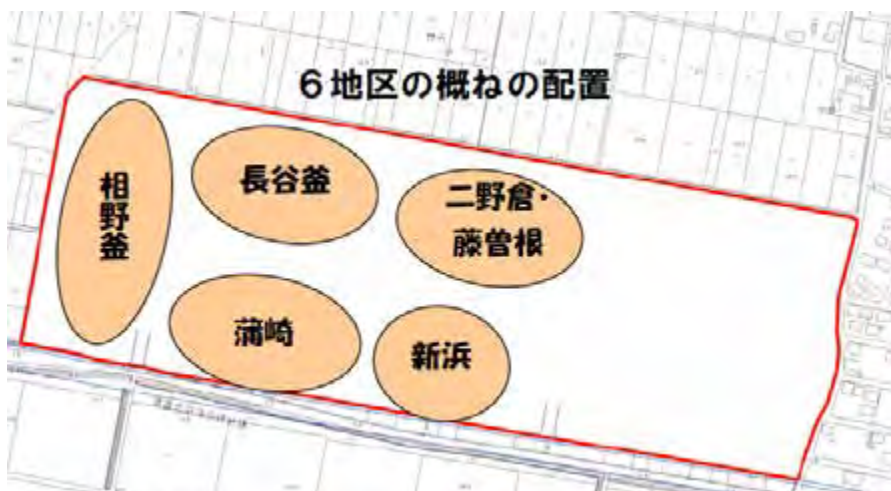
移動区分	合計		相野釜		藤菅根		二野倉		長谷釜		蒲崎		新浜	
	戸数	面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数	面積(m ²)	戸数	面積(m ²)
A1. 集団移転(土地購入:玉浦西)	54	20,906	12	5,016	0	0	16	5,874	9	3,399	7	2,343	10	4,274
B1. 集団移転(借地:玉浦西)	96	32,637	26	8,712	5	1,881	15	5,346	22	7,425	23	7,623	5	1,650
小計(A1+B1)	150	53,543	38	13,728	5	1,881	31	11,220	31	10,824	30	9,966	15	5,924
C1. 災害公営住宅(集合住宅)	52	10,400	13	2,600	2	400	9	1,800	8	1,600	14	2,800	6	1,200
C2. 災害公営住宅(戸建住宅)	66	13,200	13	2,600	1	200	11	2,200	14	2,800	24	4,800	3	600
小計(C=C1+C2)	118	23,600	26	5,200	3	600	20	4,000	22	4,400	38	7,600	9	1,800
6地区以外:C1. 災害公営(集合)	23	4,600												
6地区以外:C2. 災害公営(戸建)	52	10,400												
小計(6地区以外:C1+C2)	75	15,000												
合計	343	92,143												

※A1, B1 の宅地面積は、個別ヒアリングの結果に基づく面積である。

※災害公営住宅(集合住宅、戸建住宅)の面積は、1戸当たり200㎡として算出している。

(2) 各地区の配置

6集落の配置については、各地区より配置位置の要望が挙げられ、要望どおり以下のように決定した。



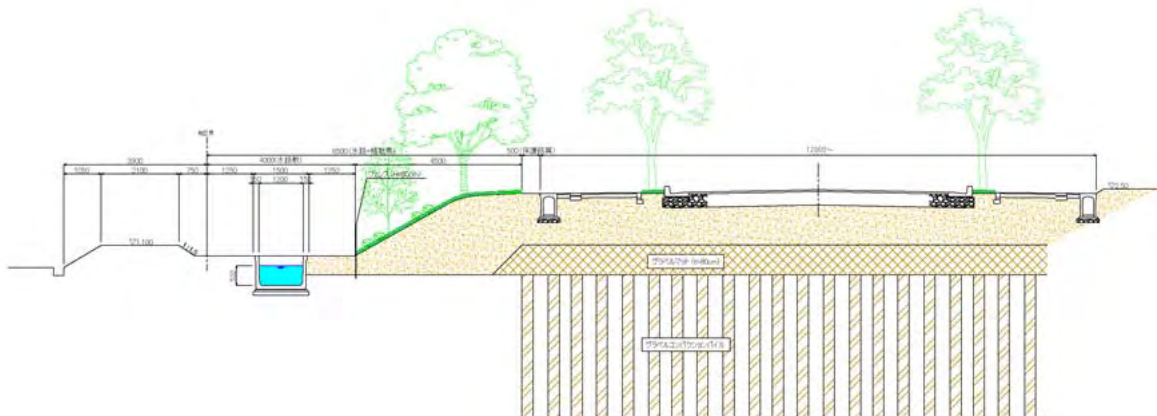
(3) 土地利用の配置検討

前項までの検討結果を踏まえ、土地利用計画検討図並びに主要な都市施設の考え方に関するたたき台が事務局から提示された。



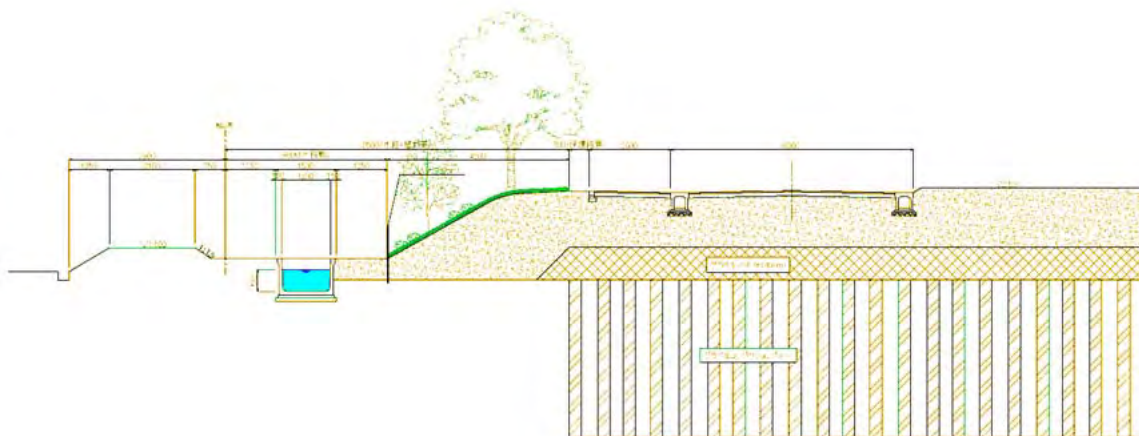
■ 地区内幹線道路の基本的な考え方

- 県道岩沼海浜緑地線との取り付き部を起終点として、基本的な自動車動線が地区内に混入しないよう、及び地区内の宅地配置が柔軟に行えるよう地区境界までを使ったループ状に配置する。
- 本路線は、メインとなる自動車交通の処理だけでなく、地区内景観を形成する基本動線であることから、良好な道路景観を確保することに配慮する。特に、北側区間においては、法面と一体となった「居久根空間」として構成できる断面を確保するとともに、電線の裏配線による無電柱化を検討する。北側区間における断面イメージを以下に示す。



■区画道路の基本的な考え方

- 地区内の区画道路は、道路幅員 6.0mを基本に配置する。
- 安全性に配慮し、可能な限り十字交差は避け、T字交差により街区を構成する。
- 地区の北側、西側の地区境界部においては、法面の管理用通路を兼ねて区画道路を配置するとともに、幅員 2.0mの歩道を配置して法面と一体となった良好な道路空間を確保する。当該区間における断面イメージを以下に示す。



■緑道の基本的な考え方

- 地区内のメインとなる歩行者動線として、各地区の街区公園及び公園兼調整池をネットワークするよう東西方向につなぐ緑道を配置する。
- 歩行者動線は、玉浦小学校や玉浦中学校の通学路として利用できるよう、公園兼調整池を通じて隣接する恵み野地区とアクセス可能なように配置する。
- 区画道路による分断を可能な限り減らすとともに緑化等により、安全で、かつ歩いて楽しい歩行者空間を確保する。
- 貞山堀の線形をかたどった緑道については、地区全体のシンボルとなるように6地区のシンボルも緑道の近辺に配置する。



歩行者専用道の事例
(6m幅(有効幅員4m):富谷町成田)



歩行者専用道の事例
(名取市那智が丘)

■公園兼調整池の基本的な考え方

- 公園兼調整池の防災調整池については、放流先の位置を踏まえ、地区の東側に配置する。
- 調整池エリアの断面としては多段式とし、降雨時に常時水が貯まるエリア、大雨時に水が貯まるエリア、水が入らないエリアの3区分を想定する。
- 大雨時に水が貯まるエリアについては、これまでの意見等を踏まえ、グラウンド・広場として利用可能となるような空間を確保する。
- 生活利便施設エリアと一体となって広がりのある空間を確保できるよう、生活利便施設に隣接して配置する。



公園兼調整池の事例：赤線内側が通常時は公園で大雨の時に水に浸かる部分(大和町まほろば公園)



洪水警告表示ポール(ここより下は水に浸かる)

■街区公園配置の基本的な考え方

- 街区公園は、2地区に1箇所利用できるようバランスを踏まえながら配置するとともに、良好な住環境を形成する基本要素として1箇所当たり0.25ha以上となるよう面積を確保する。
- 集会所とセットで配置するとともに、園内に防災用井戸の整備を検討し緊急時の一時避難機能を確保する。(通常時は親水空間として利用)



手押しポンプの事例(神戸市震災復興記念公園)



親水空間の事例(朝日山公園)

■生活利便施設配置の基本的な考え方

- 生活利便施設については、事業者の意向等を踏まえつつ施設配置を検討することを基本とするが、ある程度のまとまった用地を確保することから、地区南東側の公園兼調整池に隣接したエリアに配置する。
- また、個人商店等店舗兼住宅を希望する移転者等に配慮し、地区南西側の幹線道路沿道に沿道利用型用地を確保する。

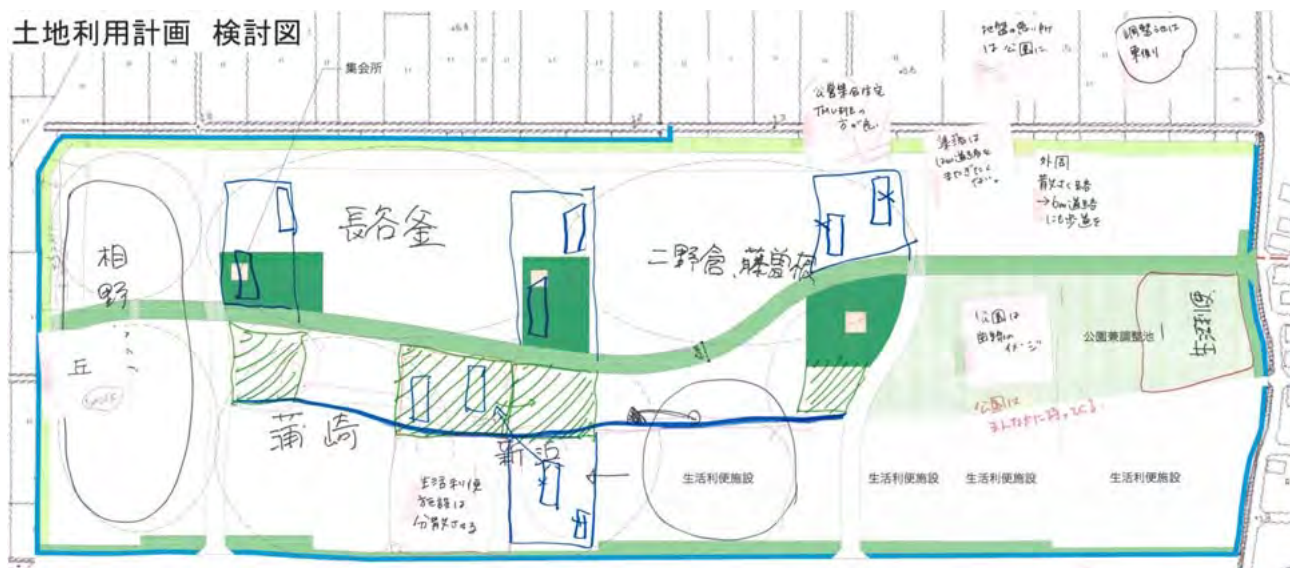
■その他

- 市民農園については、玉浦西地区の隣接地で確保することを検討する。

事務局からのたたき台に関して、各班でグループワークを行った結果を下記に示す。

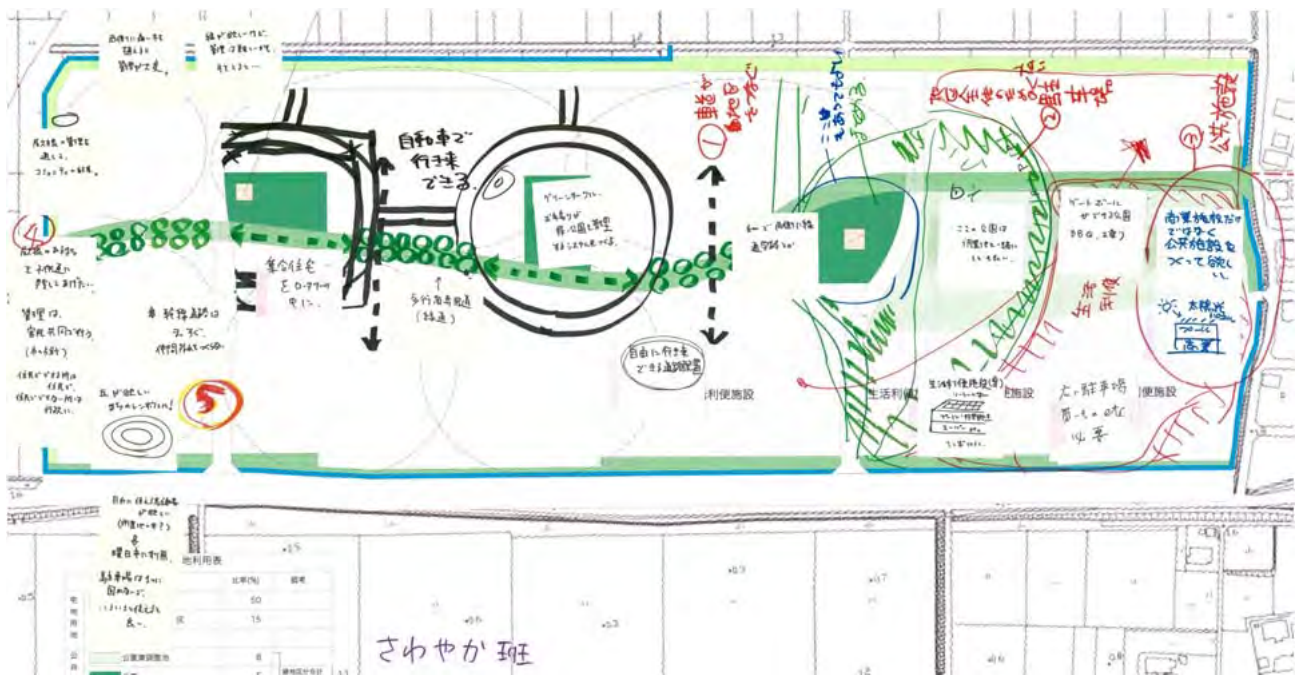
■ひまわり班

- ①地区と地区の間に災害公営の集合住宅を配置
- ②生活利便施設を分散（蒲崎と新浜の間にも設置）
- ③調整池は将来的に池の部分が縮小されるので、広場を地区中央側へ
- ④地区のまわりに散策できる道が必要
- ⑤公園は緑道の南側に配置して生活利便施設とのつながりを持たせる
- ⑥西側に丘をつくる



■ さわか班

- ①道路法面の居久根は官民協働（官民一体：ここ強調）で管理する
- ②調整池を中央側にまとめて街区公園と合わせて大きな公園にし、広めの駐車場を設置
- ③地区の中央の緑道で南北が分かれているので南北方向のクルマの通り道としてロータリーを入れる
- ④生活利便施設内の施設として、一階は店舗、二階はプールや集会所、備蓄。屋上に太陽光発電を入れる
- ⑤西側に丘をつくり、玉浦西地区のシンボルにする

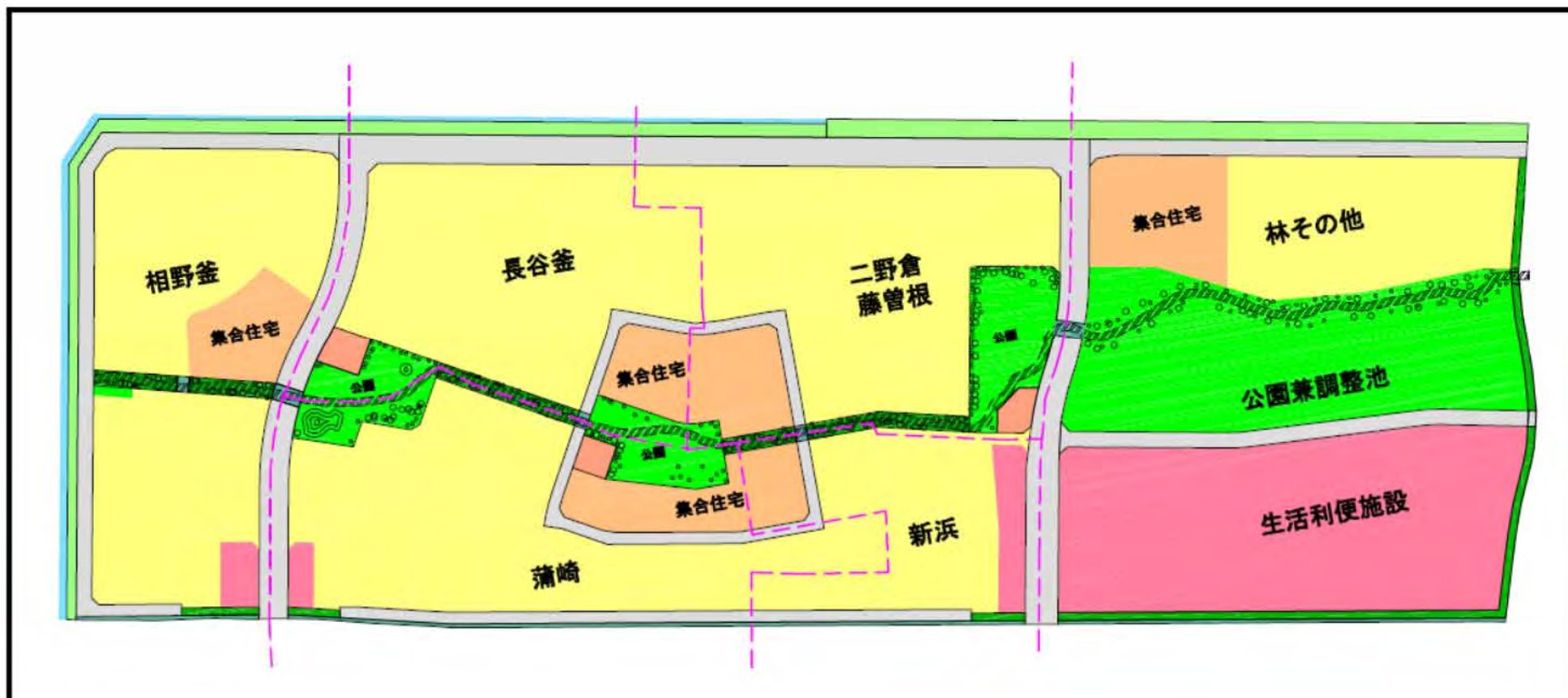


■ TMU班

- ①生活利便施設は地区の東側を縦方向に配置して、恵み野とのつながりとする
- ②恵み野とのつながりが水路で大きく分断しているので行き来しやすくする
- ③緑道は6mくらいのイメージ
- ④集会所は2階建て、公園兼調整池には大きめのものを配置
- ⑤菜園は地区外の北側に設けてもらいたい
- ⑥集合住宅は2箇所で二野倉・藤曾根の下と相野釜の近くに



玉浦西地区 土地利用計画図(案) 基本パーツ図



基本パーツ図の基本的な考え方

- ✦ 幹線道路を北側外縁部まで通すとともに、北側、西側に歩道付区画道路を配置して、法面と一体となった緑の空間（居久根）を確保。
- ✦ 地区中央部の緑道は、6地区共通のシンボルである貞山堀の形状を模して配置し、本地区の骨格軸を形成。
- ✦ 街区公園、集会所は緑道沿いに配置。
- ✦ 集合住宅は、相野釜／長谷釜・二野倉・藤曾根／蒲崎・新浜となるよう地区間に配置し、中央部の集合住宅エリアは緑道、公園を介して一体的なエリアとなるよう計画。あわせて、南北、東西の区画道路を組み合わせ周回道路を配置。
- ✦ 生活利便施設を西側地区にも分散配置。なお、人が集まる施設であることから、幹線道路沿道に配置。
- ✦ 公園兼調整池は、地区東側に配置し生活利便施設と一体となった利用を促進。

前述の土地利用計画図（案）基本パーツ図に対して、各委員より以下のような意見が出された。これらの意見の内容を踏まえて、土地利用計画図の作成を進めることとした。

- 集合住宅が、地区の中央にまとまり過ぎている。長谷釜・二野倉・藤曽根と蒲崎・新浜の2つのまとまりで分割した方が良い。
- 集合住宅の周囲を利用したロータリーについてはイメージより大き過ぎる。緑道を横断する箇所については、ロータリーにこだわらず変更して構わない。
- 避難も行える丘を地区の西側に配置できないか。
- 避難場所とするなら、地区の西側ではなく緑道に近い方が望ましい。丘ではなく、集合住宅や集会所等の屋上を利用できないか。
- 公園と集会所をセットにするのは賛成。集会所の位置については、各地区から利用しやすい位置に再配置してもらいたい。
- 区画道路を入れたイメージ図で検討を進めたい。



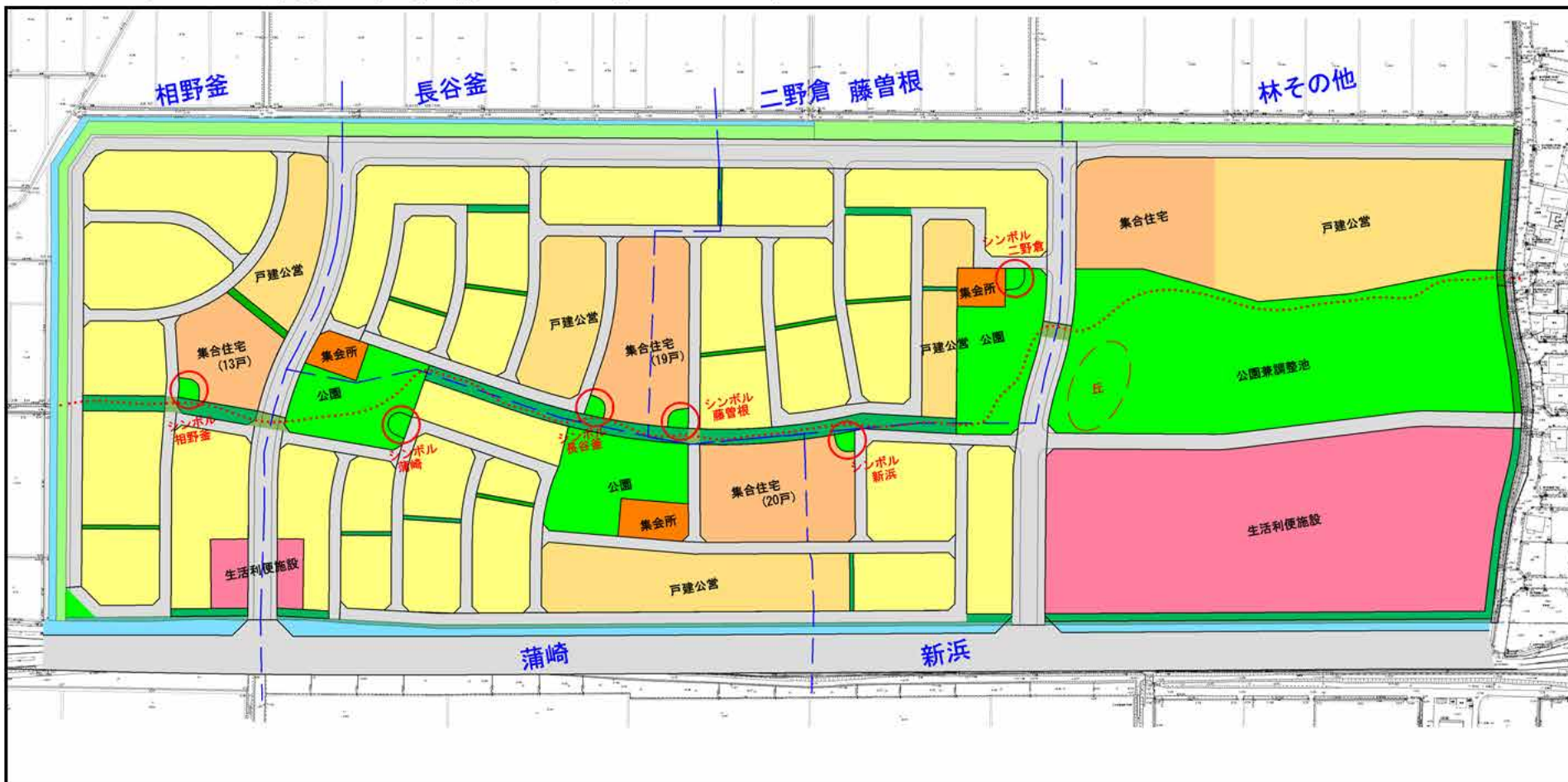
(4) 土地利用計画図

これまでの検討結果を踏まえて、土地利用計画図を以下のように作成した。

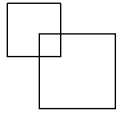
なお、本計画図は、主な施設等の配置位置等をイメージ化したものであり、今後、詳細設計を踏まえて、道路や公園等の詳細な位置や形状等を決定していくこととする。

また、この報告書の提出後に、地区ごとに取りまとめられた要望等については、関係機関との協議を踏まえ詳細設計の中で可能な範囲で対応するものとする。

玉浦西地区 土地利用計画図(平成 24 年 9 月 19 日現在)



第2章 画地の配置及び公共・公益施設整備方針の検討



1. 検討内容とスケジュール

画地の配置及び公共・公益施設整備方針に関する検討経過を以下に示す。

表 画地の配置及び公共・公営施設整備方針作成までの検討経過

年	月	回	月日	検討内容	備考
24	10	11	10/17	画地の配置方針（案）の検討 ※個人住宅及び災害公営住宅の配置方針（手法）について	
	10	11		地区ごとに画地割りを検討	
	12	12	12/12	画地の配置（案）の報告 ※個人住宅及び災害公営住宅の配置について	2/6に公共・公益施設整備方針（案）と合わせて市長へ報告
				公共・公益施設整備コンセプト（案）の検討 ※公共・公益施設の整備コンセプトについて	※地区計画を意識した検討を行う。
25	1	13	1/9	公共・公益施設整備方針（案）の検討 ※公共・公益施設の整備方針（案）について ※公園等の計画図について	
		14	1/23	公共・公益施設整備方針（案）の報告の検討 ※公共・公益施設の整備方針（案）について ※公園等の計画図について	
	2	15	2/6	画地の配置（案）を市長へ報告 公共・公益施設整備方針（案）を市長へ報告	



2. 画地の配置の検討

2-1 検討方法について

画地の検討方法については、二野倉・藤曽根をひとつの地区として扱い、決定方法も含め5地区別に進めることとした。

各地区の会合の開催状況を以下に示す。各会合では、玉浦西地区において土地を購入又は借地する方々に出席いただき、画地の決定方法及び画地の決定を行った。

表 画地割に係る各地区会合の開催状況について

地区	日時	開催場所
新浜	平成 24 年 10 月 28 日（日）	市役所 6 階 第 1 会議室
長谷釜	平成 24 年 10 月 28 日（日）	里の杜東住宅集会所
藤曽根	平成 24 年 10 月 28 日（日）	総合福祉センター（i プラザ）
二野倉	平成 24 年 11 月 4 日（日）	2 階大会議室
相野釜	平成 24 年 10 月 28 日（日） 平成 24 年 11 月 3 日（土）	里の杜東住宅集会所
蒲崎	平成 24 年 11 月 3 日（土）	里の杜西住宅集会所

なお、画地の検討を行うにあたっては、各地区からの意見を踏まえ、土地利用計画図に関して、以下の変更を行っている。

<相野釜地区>

- ・ 街区構成の変更
- ・ 災害公営住宅の位置の変更

<長谷釜地区>

- ・ 北側街区の街区幅の変更
- ・ 災害公営住宅の位置の変更

<藤曽根・二野倉地区>

- ・ 北側街区の街区幅の変更
- ・ 災害公営住宅の位置の変更

2-2 画地の配置 (案)

各地区との協議を踏まえて、画地を以下のように決定した。



図 玉浦西地区 土地利用計画図 (宅地割案：平成 24 年 12 月 12 日現在)

3. 公共・公益施設整備方針の検討

3-1 計画の考え方

公共・公益施設の整備方針を検討するにあたっては、玉浦西地区まちづくり検討委員会報告書（まちづくり方針及び土地利用計画編）の基本理念である、従来からの地区のコミュニティを最大限に尊重しつつ、新たなまちを形づくる“つながり”を重視したまちづくりとともに、以下の7つのまちづくり方針を基本に進めることとした。

7つのまちづくり方針
自然災害に強い安全・安心なまち
自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
地域の交流ができる集会所や菜園のあるまち
緑豊かで水辺のある景観のよいまち
スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
地域のみまもりにより、高齢者福祉と子育てが充実したまち

また、各項目に共通する整備コンセプトとして、以下の基本的な考え方に留意して行った。

■整備の基本的な考え方（共通事項）

- ・ 貞山堀をイメージした緑道が公園及び公園兼調整池内を横断するので、貞山堀の線形の確保を行う。
- ・ 集会所の敷地と公園の敷地は、一体感が保てるように整備する。
- ・ 公園の植栽は管理しやすい樹種を選定し、できるだけ四季を感じられるものとする。
- ・ 公園のメインとなる樹種の選定には地区の意見を取り入れる。
- ・ 6地区のシンボルは、緑道を中心として公園及び災害公営住宅の用地に配置する。
- ・ ごみ集積所は、概ね30戸に1か所を基本に、公園、緑道及び災害公営住宅の用地に配置する。

3-2 公園・緑地の整備方針

1. 公園・緑道の配置図と考え方

玉浦西地区まちづくり検討委員会での議論を踏まえて、具体的な設計では、以下の事項を基本として整備する。

①千年に一度の大災害の復興第一号となることに鑑み、力強い復興を世界に発信できる計画とする。

復興住宅地のコミュニティの中心となる明るく、楽しい場として、集会所、緑道、公園を一体的に整備する。

②安全で、安心な公園・緑道とする。

公園内の樹木や盛土については、犯罪やいたずら等の抑止を図ることができるように、死角を少なくする配置にするとともに、公園内の南側や東側については日当たりを考慮し、北西側については北風を防ぐように配慮する。

公園と緑道等との境については、公園からの飛出しによる事故を防止するために、柵や緑地帯を設ける。

③郷土の文化的景観である居久根の再生を行う。

従来構成種であるスギは、塩害により枯死したため、津波で生き残った樹木の毎木調査に基づき、ケヤキ、コナラ、オオヤマザクラ、シロダモ、ヤブツバキなどを、新しい居久根の構成種とし、市民と市との協働により「コミュニティ居久根」を創り出す。

④日本の美しさを日々の暮らしの中で、実感できる、心豊かなまちを創り出す。

春：多様な桜の品種を植栽し、桜の名所となるようにする。

日米親善の桜の寄付などを働きかけていく。(ポトマック河畔の桜との縁)

夏：芙蓉、百日紅など、被災した地域で親しまれてきた花木を植栽する。

秋：被災した地域に残っている多様な品種の紅葉を植栽する。

また、金木犀などの香り高い樹木を植栽し、季節感が感じられるようにする。

冬：ろうばい、梅など品性のある冬の景観を創出する。

⑤健幸先進都市・岩沼を象徴する健康づくりに配慮した公園とする。

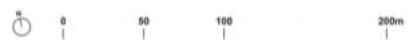
バリアフリーとし、健康づくりに向けた整備を行う。

健康に配慮し、観賞用薬草、ハーブ等地被植物の導入を検討する。

⑥生物多様性に配慮した設計とし、生き物との共生を図る。

特に、調整池における湿地機能の付加について工夫する。

玉浦西地区 ランドスケープ基本計画図



(仮称) 西公園 (仮称) 中公園 (仮称) 東公園 公園兼調整池

2. 各公園、緑道の基本計画の考え方

(1) 公園兼調整池

①使い方のイメージ

復興まちづくりの象徴となる空間であり、玉浦西地区への来訪者（被災地視察等）を迎えるゲート（門）である。被災前の玉浦地区（6地区）をつなぐ仕掛けとして、花見や芋煮会などのイベントや多目的利用が可能な平場、眺望に配慮したステージ機能を有する丘を備えた公園とする。

②整備の基本的な考え方

- ・公園兼調整池の防災調整池については、放流先の位置を踏まえ、地区の東側に配置する。
- ・調整池エリアの断面としては多段式とし、降雨時に常時水が貯まるエリア、大雨時に水が貯まるエリア、水が入らないエリアの3区分を想定する。
- ・水が入らないエリアについては、復興や地域イベント等が行える広場を確保する。
- ・大雨時に水が貯まるエリアについては、多目的な利用が可能となるような空間を確保する。
- ・生活利便施設エリアと一体となって広がりのある空間を確保できるよう、生活利便施設に隣接して配置する。
- ・地区の西側に新たなシンボルとなる丘（3m程度。イベント開催時のステージ機能を有する）を設置する。
- ・安全性を確保するために、大雨時に閉鎖する必要があることから、柵（高さ1.2m程度）と緑地帯（幅1.0m程度）を組み合わせたもので外周を囲むとともに、出入り口についても大雨時に閉鎖可能な門を設置する。

③検討施設・規模・事業費

公園兼調整池／約1.2ha、植栽、駐車場（約20台）、シンボル丘

④設計の考え方

調整池の冠水するエリアについては、維持管理、景観、生物多様性、利用などの要因を考え、以下のような方針とする。

- ・降雨時に常時水がたまるエリア：法面の降雨による崩壊を防ぐため湿地植物の導入を検討する。なお、ヤナギなどは、挿し木で安価で、容易に生育するため、法面保護には適切である。平地の冠水エリアには、アヤメ、ショウブなどをいれる。かつて、岩沼には湿地、沼が点在しており、初夏の風物詩であった。
- ・大雨時に水がたまるエリア：多目的な利用が行えるような芝生広場等を確保する。
- ・水が入らないエリア：通学路及び、地域の集い、イベントが行える広場を確保する。
- ・地区の西側にシンボルとなる丘（3m程度）を配置する。

⑤植栽計画のイメージ（詳細は実施設計において検討する）

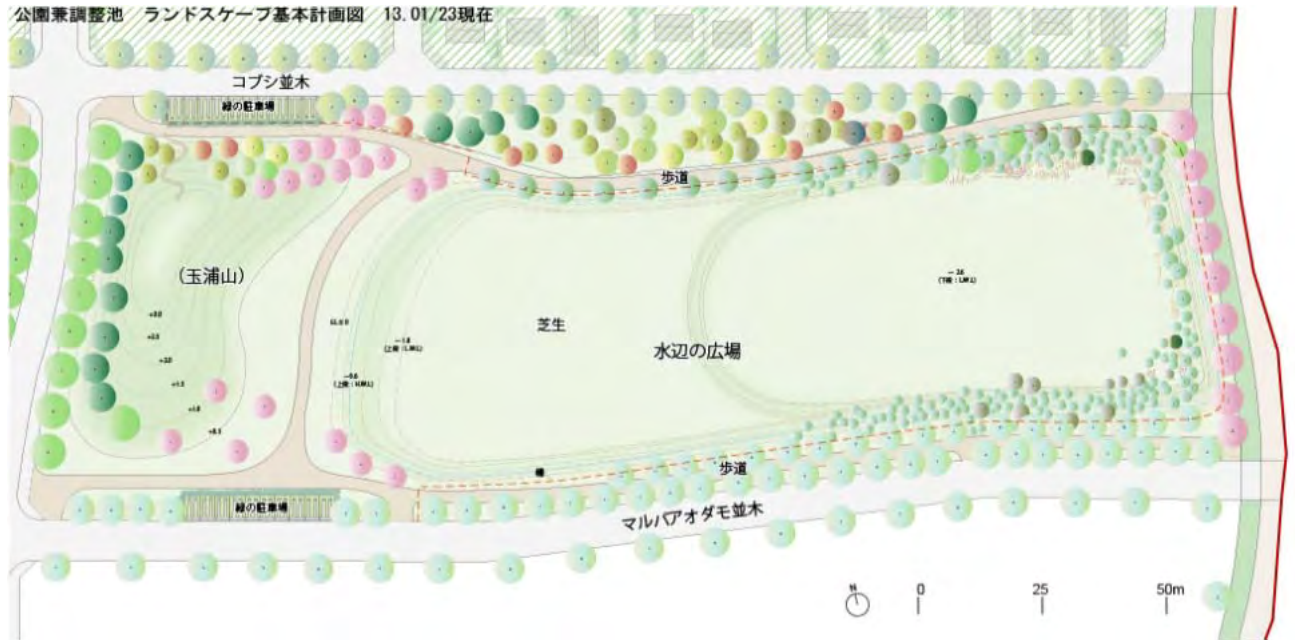
- ・恵み野住宅地に隣接するエリアは、景観的に美しい場として育てていく必要があり、桜（普賢像等）などの、華やかな品種を選んで植栽する。

- 降雨時に水が貯まるエリア及びその周辺の植栽可能な法面は、アヤメ、シャガ、ヤナギ、ハンノキ、マルバアオダモ等の湿地性の植物とする。
- 災害公営住宅の隣接地は、日当たりを確保し、四季の変化を楽しむことができるよう、雑木林（コナラ、イヌシデ、ヤマボウシ、エゴノキ）などとし、道路沿いは、コブシなどの春を告げる樹木を考える。
- 水につからない広場は、お花見などができるように、多様な桜を配植する。
（うこん、紅豊、雅、楊貴妃、御車返し、寒緋桜等）
- シンボル丘の周辺は、冬季の季節風を防ぐ居久根の形態を踏襲する。シラカシ、アラカシ、コナラなどの混交林。
- 街路に沿って街路樹となる樹木を植栽する。樹種は、今後、検討を行う。
（例）西側：花木（ハナナシ等）、北側：コブシ、東側：桜、南側：マルバアオダモ 等



<平面図>

公園兼調整池 ランドスケープ基本計画図 13.01/23現在



(2) (仮称) 東公園・集会所

①使い方のイメージ

公園兼調整池との連続性、一体感を持ち、子供たちが自然を感じながら安全に遊べる、地区の住民が主体的に管理、見守りしやすい公園及び集会所とする。

②整備の基本的な考え方

- ・高齢者と子供の交流も視野に入れた平屋建ての集会所を設置する。
- ・安全に遊べる遊具を設置する。
- ・公園兼調整池との連続性、一体感が感じられる作りとする。

③検討施設・規模・事業費

公園（コンビネーション遊具、植栽等）／約 3000 m²（集会所敷地を含む）

集会所／約 100 m²（建物）

駐車場

事業費（公園／約 50 百万円、集会所／25 百万円）

④設計の考え方

- ・将来を担う子供たちが、のびのびと遊ぶことのできる楽しい公園とする。
- ・隣接する調整池の公園と一体感のあるものとし、全体を緩やかな盛土芝生の連続する空間とし、随所におおらかな遊具を配置する。集会所のデザインも、子供の想像力を喚起するような夢のあるデザインとする。
- ・子どもの利用をコンセプトとした公園であることから、集会所と一体となった屋外トイレの整備を検討する。

⑤植栽計画のイメージ（詳細は実施設計において検討する）

- ・東側は、調整池の公園と一体となるような明るい雑木林、花木を配植する。
- ・北側は、コブシとし、災害公営住宅と一体となった空間とする。
- ・西側は、居久根の構成とする（シラカシ、アラカシ、ヤマボウシ）。隣接する住宅の日当たりを確保するため、境界から少し離して植栽する。境界は、生垣とする。
- ・緑道と連続する南側の入口は、二野倉地区などのシンボルツリーであるサルスベリ等を植栽する。

<平面図>



(3) (仮称) 中公園・集会所

①使い方のイメージ

玉浦西地区の中央に位置し、地区の防災力を高める防災機能を兼ね備え、地区全体の交流の中心となる公園および集会所とする。

②整備の基本的な考え方

- ・玉浦西地区全体で交流することができるスペースや防災倉庫を兼ね備えた 2 階建ての集会所(太陽光パネルの設置を検討)を設置する。
- ・雨水や井戸等による防災用水機能をもつ親水空間を整備する。
- ・トイレは災害時にも使用できる防災型のトイレとする。
- ・避難訓練や災害発生時に利用しやすいように遊具の設置は最低限にとどめ、植栽についても配慮する。

③検討施設・規模・事業費

公園(植栽、井戸等) / 約 3000 m² (集会所敷地を含む)

集会所(防災倉庫) / 約 200 m² (建物)・駐車場

事業費(公園 / 約 50 百万円、集会所 / 50 百万円)

④設計の考え方

- ・防災公園として、広い芝生広場を確保する。集会所は、避難拠点であり、非常時には場所が容易にわかる必要があるため、目印となる高木を配置する。非常時用の防災トイレ、備蓄倉庫、かまどベンチ、井戸等、防災公園としての機能を整える。
- ・この広場を取り囲み植栽を行う。また、日常的な利用を促進するため、健康遊具を導入する。

⑤植栽計画のイメージ(詳細は実施設計において検討する)

- ・緑道から連続する空間は、開放的な空間とし、広がりのある防災広場(芝生広場)が一望できるようにする。導入部には、明るい花木などを植栽する。
- ・集会所の近傍に、非常時の目印としてのケヤキを植栽する。
- ・西側は、居久根の構成とし、隣接する住宅への日当たりを配慮し、境界から少し離して植栽を行う。境界沿いは、生垣とする。

<平面図>

中公園（防災公園） ランドスケープ基本計画図 13.01/23



(4) (仮称) 西公園・集会所

①使い方のイメージ

幹線道路を跨いだ西側の地区とのつなぎとなり、誰もが、ふるさとの自然や文化を感じる憩いの場としての公園及び集会所とする。

②整備の基本的な考え方

- ・ふるさとをイメージできる平屋建ての集会所を設置する。
- ・健康づくりができる健康遊具を設置する。

③検討施設・規模・事業費

公園（植栽、井戸等）／約 3000 m²（集会所敷地を含む）

集会所／約 100 m²（建物）

駐車場

事業費（公園／約 50 百万円、集会所／25 百万円）

④設計の考え方

- ・玉浦地区の居久根のある農家の実地調査を踏まえて、設計を行う。
- ・集会所は、基本的に母屋と倉（倉庫）からなる伝統的スタイルを継承した構成を検討する。倉に相当する部分は、パーゴラなどの公園施設とする。
- ・北西部に、居久根、前庭は広くとり、菜園としての利用も可能とする。
- ・南面には、観賞用薬草園など、健康に配慮した工夫を行う。
- ・東側には、日照を妨げない程度の落葉樹を植栽し、玉浦地区の伝統的スタイルを継承する。
- ・隣接する長谷釜地区の皆さんから要望がある、大銀杏を植栽する。

⑤植栽計画のイメージ（詳細は実施設計において検討する）

- ・北側、西側は、基本的に居久根の樹種構成を植栽する。
- ・西側については、歩道空間に街路樹を植栽できないことから、街路樹を兼ねる樹木を植栽する。
- ・集会所の周辺は、居久根のある農家に植えられていた柚子、モモ、ヤブツバキなどを植栽する。
- ・南側は、日当たりに考慮した植栽とし、観賞用薬草、ハーブ等を植栽する。
- ・広場の東寄りに大銀杏を植栽する。

<平面図>



(5) 緑道

①使い方のイメージ

玉浦西地区と三軒茶屋地区を結ぶ安全・安心な歩行者動線であり、ふるさと玉浦を感じられる緑道とする。

②整備の基本的な考え方

- 地区内のメインとなる歩行者動線として、各地区の街区公園及び公園兼調整池をネットワークし、東西方向につなぐ緑道を配置する。
- 歩行者動線は、玉浦小学校や中学校の通学路として利用できるよう、公園兼調整池を通じて隣接する恵み野地区とアクセス可能なように配置する。
- 区画道路による分断を可能な限り減らすとともに、緑化等により安全で、かつ歩いている楽しい歩行者空間を確保する。

③検討施設・規模・事業費

緑道（幅員8m、植栽、休息施設等）

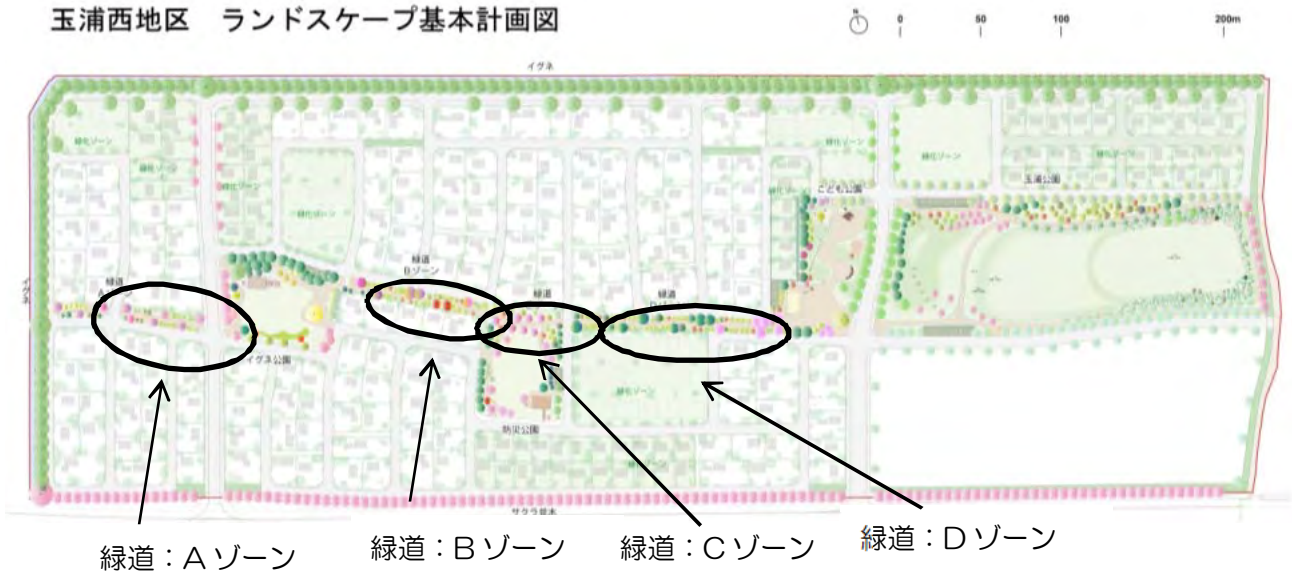
事業費約40百万円

④設計・植栽の考え方（詳細は実施設計において検討）

- Aゾーン
四季の変化に富んだ緑道とする。ハナカイドウ、アジサイ、カエデなど。
- Bゾーン
西公園と中公園をつなぐ、住宅地の中心となる緑道。
幅員の狭い空間でも、美しく咲く品種を厳選し、植栽する。
また、季節の変化を重視し、イヌシデ、カエデ、マンサクなどの雑木林の構成種を植栽する。
- Cゾーン
中公園 隣接地
中公園と一体となった植栽とする。
- Dゾーン
中公園と東公園をつなぐ住宅地の中心となる緑道
四季の変化を楽しむために、基本的に雑木林の構成種とする。
また、主要樹木としては、夏季に貴重であり、端正なただづまいであることから、古くから人々に愛されてきたナツツバキ等を植栽する。
- A～Dゾーン以外の貞山堀をイメージした動線については、貞山堀の原形動線を尊重するとともに、各ゾーンとの連続性を持つように園路や植栽等の設計において配慮を行う。

<平面図>

玉浦西地区 ランドスケープ基本計画図



3-3 街区内幹線道路の整備方針

①使い方のイメージ

電線の裏配線により景観に配慮するとともに、歩車分離による安全・安心な交通処理ができる道路とする。

②整備の基本的な考え方

- ・ 県道岩沿海浜緑地線との取り付け部を起終点として、基本的な自動車動線が地区内に混入しないよう、及び地区内の宅地配置が柔軟に行えるよう地区境界までを使ったループ状に配置する。
- ・ メインとなる自動車交通の処理だけでなく、地区内景観を形成する基本動線であることから、良好な道路景観を確保することに配慮する。特に、北側区間においては、法面と一体となった「居久根空間」として構成できる断面を確保するとともに、電線の裏配線による無電柱化を検討する。

③検討施設・規模・事業費

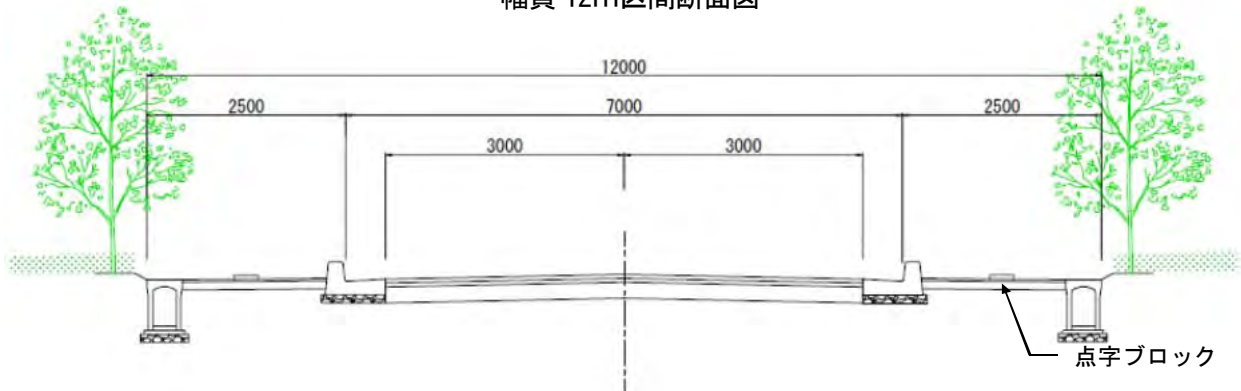
道路（幅員 12m）

※県道との接続部分（東側）に右折レーンを設置

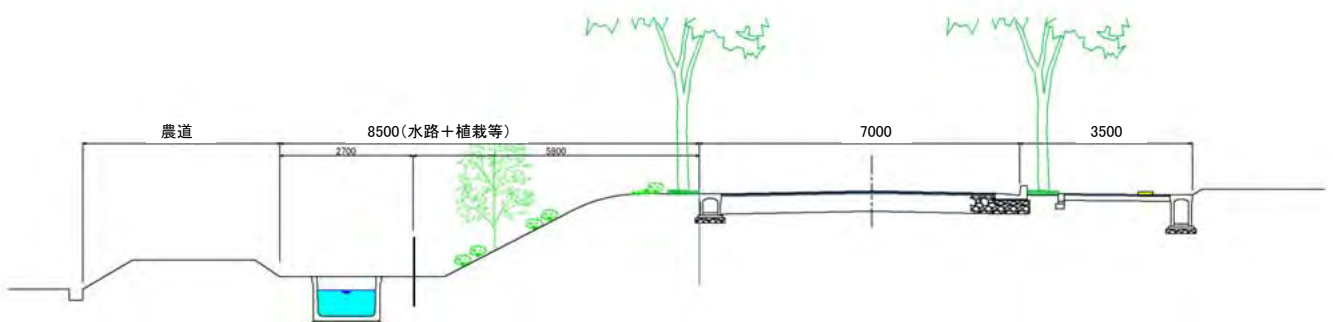
街路樹（東西路線区間）

④街区内幹線道路の整備イメージ

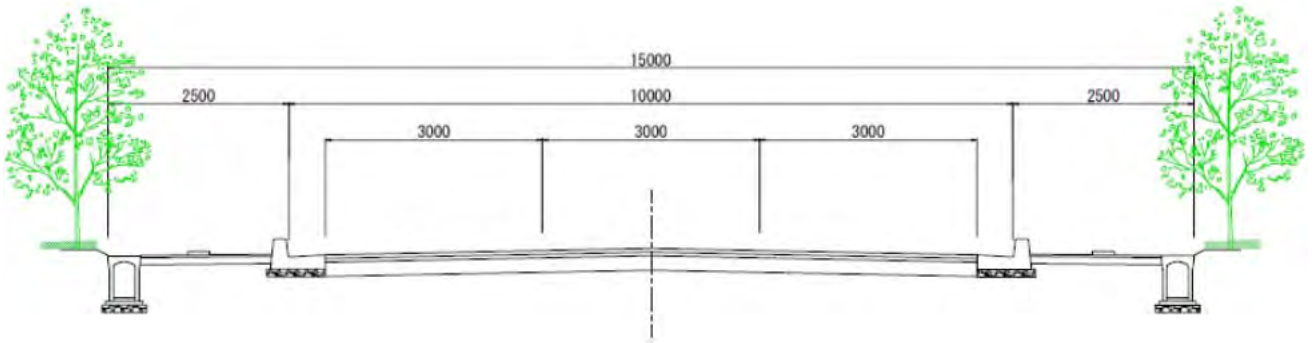
幅員 12m区間断面図



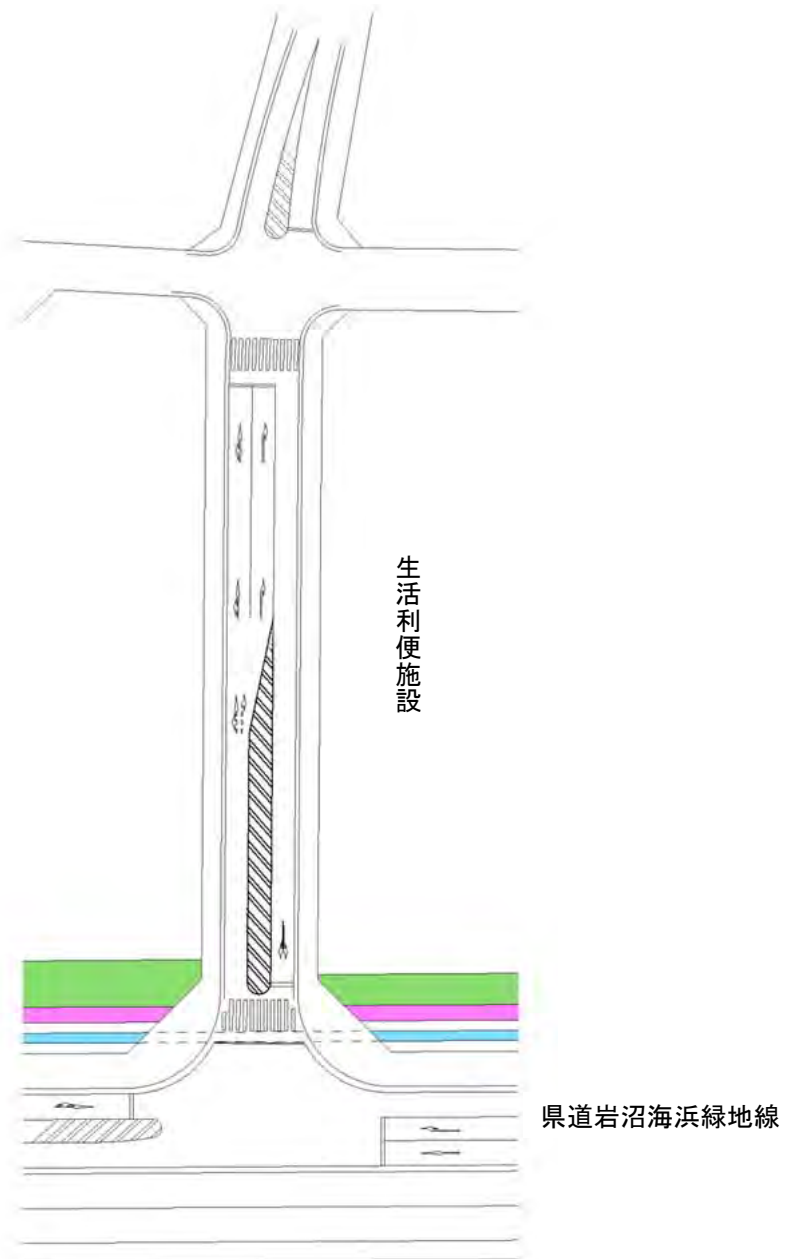
幅員 10.5m区間（居久根空間）断面図



幅員 15m区間断面図



幅員 15m区間平面図



3-4 公益施設の整備方針

①使い方のイメージ

スーパーと個人商店が複合し楽しく買物ができるとともに、高齢者や子育て世代に必要な機能を備えた玉浦地区の復興に貢献できる施設とする。

②整備の基本的な考え方

- ・被災した個人商店が入店できるとともに、地元雇用や地産地消を實踐できるスーパーの誘致を図る。
- ・高齢者や子育て世代に必要なクリニックや保育所などの誘致を図る。
- ・集客施設等の検討により集客機能の向上を図ることのできる事業者の誘致を図る。
- ・民間活力による玉浦地区の復興に寄与することのできる事業者の誘致を図る。

③検討施設・規模・事業費

スーパー、クリニック、保育所等（約 2.2ha）

※地元運営が可能な飲食、産直、震災展示機能等を有する施設の検討を行う。

※具体的な内容については、公募等で決定する。

3-5 災害公営住宅の整備方針

①使い方のイメージ

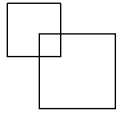
災害に強く、入居者のライフスタイルや景観、環境等に配慮した、いつまでも安心して暮らせる住宅とする。

また、将来的には、高齢者や子育て支援施設への一部転換も可能な住宅とする。

②整備の基本的な考え方

- 整備については、市と県で「災害公営住宅整備に係る業務協定」を締結したことにより、県が行う。
- 整備方針等については、これまでの検討委員会の意見や宮城県災害公営住宅整備指針（平成 24 年 7 月）を踏まえ、県と市が共同でのたたき台を作成し、それを基に検討委員会の検討を踏まえ成案とする。なお、まちづくり方針を踏まえ、災害公営住宅の敷地内における電線地中化について、市と県で協議を行う。

第3章 地区計画の検討



1. 検討内容とスケジュール

地区計画に関する検討経過を以下に示す。

表 画地の配置及び公共・公営施設整備方針作成までの検討経過

年	月	回	月日	検討内容	備考
25	2	15	2/6	地区計画（案）の検討 ※地区計画項目等の検討調査について	
		16	2/20	地区計画（案）の検討 ※まちづくりのルールについて ※街並みや緑化等の景観について	
	3		3/3	地区計画（案）の移転者説明及び意見聴取	総合福祉センター で午前、午後の2 回開催
		17	3/18	地区計画（案）の報告の検討 ※まちづくりのルールについて ※街並みや緑化等の景観について	
		18	4/3	地区計画（案）を市長へ報告	



2. 地区計画（案）の検討

2-1 基本的な考え方

玉浦西地区は、現在、市街化区域（第一種低層住居専用地域）に隣接する市街化調整区域であるが、仙塩広域都市計画の定期見直しに合わせ、市街化区域への編入を予定している。

また、市街化区域への編入に併せて、住宅地区については、閑静で良好な住環境を形成していくために「第一種低層住居専用地域」の用途地域の指定を予定している。閑静で良好な住環境を形成し、将来にわたって維持していくためには、一定のルールが必要であり、そのルールを地区計画として定めていく必要がある。

玉浦西地区は、都市計画事業に準ずる一団地住宅施設事業に位置づけられており、この中で住宅地区は建ぺい率 50%、容積率 80%と決定している。そのため、地区計画（案）を検討するにあたっては、第一種低層住居専用地域の制限である以下の内容を基本としつつ、閑静で良好な住環境の形成及び維持を図るために必要となる項目及び制限の内容について検討を行うこととする。

■基本となる制限（第一種低層住居専用地域の制限に基づく）

- 建築できる建物の用途を制限
- 建築物の容積率：80%以下
- 建築物の建ぺい率：50%以下
- 建築物等の高さの最高限度：10m
- 道路斜線、北側斜線、日影規制 等



第一種低層住居専用地域の住宅地の例（岩沼市里の杜地区）

2-2 検討項目の抽出

検討委員会では、玉浦西地区のまちづくり方針として以下の7つの項目をあげている。ここでは、この7つのまちづくり方針を実現していくために、第一種低層住居専用地域による制限に加えて必要となる項目の抽出を行った。

7つのまちづくり方針
自然災害に強い安全・安心なまち
自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
地域の交流ができる集会所や菜園のあるまち
緑豊かで水辺のある景観のよいまち
スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
地域のみまもりにより、高齢者福祉と子育てが充実したまち

7つのまちづくり方針とまちづくりのルールとして検討すべき項目のマトリックスを次ページに示す。この関係から、第一種低層住居専用地域の制限内容に加えて、必要となる項目として以下の5つの項目を抽出した。

なお、7つのまちづくり方針を実現していくためには、地区計画による制限だけでは実現できない項目もあることから、それらについては地区計画以外のルールとして整理することとした。

■制限内容を検討する項目

- ・建築物等の用途の制限
- ・建築物の敷地面積の制限
- ・壁面の位置の制限
- ・建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ・かき又はさくの構造の制限

表 地区計画等におけるまちづくりのルール項目とまちづくりの7つの方針とのマトリックス

地区計画等における まちづくりのルール区分		まちづくり方針						
		安心安全な まち	環境未来都市 の実現	美しい街並み	地域の交流	景観のよい まち	楽しく買い物 ができるまち	高齢者福祉と 子育ての充実
地区計画で ルール化する項目	①建築物等の用途の制限			◎ 住環境に ふさわしい用途			◎ 住環境に ふさわしい用途	
	②建築物の容積率の最高 限度	第一種低層住居専用地域の制限内容により担保						
	③建築物の建ぺい率の最 高限度	第一種低層住居専用地域の制限内容により担保						
	④建築物の敷地面積の最 低限度			◎ 敷地の細分化を 避ける				
	⑤壁面の位置の制限	◎ 建物との間隔を 確保		◎ 建物との間隔を 確保				
	⑥壁面後退区域における 工作物の設置の制限	※該当なし						
	⑦建築物等の高さの最高 限度	第一種低層住居専用地域の制限内容により担保						
	⑧建築物等の形態又は色 彩その他の意匠の制限			◎ 景観の統一		◎ 景観の統一		
	⑨建築物の緑化率の最低 限度	※該当なし						
	⑩かき又はさくの構造の 制限		◎ 道路周辺の緑地 を確保		◎ 近所との親密性 の向上	◎ 道路周辺の緑地 を確保		◎ 近所との親密性 の向上
地区計画以外で ルール化する項目	◇生垣の樹種の統一				◎ 地域のつながり	◎ 統一感のある緑 地を確保		
	◇幹線道路からの出入り の制限						◎ 歩行者の安全性 確保	
	◇屋根へのTVアンテナ 設置制限			◎ 景観の統一				
	◇電柱等の民地への設置			◎ 景観の統一			◎ 歩行者の 安全性確保	

2-3 制限内容の検討

(1) まちづくりのルールに関するアンケート調査

前項の内容を踏まえつつ、まちづくりのルールのたたき台を提示し、その内容について各委員よりアンケート形式で意見をもらうこととした。アンケート結果を次ページに示す。

これによると、すべての項目で「必要」との回答が「不要」「変更」を上回ったことから、検討項目についてはこれらの項目を行うこととした。

また、回答の中で比較的「不要」「変更」の回答が多かったものは、以下の項目である。

《建築物等の用途の制限》

- 建築することができない兼用住宅

《壁面の位置の制限》

- 道路境界から 2.0m以上の壁面後退
- 緩和措置で、物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m以下で、かつ床面積の合計が 5 m²以内
- 緩和措置で、独立した簡易なカーポートで 30 m²以下

《建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限》

- 屋根の形態は、勾配屋根とする。
- 屋根の色彩は、黒、茶系の落ち着いたものとする。

《かき又はさくの構造の制限》

- 道路に面して設置するかきは生垣とし、その高さは概ね 1.5mとする。
- 生垣の種類は、地区ごとに統一する。

上記の意見を踏まえつつ、以下のようにたたき台を修正して、素案としてワークショップに図ることとした。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 兼用住宅については、建築できる用途に表現を修正• 道路境界線からの後退距離を 1.5mへ変更• カーポートに関する緩和措置を削除• 生垣の種類を地区ごとに統一するのは、地区計画以外のルールへ変更• 隣地との境界に設置可能なフェンスに木柵を追加 |
|---|

玉浦西地区のまちづくりのルール検討用アンケート集計結果（回答数：17件）

ルール区分	玉浦西地区のまちづくりのルール案 【戸建て住宅地区】	ルール案に対する各委員の意見				
		○ 必要	× 不要	△ 変更	？ 不明	— 空白
(1)建築物等の用途の制限	下記のものは建築できない。 ①共同住宅、寄宿舎、下宿	11	1	1		4
	②兼用住宅（事務所、洋服店、畳店、パン屋、米屋、アトリエ、工房等） 建築基準法施行令第130条の3第1項第1号、第4号、第5号及び第7号の兼用住宅 ※この基準の他に防集事業等による制限があります。	9	2	3		3
(2)建築物の容積率の最高限度または最低限度	80%以下	15				2
(3)建築物の建ぺい率の最高限度	50%以下	15				2
(4)建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度	200㎡以上	14				3
(5)壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、下記の数値以上とする。 ①道路境界から・・・2.0m以上	12		4		1
	②道路隅切から・・・1.5m以上	14		2		1
	③その他の境界から・・・1.0m以上	16				1
	ただし、以下に該当する場合は、この限りではない。 ①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下（その他の境界は除く。）	11		1	1	4
	②物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内 ③独立した簡易なカーポートで30㎡以下	8 11		7 4		2 2
(7)建築物等の高さの最高限度又は最低限度	10m以下	13		2		2
(8)建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	①屋根の形態は、傾斜を有する屋根とする。	10	2	3		2
	②屋根の色彩は、黒、茶系の落ち着いたものとする。	13	1	3		
	③外壁の色彩は、過度の原色を避け落ち着いたものとする。	15		1		1
	④物置等附属建築物は、その周辺に植栽を配置し、美観に配慮する。	14		2		1
	⑤宅地は、当初の形状を変更しないものとする。※盛土は、植栽や家庭菜園等による場合を除き行わないものとする。	15			1	1
	⑥広告板等は、美観風致を害しない自己の用に供するものとし、面積の合計は1㎡以下、高さは2m以下とし、敷地境界より1m以上後退させるものとする。	14	1			2
(10)かき又はさくの構造の制限	道路に面して設置するかきは、下記に定める生垣とする。 ただし、人及び車両の進入部分については、この限りではない。 ①生垣の高さは、概ね1.5mとする。	11		5		1
	②生垣の種類は、地区ごとに統一するものとする。 ※生垣の種類は、地区ごとに検討する。	13	2	2		
	③擁壁を設ける場合の高さは、道路から50cm以内とする。	13		2		2
	隣地境界及び公園・緑道に面して設けるかき又はさくは、下記に定める生垣又はフェンスとする。 ①生垣の高さは概ね1.5mとする。	14		1	1	1
	②生垣の種類は、地区ごとに統一するものとする。 ※生垣の種類は、地区ごとに検討する。	14	1	1		1
	③フェンスの高さは、1.2m以下とする※フェンスは、透視可能な金属柵等とする。	14		2		1
	④擁壁を設ける場合の高さは、隣地境界及び公園から20cm以内、緑道から50cm以内とする。※公園は宅地と同じ高さ	14			1	2
	(11)その他	宅地への車両乗入れは、6mの区画道路に限定する。ただし、区画道路に面していない宅地については、幹線道路に4mの車両乗入れ口を認める。	15			
屋根へのTVアンテナの設置は、禁止する。		12	1	1	1	2
電柱等については、民地を借地し設置する。※電力又はNTTが設置する。		14	1			2

項目	自由回答の意見概要
(12)自由記入欄	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人を優先すれば自由さは増すが、長く将来の中で規律はなくなる。全体を優先すれば統一感はあるが、窮屈感は否めない。今回の西地区の場合、総合的に考えると全体を優先する比重が当然高くなると思われる。 ◆街区内の樹木等に関するきまりも役割や負担金などについても、きちんと決めておく必要があると思います。 ◆地域との話し合いと自己の意見を考慮して作成しました。太陽光発電については国の補助の他、市、県の補助をお願いし、全戸に設置出来れば環境にもよいと思う。 ◆宅地は道路より高くなるが、土留めや隣地との境界はどうしましょう。借地の場合は工事しても自分のものではないね。門扉なども同様。 ◆擁壁を設ける場合、化粧ブロックは全地区、又は各地区毎に同じ物にする。擁壁と生垣を同じにする事でその地区毎の一体感が出る。 ◆フットパスの取り入れ再検討。 ◆隣地境界線を設置してほしい。太陽光発電に助成金を出してほしい。ふたつとも地区住民の要望です。 ◆外周の擁壁は 50cm 以内と、隣地境界の部分は景観からしても統一した方が良いと考える。緑道と民地の界はどの様に界をつけるのか。集団移転に対する市単独の方針はあるのか。ソーラーパネルに対する市の補助は出してもらえるか。 ◆市長がかかげるトップランナーとしての思い、これから移転する市町村にアピール出来る物、岩沼の移転の様な街を作りたいと思われる街を作るには何かしてほしい。皆がこれが一番良かったと言えるシンボルがほしい。よろしくお願いします。 ◆元、住んでいた所（広い）又、車社会のため、一戸当たり 3～4 台所有。駐車場の確保から、資料⑤の仙台市錦ヶ丘東地区 CIMG0030 写真の左の様になる（景観で緑がない）よって 5m 間隔位で緑を設ける（富谷町成田地区 CIMG0048 写真の右の様な景観に配慮した方が良いと思う。） ◆検討委員会に市長も参加しての論議もたまには良いのではないかと。将来若者達が集団移転地に住みたくするような住宅にしたいので宜しくお願いします。
(13)住宅以外の建築物欄	<p>納屋等 納屋、物置等に関しては各自に自由でよいのではないかと。 物置、車庫 物置（市販されている物置は建築物と見なすのか？） 車庫 物置等は必要かなと思う。 納屋兼物置と駐車場が隣接している建物</p>

(2) ワークショップによる検討

前項の変更点を踏まえ、以下に示すまちづくりのルール（素案）を作成し、ワークショップにより各班で制限項目の内容に関する検討を行った。

玉浦西地区のまちづくりのルール（素案）

玉浦西地区のまちづくりは、第一種低層住居専用地域による制限を基本として、以下のルールにより行うものとする。

1 地区計画

地区計画については、下表のとおりとし、都市計画決定及び岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正を行う。

ルール区分	第一種低層住居専用地域による制限	まちづくりのルール（左記に加える制限）	備考
(1)建築物等の用途の制限	以下のものだけが建築できる。 ①住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ②兼用住宅（非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの）※建築基準法施行令第130条の3の規定に基づき非住宅部分の用途制限あり。 ③公共施設等 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ・図書館等 ・出張派出所、一定規模以下の郵便局等 ・神社、寺院、教会等 ・公衆浴場、診療所、保育所等 ・老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 ・老人福祉センター、児童厚生施設等（600㎡以下） ④建築物附属自動車庫（建築物の延べ面積の2分の1以下、600㎡以下、1階以下）	以下のものだけが建築できる。 ①住宅、共同住宅（公営住宅に限る。） ②兼用住宅（非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの） ただし、兼用住宅の非住宅部分の用途については、以下に掲げるものに限る。 ・事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） ・日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 ③公共施設等（左記に同じ） ④建築物附属自動車庫（左記に同じ）	第一種低層住居専用地域による制限の欄の(1)建築物等の用途の制限の項の内容については、用途制限の内容を参考に記載しています。
(2)建築物の容積率の最高限度又は最低限度	80%以下		
(3)建築物の建ぺい率の最高限度	50%以下		
(4)建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度		200㎡以上（住宅及び兼用住宅に限る。）	
(5)壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、下記の数値以上とする。 ①道路境界線から 1.5m以上（北側は1.0m以上） ②その他の境界線から 1.0m以上 ただし、以下に該当する場合は、この限りではない。 ・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下（壁面後退図の説明 a+b ≤ 3m） ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ壁面後退位置にある床面積の合計が5㎡以内（壁面後退図の説明 c+d ≤ 5㎡ ※斜線部の面積）	
(7)建築物等の高さの最高限度又は最低限度	①絶対高さ制限（高さの限度） 10m以下 ②建築物の高さの制限（建築物の各部の高さ） ・道路斜線 適用距離は20m、勾配は1.25（図-1） ・隣地斜線 なし ・北側斜線 立上がりは5m、勾配は1.25（図-2） ③日影規制（図-3） ・制限を受ける建築物 軒の高さが7mを超える建築物又は地盤を除く階数が3以上の建築物 ・平均地盤面からの高さ 1.5m ・規制される日影時間 5mを超え10m以内の範囲は4時間以上、10mを超える範囲は2.5時間以上		
(8)建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		①屋根の形態は、傾斜を有する屋根とする。 ②屋根の色彩は、黒、茶系等の落ち着いたものとする。 ③外壁の色彩は、温度の原色を避け落ち着いたものとする。 ④物置等附属建築物は、その周辺に植栽を配置し、美観に配慮する。 ⑤宅地は、植栽や家庭菜園等による盛土を除き、当初の形状を変更しないものとする。 ⑥広告板等は、美観風致を害しない自己の用に供するものとし、面積の合計は1㎡以下、高さは2m以下とし、敷地境界より1m以上後退させるものとする。	
垣かき又はさくの構造の制限		道路境界線に面して設置するかき又はさくは、下記に定める生垣とする。 ただし、人及び車両の進入部分については、この限りではない。 ①生垣の高さは、概ね1.5mとする。 ②擁壁を設ける場合の高さは、道路から50cm以内とする。 隣地境界及び公園・緑道に面して設けるかき又はさくは、下記に定める生垣又はフェンスとする。 ①生垣の高さは概ね1.5mとする。 ②フェンスの高さは、1.2m以下とする ※フェンスは、透視可能な金属柵や木柵等とする。 ③擁壁を設ける場合の高さは、隣地境界及び公園から20cm以内、緑道から50cm以内とする。	③の宅地と隣接する公園の地盤の高さは、同程度です。

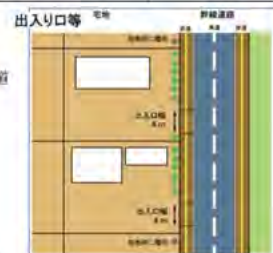
2 地区計画以外のルール

地区計画以外のルールは、以下に掲げるものとし、県土木設計マニュアルに基づくものを除き、任意のルールとする。

- ①宅地への車両乗入れは、6mの区画道路から行うものとする。ただし、6mの区画道路に面していない宅地については、幹線道路からの車両乗入れを認め、その乗入れ幅は、県土木設計マニュアルに基づき4mとする。
- ②TVアンテナは、屋根以外の部分（壁面等）に設置するものとする。
- ③電力又は電話用の電柱等については、事業者が民地を借地し設置するものとする。
- ④地区計画に基づき設置する生垣については、地区ごとに樹種を統一するものとする。
※樹種については、地区ごとに検討するものとする。

3 その他

- ①地区計画等については、関係機関との協議や都市計画決定手続き（説明会、都市計画審議会）の中で変更になる場合があります。
- ②建築物等の用途の制限については、このルールの他に防災集団移転促進事業等によるものがあります。



素案に対する各班の意見は次のとおりである。

班名	意見の内容
ひまわり班	<ul style="list-style-type: none"> • 屋根の傾斜についてフラットな屋根を考えている人がいるので取りやめた方がよい。 • 庭で野菜作りをしたいという人がいる。ビニルハウスを建てられるようにしてほしい。 • かき又はさくについて、生垣だけでなく植栽付きのフェンスを加えたらどうか。
さわやか班	<ul style="list-style-type: none"> • 「屋根の形態は傾斜を有する」を取っても良いのではないか。 • 「屋根の色彩は黒、茶系等」としているが、「等」だと曖昧なので、「原色でなく落ち着いた色」という表現でどうか。 • かき又はさくについて、生垣があれば景観的に美しいが、管理が難しくフェンスだけになると景観的にもきれいではない。あまり伸びない樹木を紹介してもらって植えたらいいのではないか。 • 50cm までの擁壁、隣地境界の擁壁を公共で統一してやってもらった方が美しくなる。難しいようであれば、材料を共同で購入して統一するようにしてほしい。 • 隣地境界の擁壁やフェンスは二重に設けなくて境界上に作るようにしたら良いのではないか。
TMU班	<ul style="list-style-type: none"> • 「屋根の形態は傾斜を有する」は既に住宅メーカーを概ね決めているので、平たい屋根でも作れるように制限をやめた方がいい。 • 道路境界のかき又はさくを生垣にするというのはすごく迷っている。生垣に統一するときれいな街並みになるのは理解できるが、管理が大変である。管理しやすい樹種があれば別の意見も出てくる。 • 幹線道路からの出入りについては、6mの区画道路が接している宅地でも幹線道路側から出入りしたいと考えている人もいる。

各班からの意見を踏まえて、まちづくりのルール案を以下のように変更した。

《建築物等の形態及び色彩その他の意匠の制限》

- 屋根の形態に関する制限を削除
- 屋根の色彩について、「過度の原色を避け落ち着いたものとする。」へ表現を変更

《かき又はさくの構造の制限》

- 道路境界に面して設置するかき又はさくに、生垣と 1.2m以下の透視可能な金属柵や木柵等によるフェンスの併設も可能の旨を追加



(3) 説明会の開催

ワークショップの結果を受けて、まちづくりのルール（案）として整理した。まちづくりのルール（案）を以下に示す。この内容について、玉浦西地区へ移転する方々全員を対象に説明会を開催した。

玉浦西地区のまちづくりのルール（案）

玉浦西地区のまちづくりは、第一種低層住居専用地域による制限を基本にして、以下のルールにより行うものとする。

1 第一種低層住居専用地域による主な制限

- (1)建築物の容積率 80%以下
- (2)建築物の建ぺい率 50%以下
- (3)建築物等の高さの最高限度 10m
- (4)道路斜線、北側斜線、日影規制等

2 地区計画

地区計画については、下表のとおりとし、都市計画決定及び岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正を行う。

ルール区分	まちづくりのルール
(1)建築物等の用途の制限	<p>以下のものだけが建築できる。</p> <p>①住宅、共同住宅（公営住宅に限る。）</p> <p>②兼用住宅（非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの） ただし、兼用住宅の非住宅部分の用途については、以下に掲げるものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） ・日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 <p>③公共施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ・図書館等 ・調査派出所、一定規模以下の郵便局等 ・神社、寺院、教会等 ・公衆浴場、診療所、保育所等 ・老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 ・老人福祉センター、児童厚生施設等（600㎡以下） <p>④建築物附属自動車庫（建築物の延べ面積の2分の1以下、600㎡以下、1階以下）</p>
(2)建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度	200㎡以上（住宅及び兼用住宅に限る。）
(3)壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、下記の数値以上とする。</p> <p>①道路境界から 1.5m以上（北側は1.0m以上）</p> <p>②その他の境界から 1.0m以上</p> <p>ただし、以下に該当する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下 （壁面後退の説明 $a+b \leq 3m$） ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ壁面後退位置にある床面積の合計が5㎡以内 （壁面後退の説明 $c+d \leq 5m$ ※斜線部の面積） 
(4)建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>①屋根の色彩は、過度の原色を避け落ち着いたものとする。</p> <p>②外壁の色彩は、過度の原色を避け落ち着いたものとする。</p> <p>③物置等附属建築物は、その周辺に植栽を配置し、美観に配慮する。</p> <p>④宅地は、植栽や家庭菜園等による盛土を除き、当初の形状を変更しないものとする。</p> <p>⑤広告板等は、美観風致を害しない自己の用に供するものとし、面積の合計は1㎡以下、高さは2m以下とし、敷地境界より1m以上後退させるものとする。</p>
(5)かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界に面して設置するかき又はさくは、下記に定める生垣とする。</p> <p>ただし、人及び車両の進入部分については、この限りではない。</p> <p>①生垣の高さは、概ね1.5mとする。</p> <p>②擁壁を設ける場合の高さは、道路地盤面から50cm以内とする。 （なお、生垣と1.2m以下の透視可能な金属柵や木柵等によるフェンスの併設も可能とする。）</p> <p>隣地境界及び公園・緑道に面して設けるかき又はさくは、下記に定める生垣又はフェンスとする。</p> <p>①生垣の高さは概ね1.5mとする。</p> <p>②フェンスの高さは、1.2m以下とする ※フェンスは、透視可能な金属柵や木柵等とする。</p> <p>③擁壁を設ける場合の高さは、宅地及び公園地盤面から20cm以内、緑道地盤面から50cm以内とする。 ※③の宅地と隣接する公園の地盤の高さは、同程度とする。</p> 

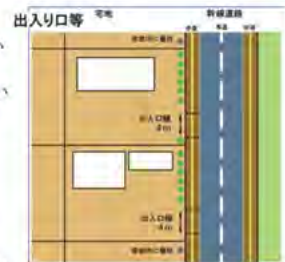
3 地区計画以外のルール

地区計画以外のルールは、以下に掲げるものとし、県土木設計マニュアルに基づくものを除き、法律等に基づかない任意のルールとする。

- ①宅地への車両乗入れは、6mの区画道路から行うものとする。ただし、6mの区画道路に面していない宅地については、幹線道路からの車両乗入れを認め、その乗入れ幅は、県土木設計マニュアルに基づき4mとする。
- ②TVアンテナは、屋根以外の部分（壁面等）に設置するものとする。
- ③電力又は電話用の電柱等については、事業者が民地を借地し設置するものとする。
- ④地区計画に基づき設置する生垣については、地区ごとに樹種を統一するものとする。
※樹種については、地区ごとに検討するものとする。

4 その他

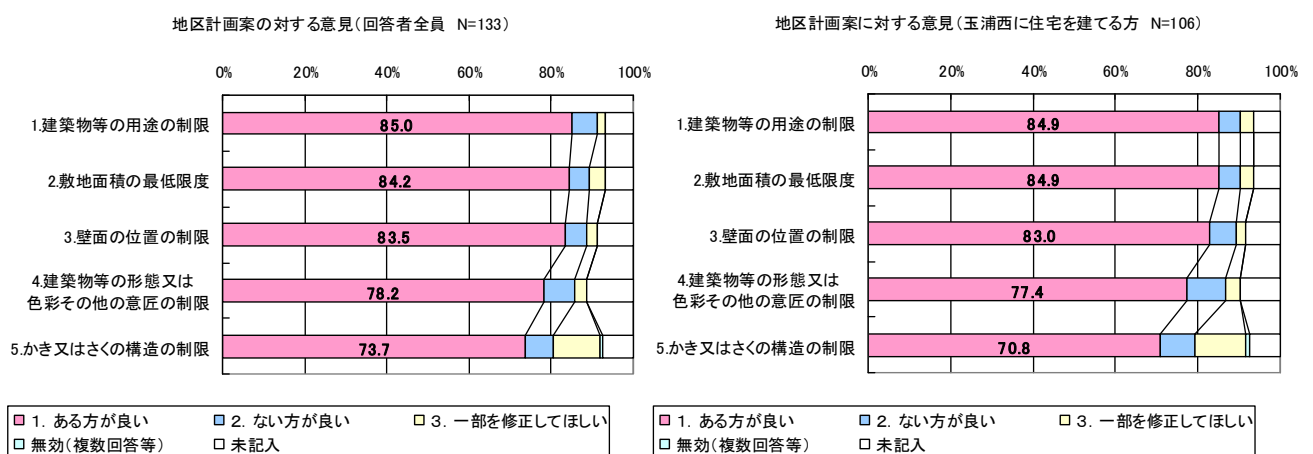
- ① 地区計画等の内容については、関係機関との協議や都市計画決定手続き（説明会、都市計画審議会）の中で変更になる場合があります。
- ② 建築物等の用途の制限については、このルールの他に被災住宅の再建を目的とする防災集団移転促進事業等によるものがあります。



説明会での質疑の内容について参考資料に示す。また、まちづくりのルール(案)に関するアンケート調査を実施し、各項目に対する意見を把握した。調査票及び集計結果を参考資料に示す。

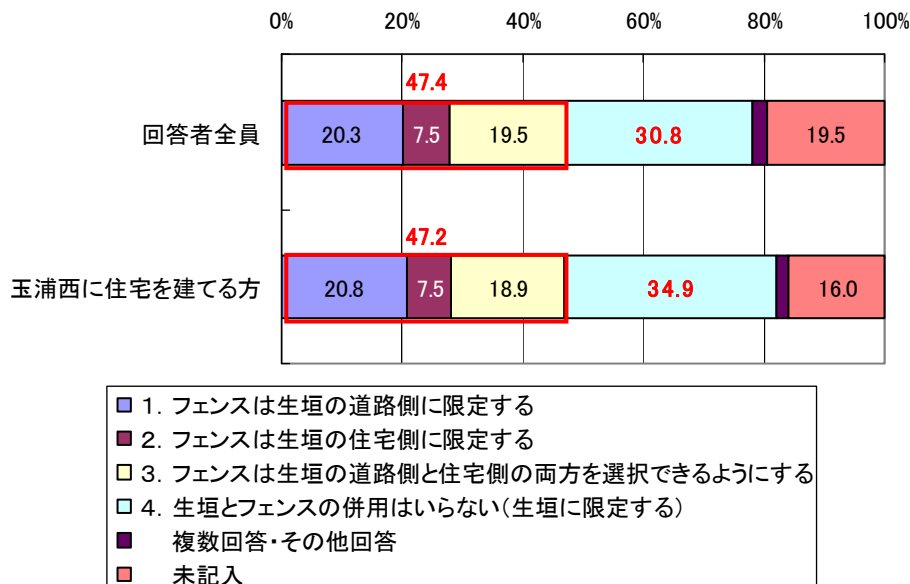
《地区計画案に対する意見》

- すべての項目で「ある方が良い」の回答が7割以上を占めている。
- 「ない方が良い」「一部を修正して欲しい」の比率が比較的高い項目は、『かき又はさくの構造の制限』である。
- 「ない方が良い」「一部を修正して欲しい」の理由としては、『フェンスだけでも良いのでは』『個々の自由度が高くて良いのでは』等の意見があげられた。



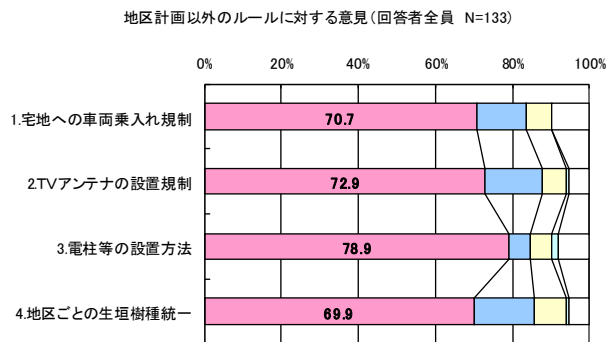
《道路に面する生垣について》

- 道路に面する生垣について、生垣のみとするかフェンスとの併用(設置パターン別)とするかについては、フェンスとの併用が半数近くを占め、生垣のみを上回っている。
- フェンスの設置パターンについては、「道路側への設置」「両方を選択できるようにする」がほぼ同数を占めている。

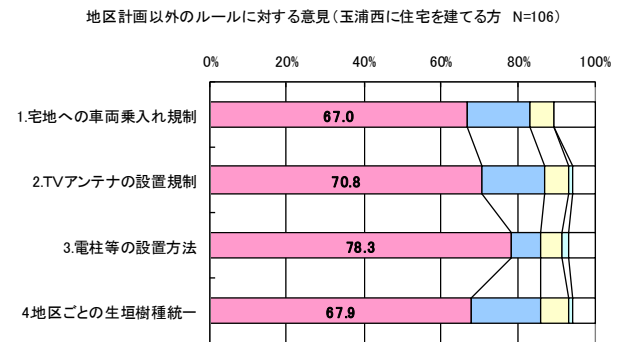


《地区計画以外のルールについて》

- 地区計画以外のルールについては、すべての項目で「ある方が良い」が半数以上を占めているが、玉浦西地区に住宅を建てる方の意見としては、『宅地への車両乗入れ規制』『TVアンテナの設置規制』『地区ごとの生垣樹種統一』に関して、「ない方が良い」「一部を修正してほしい」の合計の占める割合が20%を超えている。



□ 1. ある方が良い □ 2. ない方が良い □ 3. 一部を修正してほしい □ 複数回答 □ 未記入



□ 1. ある方が良い □ 2. ない方が良い □ 3. 一部を修正してほしい □ 複数回答 □ 未記入

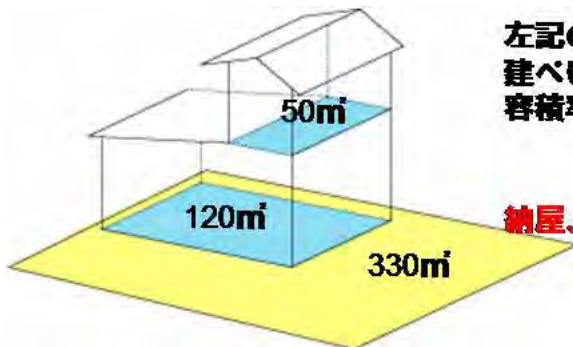


2-4 地区計画

(1) 第一種低層住居専用地域に基づく制限

① 建ぺい率、容積率

- ・ 建ぺい率（敷地面積に対する建築面積の割合）：50%以下
- ・ 容積率（敷地面積に対する延床面積の割合）：80%以下



左記の場合

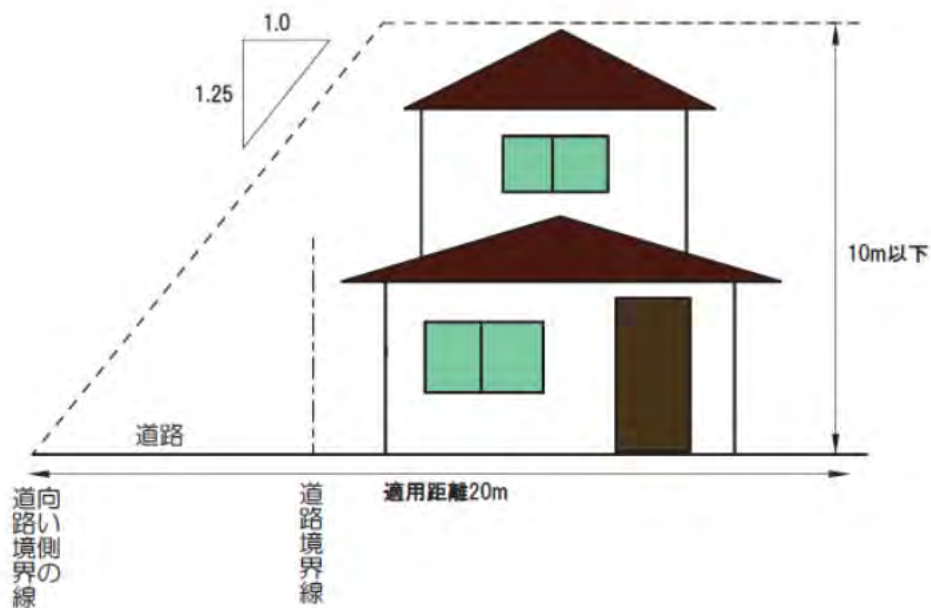
$$\text{建ぺい率} = 120\text{m}^2 \div 330\text{m}^2 = \text{約}36\%$$

$$\text{容積率} = (120\text{m}^2 (\text{1階}) + 50\text{m}^2 (\text{2階})) \div 330\text{m}^2 = \text{約}52\%$$

納屋、物置なども面積に含まれることに注意！

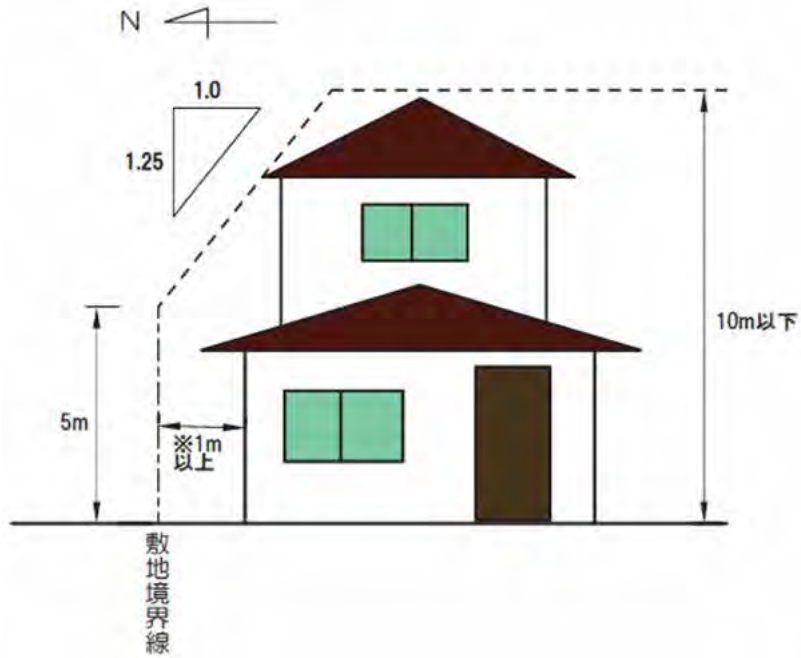
② 道路斜線

- ・ 道路の向い側を基点とし、道路面の日照などを確保する。



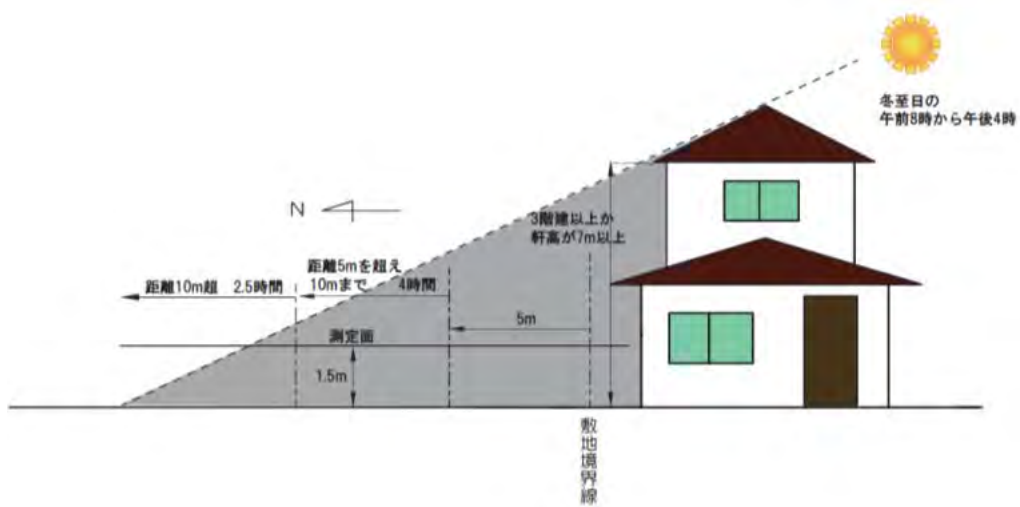
③北側斜線

- ・北側に隣接する宅地への日照を考慮する。



④日影規制

- ・近隣の敷地に生じる日影を一定時間に抑えて、日照を確保する。



(2) 地区計画によるまちづくりのルール

①建築物等の用途の制限

- 以下のものだけが建築できるものとする。
 - 1.住宅、共同住宅（公営住宅に限る）
 - 2.兼用住宅（非住宅部分の床面積が50㎡以下、かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの）
ただし、兼用住宅の非住宅部分の用途は以下のものに限る。
 - 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）
 - 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
 - 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
 - 3.公共施設等（第一種低層住居専用地域の制限と同様）
 - 4.建築物附属自動車車庫（第一種低層住居専用地域の制限と同様）

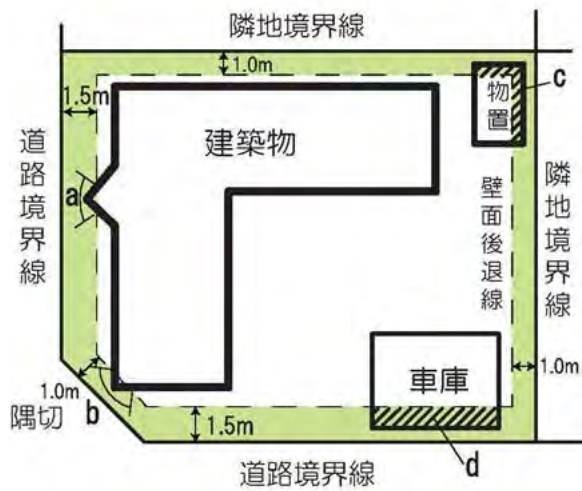
②敷地面積の最低限度

- 住宅及び兼用住宅の敷地面積の最低限度を、200㎡として、ミニ開発等を防止し良好な住環境を確保する。



③壁面の位置の制限

- 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、下記の数値以上とする。
 - 1.道路境界から 1.5m以上（北側道路境界及び隅切りからは1.0m以上）
 - 2.その他の境界から 1.0m以上
- ただし、以下の場合はこの限りではない。（緩和規定）
 - 1.外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下
 - 2.物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ壁面後退位置にある床面積の合計が5㎡以内



【緩和規定】

$a + b \leq 3m$

$c + d(\text{斜線部分}) \leq 5m^2$

④建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限

- ・建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限については、以下に示す内容に基づくものとする。

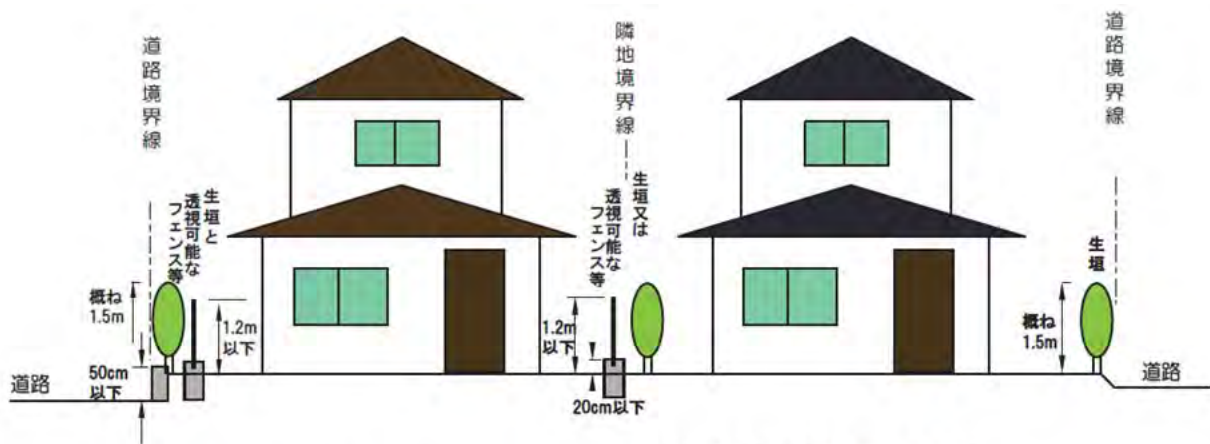
項目	制限の内容
屋根の色彩	過度の原色を避け、落ち着いたものとする。
外壁の色彩	過度の原色を避け、落ち着いたものとする。
宅地	植栽や家庭菜園等による盛土を除き、当初の形状を変更しないものとする。
広告板等	美観風致を害しない自己の用に供するものとし、面積の合計は 1 m ² 以下、高さは 2m以下、敷地の境界から 1m以上後退させるものとする。

⑤かき又はさくの構造の制限

- ・へい、かき又はさくの構造は以下に基づくものとする。

設置場所	制限の内容
道路との境界	<p>道路境界に面した宅地に設置するへい、かき又はさくは、下記に定める生垣とする。</p> <p>ただし、人及び車両の進入部分については、この限りではない。</p> <p>①生垣の高さは、概ね 1.5mとする。</p> <p>②擁壁を設ける場合の高さは、道路地盤面から 50cm 以内とする。</p> <p>※なお、生垣と 1.2m以下の透視可能な金属柵や木柵等によるフェンスの併設も可能とする。</p>
隣地との境界 公園・緑道との境界	<p>隣地境界及び公園・緑道に面した宅地に設けるへい、かき又はさくは、下記に定める生垣又はフェンスとする。</p> <p>①生垣の高さは、概ね 1.5mとする。</p> <p>②フェンスの高さは、1.2m以下（フェンスは透視可能な金属柵や木柵等とする。）</p> <p>③擁壁を設ける場合の高さは、宅地及び公園地盤面から 20cm 以内、緑道地盤面から 50cm 以内とする。</p>

■へい・かき・さくの高さのイメージ



(生垣のイメージ)



(生垣と透視可能なフェンスを併用したイメージ)



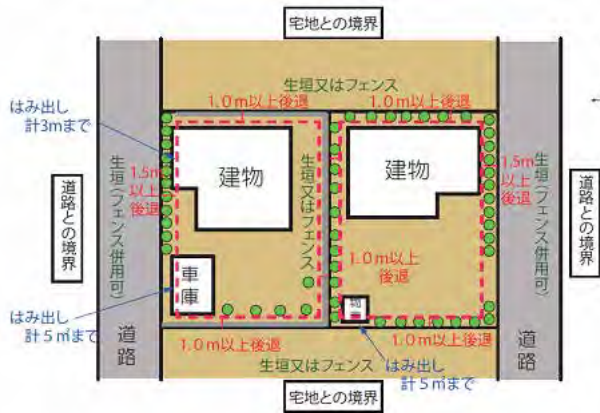
空このブロック高さは、本ルール定の基準ではありません

■生垣の連続による街のイメージ（里の杜地区）



■壁面の位置、へい・かき・さくの配置等に関する事例説明

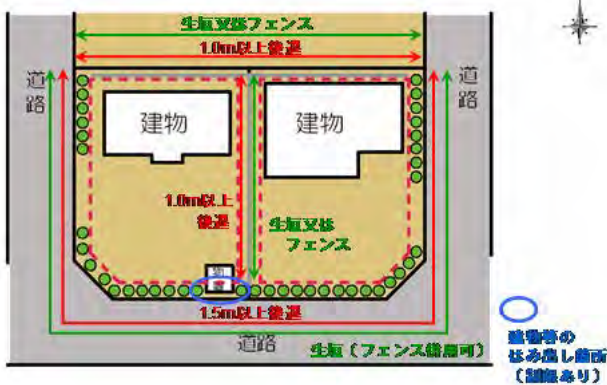
①一方向のみ接道する場合



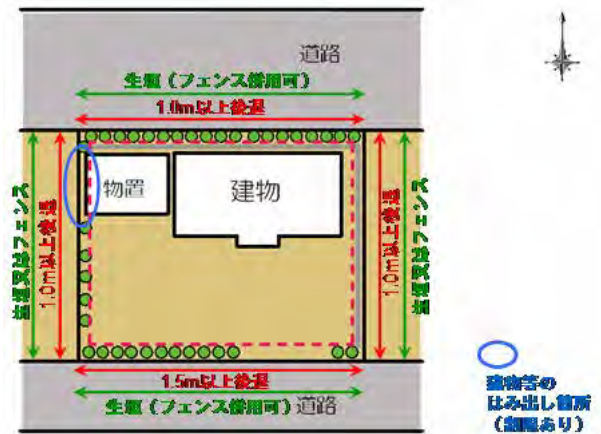
②2面が接道する場合（北側角地）



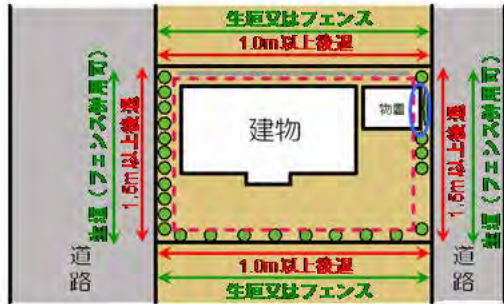
③2面が接道する場合（南側角地）



④2面が接道する場合（正背地）

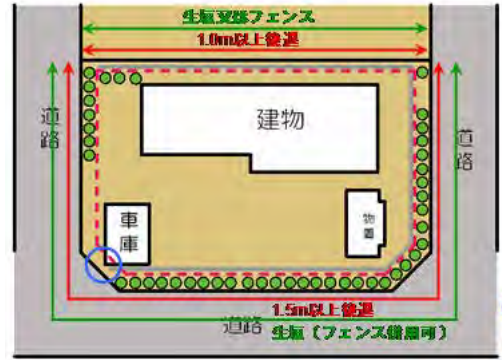


⑤2面が接道する場合（正背地）



建築物の
はみ出し箇所
(制限あり)

⑥3面が接道する場合



建築物の
はみ出し箇所
(制限あり)



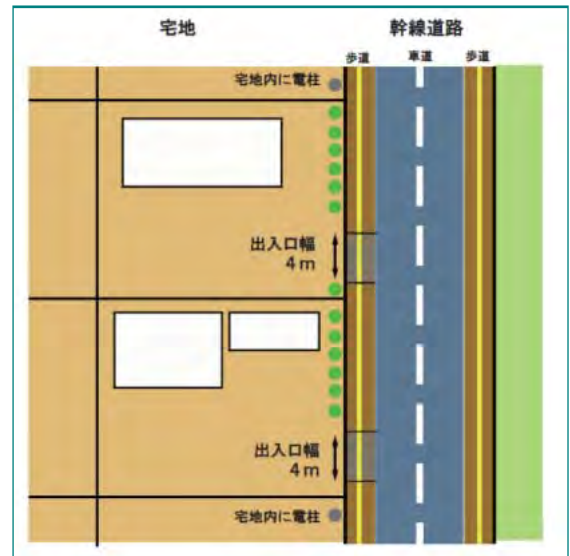
(3) 地区計画以外によるまちづくりのルール

以下の事項は、地区計画以外のルールとする。

なお、県土木設計マニュアルに基づくものを除き、任意のルールとする。

① 宅地への車両の乗入れ

- 6mの区画道路から行うものとする。
- ただし、6mの区画道路に面していない宅地については、幹線道路からの車両乗入れを認め、その乗入れ幅は、県土木設計マニュアルに基づき4mとする。



② TVアンテナ

- 屋根以外の部分(壁面等)に設置するものとする。



マスプロ電工(株)の例

③ 電力又は電話用の電柱等

- 事業者が民地を借地し、設置するものとする。

④ 地区計画に基づき設置する生垣

- 地区ごとに樹種を統一するものとする。(樹種及びその管理については、地区ごとに検討するものとする。)

玉浦西地区のまちづくりのルール


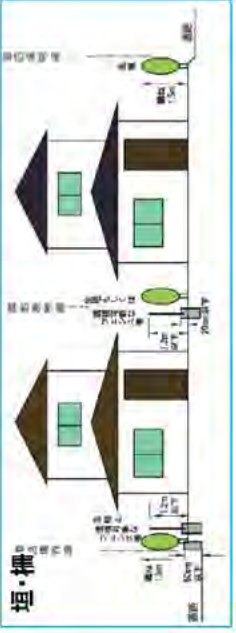
玉浦西地区のまちづくりは、第一種低層住居専用地域による制限を基本にして、以下のルールにより行うものとする。

1 第一種低層住居専用地域による主な制限

- (1)建築物の容積率 80%以下
- (2)建築物の建ぺい率 50%以下
- (3)建築物等の高さの最高限度 10m
- (4)道路斜線、北側斜線、日影規制等

2 地区計画

地区計画については、下表のとおりとし、都市計画決定及び岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正を行う。

ルール区分		まちづくりのルール
		以下のものだけが建築できる。 ①住宅、共同住宅（公営住宅に限る。） ②兼用住宅（非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの） ただし、兼用住宅の非住宅部分の用途については、以下に掲げるものに限る。 ・事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） ・日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 ③公共施設等 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ・図書館等 ・巡査派出所、一定規模以下の郵便局等 ・神社、寺院、教会等 ・公衆浴場、診療所、保育所等 ・老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 ・老人福祉センター、児童厚生施設等（600㎡以下） ④建築物附属自動車庫（建築物の延べ面積の2分の1以下、600㎡以下、1階以下） 200㎡以上（住宅及び兼用住宅に限る。）
	(2)建築物の敷地面積の最低限度	
	(3)壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、下記の数値以上とする。 ①道路境界線から 1.5m以上（北側道路境界線及び隅切りからは1.0m以上） ②その他の境界線から 1.0m以上 ただし、以下に該当する場合は、この限りではない。 ・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下 （壁面後退図の説明 $a + b \leq 3m$ ） ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ壁面後退位置にある床面積の合計が5㎡以内 （壁面後退図の説明 $c + d \leq 5m$ ※斜線部の面積） 
	(4)建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	①屋根の色彩は、過度の原色を避け落ち着いたものとする。 ②外壁の色彩は、過度の原色を避け落ち着いたものとする。 ③宅地は、植栽や家庭菜園等による盛土を除き、当初の形状を変更しないものとする。 ④広告板等は、美観風致を害しない自己の用に供するものとし、面積の合計は1㎡以下、高さは2m以下とし、敷地境界より1m以上後退させるものとする。 【道路との境界】 道路境界に面した宅地に設置するへい、かき又はさくは、下記に定める生垣とする。ただし、人及び車両の進入部分については、この限りではない。 ①生垣の高さは、概ね1.5mとする。 ②擁壁を設ける場合は、道路地盤面から50cm以内とする。 （なお、生垣と1.2m以下の透視可能な金属柵や木柵等によるフェンスの併設も可能とする。） 
	(5)かき又はさくの構造の制限	【道路以外との境界】 隣地境界及び公園・緑道に面した宅地に設けるへい、かき又はさくは、下記に定める生垣又はフェンスとする。 ①生垣の高さは概ね1.5mとする。 ②フェンスの高さは、1.2m以下とする。 ※フェンスは、透視可能な金属柵や木柵等とする。 ③擁壁を設ける場合は、宅地及び公園地盤面から20cm以内、緑道地盤面から50cm以内とする。 ※③の宅地と隣接する公園の地盤の高さは、同程度です。

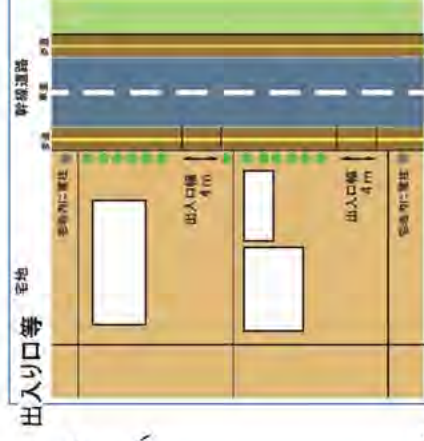
3 地区計画以外のルール

地区計画以外のルールは、以下に掲げるものとし、県土木設計マニュアルに基づくものを除き、法律等に基づかない任意のルールとする。

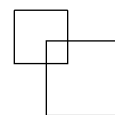
- ①宅地への車両乗入れは、6mの区画道路から行うものとする。ただし、6mの区画道路に面していない宅地については、幹線道路からの車両乗入れを認め、その乗入れ幅は、県土木設計マニュアルに基づき4mとする。
- ②TVアンテナは、屋根以外の部分（壁面等）に設置するものとする。
- ③電力又は電話用の電柱等については、事業者が民地を借地し設置するものとする。
- ④地区計画に基づき設置する生垣については、地区ごとに樹種を統一するものとする。
 ※樹種及びその管理については、地区ごとに検討するものとする。

4 その他

- ① 地区計画等の内容については、関係機関との協議や都市計画決定手続き（説明会、都市計画審議会）の中で変更になる場合があります。
- ② 建築物等の用途の制限については、このルールの他に被災住宅の再建を目的とする防災集団移転促進事業等によるものがあります。



第4章 新たな地域づくり方策の検討



1. 検討内容とスケジュール

新たな地域づくり方策に関する検討経過を以下に示す。

表 新たな地域づくり方策作成までの検討経過

年	月	回	月日	検討内容	備考
25	5	19	5/15	新たな地域づくり方策に関する検討課題の抽出 ・ 検討課題等提案アンケートのまとめ ・ 検討課題の優先順位の検討	
	6	20	6/5	新たな地域づくり方策に関する検討課題の抽出 ・ 検討課題ごとの検討主体とスケジュール等の検討	
		21	6/26	検討課題の検討 ・ 地区の名称の決め方等（手法の検討）	
	7	22	7/17	検討課題の検討 ・ 地区の名称の決め方等（手続の決定） ・ ごみ置場・バス停、電柱の設置箇所 ・ 地区ごとの生垣の樹種選定に係る検討状況 ・ 町内会の組織体制等	
	8	23	8/7	検討課題の検討 ・ 町内会の組織体制等 ・ 地区全体のシンボル ・ 公園等の名称の決め方	
		24	8/28	検討課題の検討 ・ 公園、緑道等の管理方法等	
	9	25	9/25	検討課題の検討 ・ 地区名称の候補の選出 ・ 避難のルール等 ・ 健幸地区を目指した地区内施設、設備の内容 ・ 農業との具体的な連携方法、連携内容等 ・ まつり、イベント、復興祭等地区行事に関する内容等 ・ 地元団体等の具体的な活用方策	
	10	26	10/9	検討課題の検討 最終報告書案の検討	
		27	10/30	地区名称の決定 最終報告書案の検討	
	11	28	11/25	最終報告書を市長へ報告 ※新たな地域づくり方策の検討を含む	

2. 検討課題の抽出

新たな地域づくり方策の検討を行う上で議論が必要と考える課題等について、各委員にアンケート形式で確認した。各委員の意見を分類すると以下のとおりである。

表 検討課題候補のとりまとめ

テーマ分類		検討の内容
大分類	小分類	
コミュニティ	地区内施設等	<input type="checkbox"/> 各地区のシンボル（樹木、モニュメント等）の内容、設置場所等 <input type="checkbox"/> 各地区の生垣の樹種 <input type="checkbox"/> 集会所の使い方 <input type="checkbox"/> ごみ置場の設置場所 <input type="checkbox"/> 健幸地区を目指した地区内施設、設備の内容 <input type="checkbox"/> バス停留所の設置場所
	地区内交流	<input type="checkbox"/> 地区内の住民が一緒になって行うもの（花壇、薬草園の植樹等）の内容 <input type="checkbox"/> 農業との具体的な連携方法、連携内容等 <input type="checkbox"/> まつり、イベント、復興祭等地区行事に関する内容等 <input type="checkbox"/> 地元団体等の具体的な活用方策 <input type="checkbox"/> まち全体で進めていくまちづくりの明確な目標など
	地区外交流 （情報発信）	<input type="checkbox"/> まちの「うんちく」づくり <input type="checkbox"/> 地区外の人々との具体的な連携方策の内容 <input type="checkbox"/> 玉浦西から情報発信していく具体的な内容 <input type="checkbox"/> 地区内商店街との連携
	地区の名称等	<input type="checkbox"/> 地区の名称の決め方等 <input type="checkbox"/> 町内会等の組織体制
	安心安全	<input type="checkbox"/> 避難のルール等について <input type="checkbox"/> 高齢者や子どもの見守り隊などについて
まちの管理	公園・緑地の管理	<input type="checkbox"/> 以下の公園・緑地に関する具体的な管理方法、体制等 ・公園、緑道、フットパスの管理 ・いぐね緑地の管理
	生垣の管理	<input type="checkbox"/> 生垣の具体的な管理方法、体制等
	道路の管理	<input type="checkbox"/> 街路樹の管理（清掃等）体制等
	集会所の管理	<input type="checkbox"/> 集会所、トイレ等の管理（清掃、鍵等）体制等
	管理運営体制	<input type="checkbox"/> 管理を行う組織（町内会、NPO、株式会社等）の検討
	まちづくりのルール	<input type="checkbox"/> 地区計画の周知・運営 <input type="checkbox"/> その他のルールの内容に関する検討
公園・緑地	公園の利用方法	<input type="checkbox"/> 調整池兼公園の具体的な利用方法 <input type="checkbox"/> 街区公園の具体的な利用方法
	名称等	<input type="checkbox"/> 公園・緑地の名称・愛称の決め方等

これらの検討課題について、グループワークにより、優先的に検討する課題及び検討主体、検討スケジュールに関する意見交換を行った。その結果、優先的に検討する課題とその他の課題を次のように分類し、主に優先的に検討する課題を中心に協議を進めることとした。

なお、各課題の検討主体及び検討スケジュールを次ページ以降に示す。

優先的に検討する課題

分類	課題の内容
名称等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■地区の名称の決め方等 ■公園・緑地の名称・愛称の決め方等 ■町内会等の組織体制
公園・緑地・集会所の管理等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■公園・緑地・フットパスに関する具体的な管理方法、体制等 ■いぐね緑地に関する具体的な管理方法、体制等 ■地区内の住民が一緒になって行うもの（花壇、薬草園の植樹等）の内容 ■集会所、トイレ等の管理（清掃、鍵等）体制等 ■集会所の使い方
安心安全に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■避難のルール等について
シンボルに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■各地区のシンボル（樹木、モニュメント等）の内容、設置場所等 ■地区全体のシンボルの内容、設置場所等

その他の課題

分類	課題の内容
地区内施設等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■各地区の生垣の樹種 ■ごみ置場の設置場所 ■健幸地区を目指した地区内施設、設備の内容 ■バス停留所の設置場所
地区内交流に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■農業との具体的な連携方法、連携内容等 ■まつり、イベント、復興祭等地区行事に関すること ■地元団体等の具体的な活用方策 ■町全体で進めていくまちづくりの明確な目標など
地区外交流施設（情報発信）に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■まちの「うんちく」づくり ■地区外の人々との具体的な連携方策の内容 ■玉浦西から情報発信していく具体的な内容（公的情報/その他の情報） ■地区内商店街との連携
安心安全に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者や子どもの見守り隊などについて
生垣の管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■生垣の具体的な管理方法、体制等
道路の管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■街路樹の管理（落ち葉の清掃等）体制等
まちづくりのルールに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■地区計画の周知・運営 ■その他のルールの内容に関する検討
公園の利用方法（ルール）に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ■公園の利用方法（ルール）

《優先的に検討する課題》

■ 検討の開始主体

分類	課題	検討主体と作業内容等					スケジュール (回数の項目は検討委員会です。)														備考					
		市	検討委員会	各地区	6地区全体	個人	21回 (6/26)	地区	22回 (7/17)	地区	23回 (8/7)	地区	24回 (8/28)	地区	25回 (9/25)	地区	26回 (10/9)	地区	27回 (10/30)	地区		28回 (11/25)	地区	6地区 全体		
名称等に関する こと	地区の名称の決め方等	④実施	①原案作成 (手法の検討) → ③手続の決定 → ⑤名称の決定	②意見検討・提出		公募参加	③原案作成 (手法の検討)	②意見検討・提出	③手続の決定				④実施						⑤名称の決定						名称の対象・住所 ⇒町内会等の組織体制についても併せて検討	
	公園・緑地の名称・愛称の決め方等	④実施	①原案作成 (手法の検討) → ③手続の決定 → ⑤名称の決定	②意見検討・提出		公募参加			①原案作成 (手法の検討)	②意見検討・提出	③手続の決定			④実施					⑤名称の決定							
	町内会等の組織体制		②とりまとめ・調整・決定	①原案作成				①原案作成	②とりまとめ	②調整・決定																
公園・緑地・集会所の管理等 に関すること	公園・緑地・フットパスに関する具体的な管理方法、体制等	④周知	①原案作成 → ③とりまとめ・調整・決定	②意見検討・提出		⑤参加						①原案作成	②意見検討・提出	③とりまとめ・調整	②意見検討・提出	③決定									原案検討時に市より条件提示	
	いぐね緑地に関する具体的な管理方法、体制等	④周知	①原案作成 → ③とりまとめ・調整・決定	②意見検討・提出		⑤参加						①原案作成	②意見検討・提出	③とりまとめ・調整	②意見検討・提出	③決定									原案検討時に市より条件提示	
	地区内の住民が一緒に行うもの(花壇、菜草園の植樹等)の内容	③周知	②とりまとめ・調整・決定	①原案作成		④参加						①原案作成	②とりまとめ・調整													
	集会所、トイレ等の管理(清掃、鍵等)体制等	④周知	①原案作成 → ③とりまとめ・調整・決定	②原案検討・作成		⑤参加		①原案作成	②原案検討・作成	③とりまとめ・調整・決定																集会所の使い方と併せて検討
	集会所の使い方	④周知	①原案作成 → ③とりまとめ・調整・決定	②意見検討・提出				①原案作成	②原案検討・作成	③とりまとめ・調整・決定																集会所の管理方法と併せて検討
安心安全に関する こと	避難のルール等について	①原案作成	②説明										①原案作成(市)	②説明	②説明											
シンボルに関する こと	各地区のシンボル(樹木、モニュメント等)の内容、設置場所等		②とりまとめ	①原案作成				①原案作成	②とりまとめ																	
	地区全体のシンボルの内容、設置場所等		①原案作成 → ③とりまとめ・調整・決定	②意見検討・提出					①原案作成	②意見検討・提出				③とりまとめ・調整・決定												

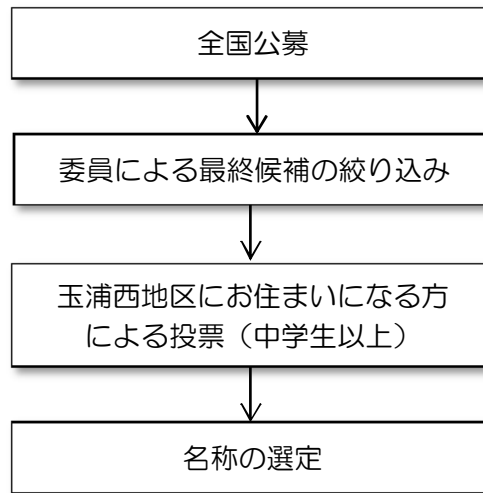
《その他の課題》

検討の開始主体

分類	課題	検討主体と作業内容等					スケジュール (回数項目は検討委員会です。)												備考							
		市	検討委員会	各地区	6地区全体	個人	21回 (6/26)	地区	22回 (7/17)	地区	23回 (8/7)	地区	24回 (8/28)	地区	25回 (9/25)	地区	26回 (10/9)	地区		27回 (10/30)	地区	28回 (11/25)	地区	6地区 全体		
地区内施設等に関すること	各地区の生垣の樹種		②とりまとめ	①原案作成				①原案作成	②とりまとめ	③決定																
	ごみ置場の設置場所	①原案作成	②方針検討	③意見検討・提出				①原案作成(市)	②方針検討	③意見検討・提出	④とりまとめ・調整	⑤決定・周知(市)												市で設置場所案の提示		
	健康地区を目指した地区内施設・設備の内容	①原案作成											①原案作成(市)	②意見検討・提出(6地区)				③決定(市)								
	バス停留所の設置場所	①原案作成	②方針検討	③意見検討・提出				①原案作成(市)	②方針検討	③意見検討・提出	④とりまとめ・調整	⑤決定・周知(市)												市で設置場所案の提示		
地区内交流に関すること	農業との具体的な連携方法、連携内容等	①原案作成											①原案作成(市)	②意見検討・提出(6地区)				③決定・周知								
	まつり、イベント、復興祭等地区行事に関する内容等	③周知	②とりまとめ・調整・決定	①原案作成		④参加								①原案作成	②とりまとめ・調整・決定											
	地元団体等の具体的な活用方策	③周知	②とりまとめ・調整・決定	①原案作成											①原案作成	②とりまとめ・調整・決定										
	町全体で進めていくまちづくりの明確な目標など			①原案作成				②とりまとめ・調整・決定														①原案作成	②とりまとめ・調整・決定			
地区外交流施設(情報発信)に関すること	まちの「うんちくづくり							①原案作成(有志)																①原案作成(有志)		
	地区外の人々との具体的な連携方策の内容			①原案作成					②とりまとめ・調整・決定															①原案作成	②とりまとめ・調整・決定	
	玉浦西から情報発信していく具体的な内容(公的情報)	①原案作成																						①原案作成(市)		
	(その他の情報)			①原案作成																				①原案作成		
	地区内商店街との連携			①原案作成																				①原案作成		
安心安全に関すること	高齢者や子どもの見守り隊などについて			①原案作成					②とりまとめ・調整・決定	③参加														①原案作成	②とりまとめ・調整・決定	
生垣の管理に関すること	生垣の具体的な管理方法、体制等			①原案作成					②とりまとめ・調整	③参加														①原案作成	②とりまとめ・調整・決定	
道路の管理に関すること	街路樹の管理(落ち葉の清掃等)体制等	①原案作成			②意見検討・決定					③参加				①原案作成(市)	②意見検討・決定										現在の管理方法を情報提供	
管理運営体制に関すること	管理を行う組織(町内会、NPO、株式会社等)の検討			①原案作成					②とりまとめ・調整															①原案作成	②とりまとめ・調整・決定	
まちづくりのルールに関すること	地区計画の周知・運営	①周知・運営方法案の作成												①周知・運営方法案の作成												
	その他のルールの内容に関する検討			①原案作成					②とりまとめ・調整															①原案作成	②とりまとめ・調整・決定	
公園の利用方法(ルール)に関すること	公園の利用方法(ルール)			①原案作成					②とりまとめ・調整															①原案作成	②とりまとめ・調整・決定	原案検討時に市より既存のルールを事前に説明

3. 地区の名称に関する検討

地区の名称については、委員会における協議により、以下の方法によって選定することとした。



全国公募は、平成 25 年 7 月 19 日（金）から 8 月 19 日（月）の間で行われ、全国より 152 通（応募者：116 人）の応募があった。

この中から、委員による投票により上位 5 つの下記 5 案が最終候補として選出された。

候補番号	候補名称	候補名称の意味や由来
1	きぼうのもり 希望の杜	被災された皆様が、新たな土地で新たな希望や望みを持って生活していただければと思い「希望の杜」という名称を提案いたします。
2	たまうらにし 玉浦西	玉浦の再生のために、玉浦の名前は残していくべきだという思いと、これまでも街づくりにずっと玉浦西という地区名を使ってきた。この名前は何らかの形で残してもらいたい。
3	ていざんにし 貞山西	東日本大震災で被害を受けた地域六地区には伊達政宗公開削の貞山堀がある。阿武隈川の河口左岸から仙台空港までの歴史文化のある地域である。大震災〔大津波被害〕からの復興、六地区の集団移転の新しい街である。移転地玉浦西地区と貞山堀のある六地区から「貞山西」名付ける。
4	のぞみがうら 希が浦	歴史ある玉浦地区を忘れず、新しく生まれ変わるこの地域が希望あふれる町になります様、玉浦の一字を入れました。
5	ほなみの 穂波野	海までまっすぐにのびた玉浦街道。その両脇に広がる田園風景。むせかえる様な緑、実りの黄金色、渡る風の際においても季節によって違い 30 年前に初めて見た時はその美しさに感動しました。

候補5案に関して、玉浦西地区にお住まいになる方（中学生以上）による投票の結果、町名は以下のよう
 により決定された。

玉 浦 西

なお、最終投票結果は以下のとおりである。

順位	名 称	得票数 (得票割合)	投票期日以後に到着した票数 (得票数に含めません)
1	たまうらにし 玉 浦 西	236票 (39.3%)	12票
2	きぼう もり 希 望 の 杜	149票 (24.8%)	1票
3	のぞみ が うら 希 が 浦	118票 (19.6%)	11票
4	ほ な み の 穂 波 野	69票 (11.5%)	6票
5	ていざんにし 貞 山 西	23票 (3.8%)	0票
	白票、無効票	6票 (1.0%)	1票
	合 計	601票 (100%)	31票

(参考)

投票期間	平成25年10月1日から平成25年10月10日まで
投票対象者	玉浦西地区に移転される予定の中学生以上の方(880名)
投票率	約68.3% (投票期日以後到着分を含めた場合約71.8%)
投票方法	郵送もしくは持ち込みによる記名投票

4. 優先的に検討する課題に関する検討

4-1 公園の名称や町内会等の組織体制に関すること

(1) 公園の名称について

公園の名称の決め方について、グループワークにより協議を行った。その結果、各公園別に以下の方法により名称を決めることとなった。

西公園 : 玉浦中学校に依頼する。

東公園 : 玉浦小学校に依頼する。

中公園 : 防災機能があることをわかりやすくするため、入居後早い段階で地区全体と市との間で協議・決定することとする。

調整池公園 : 地区の名称やシンボルを踏まえて、入居後早い段階で地区全体と市との間で協議・決定することとする。

上記を踏まえ、西公園、東公園の名称については、教育委員会を通じて、各学校に依頼しているところである。

(2) 町内会等の組織体制

町内会の組織については、各地区での協議により、相野釜、二野倉・藤曽根、長谷釜、蒲崎・新浜の4組織によって進められることが決定された。

なお、地区全体の組織については、各地区代表者が集まり話し合いの場を持つ連合体形式（代表者連絡調整会議等）を目指すこととし、具体的な組織体制や移行時期については各地区移転後である2014年6月末を目途に検討を進めていくこととした。



4-2 公園・緑地・集会所の管理等に関すること

(1) 公園・緑地等に関する具体的な管理方法、体制等

公園・緑地等に関する具体的な管理や管理を踏まえた公園、緑地の整備内容等についてグループワークを行った。

公園の整備内容について事務局で再度整理した内容を踏まえ、具体的な管理方法については、下記に示す管理区分を基本に、各地区で今後具体的に協議を行いながら検討していくこととした。

都市公園等の管理に係る基本的な管理区分等

1 管理区分

No.	公園等名	樹木 (剪定、害虫駆除)	雑草等 (樹木以外の植物)	落葉	ごみ	遊具・樹木等 (点検)	遊具・樹木等 (修繕・補植)	備考
1	(仮) 東公園	市	住民	住民 (周辺道路を含む)	住民	住民・市	市	
2	(仮) 中公園	市	住民	住民 (周辺道路を含む)	住民	住民・市	市	
3	(仮) 西公園	市	住民	住民 (周辺道路を含む)	住民	住民・市	市	
4	(仮) 貞山緑道	市	住民	住民 (周辺道路を含む)	住民	住民・市	市	
5	調整池併用公園	市	市	市	住民	市	市	
6	フットパス (4m、2m)		住民	住民	住民			
7	県道側緑地	市	市	住民	住民	市	市	街路樹(一列)を基本とした植樹を行います。
8	造成地法面 (北及び西側)	市	市	住民 (道路に限る)	住民 (道路に限る)	市	市	
9	街路樹 (植樹マスを含む)	市	住民	住民 (周辺道路を含む)	住民	市	市	

(注) ① 雑草駆除用の除草剤及びごみ収集のごみ袋については、必要に応じて市で支給を行います。

② 草、落葉、ごみ等を入れたごみ袋は、市で回収します。

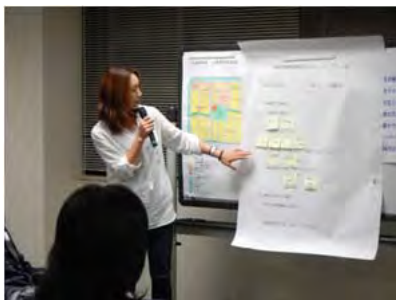
③ No.8の「造成地法面」に新たな植樹を行う場合は、植樹を行う団体等がその範囲を市から借り受け、管理全般についても、その団体等が行うことになります。

④ この管理区分については、市内で管理委託を行っている都市公園の例を基本に作成しています。

2 管理委託料

(1) No.1～No.4の都市公園については、市の基準に基づき、公園ごとに年間約6万円の委託料を支払います。

(2) No.5～No.9の都市公園等については、無償でのご協力をお願いいたします。



なお、公園の整備内容等に関する意見は下記のとおりである。

対象施設	各班の意見
調整池公園	<調整池中段> ・フットサルコートとして使いたい（整備してほしい）（TMU） ・緑にしてほしい（TMU） ・2段目は緑にする（さわやか） ・2段目は芝にしたい（ひまわり） <フェンスの位置> ・フェンスは丘と調整池の間がいい（さわやか・ひまわり） ・今の計画の位置で良い（2段目と丘の間にフェンスがあると広さが感じられない）（TMU）
東公園	<舗装> ・芝生にしたい（ひまわり） <遊具> ・ターザンロープはぜひ設置してほしい（TMU）
中公園	<舗装> ・足場が良い舗装（さわやか） ・芝生にしたい（ひまわり） <集会所> ・建物は東へ寄せる（3班共） <その他> ・ゲートボール場が必要ではないか（TMU）
西公園	<舗装> ・水はけの良い土舗装（さわやか） ・緑を増やす（TMU） ・芝生にしたい（ひまわり） <集会所> ・木が欲しい（TMU） ・西側に寄せて建てる（さわやか） <園路> ・集会所北側で東西を接続してほしい（TMU） ・集会所用地を使って園路をつなげる（ひまわり） ・ハーブ園の方をとおる東西をつなぐ（さわやか）
緑道	・宅地境に高木：やはり邪魔になるのではないか（TMU） ・2M位の高さなら宅地境もOK（相野釜で考える）（ひまわり）
管理	・管理はこの場では判断できないので地元へ持ち帰る（さわやか） ・芝の管理等はやり始めればできる（ひまわり） ・公園と集会所の管理は合わせて考えるべき（TMU） ・草刈、落ち葉、ゴミ、年2~3回全員で清掃などする（TMU）
その他	・イグネも風よけに整備（ひまわり）

(2) 集会所の使い方、管理体制等

集会所の使い方及び管理体制等について、グループワーク及び各地区での協議を行った。その結果、下記に示すとおり、各地区から出された意見はバラつきがみられた。

そのため、管理については管理費用負担を平準化する観点から6地区全体で行うこととし、具体的な管理体制や使い方については、今後各地区代表者による話し合いで詳細を決めていくことを原案として決定した。

○集会所について

①集会所の使い方は？

全町内会で利用用途別に使い分ける	3つの集会所を町内会同士で融通する
<p>二野倉 藤曾根</p>	
町内会ごとに主に使う集会所を決め	その他の意見
<p>長谷釜 新 浜</p>	<p>相野釜 3つの集会所 同じ機能</p>

②集会所の管理体制は？

相野釜	未定	二野倉 藤曾根	各地区で 2年ごとに	蒲 崎	新浜との 協議あり
長谷釜				新 浜	蒲崎との 協議あり
			4人12 管理		

4-3 安心安全に関すること

避難のルール等については、以下に示すルール（案）を事務局より提示した。

具体的なルールについては、この案をベースに、移転後、各地区と市防災担当部局の間で検討を行うこととした。

避難のルール等について

玉浦西地区における災害時の避難については、以下の「岩沼市地域防災計画」で定める基本的な事項を一人ひとりが理解するとともに、このことを踏まえ、個人や地域においても避難の準備や防災訓練等を行い、日々の活動の中で有事に備える意識の高揚を図ることが必要になります。

また、玉浦西地区については、防災機能を付加する（仮称）中集会所及び公園等を有することから、その活用については、指定避難所を踏まえた避難経路等の検討も含め、市防災課の指導・助言を受けながら地域の中で検討する必要があります。

平成25年3月策定「地域防災計画」より

○指定避難所（近くの避難所）

玉浦中学校、玉浦小学校、市民会館・中央公民館

（避難しやすいところで結構です）

○避難の方法

徒歩避難が原則です（要援護者は、車での避難が必要となる場合もあります）

○災害別の避難

・地震対策【揺れている間に「死なない」「ケガをしない」】

事前の対策が重要

家の中や周辺＝家具や照明器具の固定、ガラスの飛散防止対策、ブロック塀の点検など
地震発生時の対応

身の安全を確保、火の始末、脱出口の確保、正しい情報の収集（運転中は左側に停車）

・津波対策【「より遠く」ではなく「より高い」場所へ】

津波警報の時

直ちに避難し、津波は2回・3回と繰り返しくるので油断してすぐには戻らない。

強い揺れ、長い揺れの時

警報が無くても直ちに避難する。正しい情報の収集を。

避難困難時など

夜間など、避難することがかえって危険と思われるときは自宅の2階へ避難する。

（その際にライフジャケットを着用すればなお可）

・風水害対策【正確な気象情報の収集を！！】

洪水の時の避難

頭を守る、はき物は長靴よりもひもでしめられる運動靴。

歩ける水の深さは男性で約70cm、女性で約50cmまで。それ以上は無理をしない。

冠水した場所を歩くときは、長い棒を杖代わりにして、水面下の安全確認をしながら。

避難困難時など

夜間や雨の勢いが強い時など、避難することがかえって危険と思われるときは自宅の2階へ避難する。（その際にライフジャケットを着用すればなお可）

竜巻発生が予想される時

竜巻注意情報などが発表された際は、空の様子に注意をいただき、雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しが見られたら、頑丈な建物内へ移動する。

災害時の基本的な避難ルール

災害が発生

〔地震、津波、大雨・洪水 など〕

市民の役割としての行動を!!

情報の収集、規模確認

テレビ（NHKほか データ放送など）
ラジオ（エフエムいわぬま、NHK、TBC）
市から（大規模時＝全国瞬時警報システムから防災行政無線の屋外拡声子局からの放送、携帯電話エリアメール、広報車）

避難行動

自分の身は自分で守ることができるよう迅速な判断と行動を!!
（日頃から、緊急時持出物品の整理、準備を整えておく。）

避難の指示・勧告

人命の保護又は被害の拡大を防止するため市が必要と認めるときに行う。なお、この避難指示等については、特別警報発表前にも発令されることがある。

避難準備情報・・避難準備を始めるように求める。
↓
災害時要援護者には避難開始を求める。
避難勧告・・状況が悪化した場合、自発的な避難行動を促す。
↓
避難指示・・緊急に避難を要するときに、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を立ち退かせるもの。

避難先

家庭、職場など今居る場所から近くの指定避難所へ
（予定していた避難所への到達が困難な場合は、近くの安全な場所に一時避難し、その後安全を確認して避難所へ向かう。）

- 避難の準備**
- ・火気危険物等の始末を行う
 - ・3食分程度の食料、飲料水、懐中電灯、救急薬品等を携行
 - ・素足、無帽を避け、最小限の着替えや防寒雨具を携行
 - ・非常用袋又はリュックに整理
- 防災訓練等**
- ・自主防災組織をつくる
 - ・日頃から防災訓練を行い備える（避難訓練、消火訓練、救急救命訓練など）

4-4 シンボルに関すること

(1) 地区全体のシンボルの内容、設置場所等

地区全体のシンボルについては、検討委員会での協議の中で、設置した方が良いとの意見が多く、下記のような案が委員より出された。

これらの案を参考に、自由な発想で地区全体のシンボルに関する検討を今後、各地区で行うこととした。なお、シンボルの設置場所については、管理面などの観点から、シンボルの内容が決まった段階で、事務局側で調整することとした。

<ul style="list-style-type: none"> • 石碑 • 時計台 • 鐘、ベル • 上記案の組み合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> • モニュメント（太陽の塔みたいなもの等という意見もあり） • 松（海岸に残っているものを移植） • 大きく目立つもの
--	---

(2) 各地区のシンボルの内容、設置場所等

各地区に設置するシンボルの内容は、各地区からの意見に基づいて以下のとおりとした。

なお、シンボルの設置場所は次の位置に確保することとした。

相野釜地区：緑道内（Aゾーン）	藤曽根地区：東公園内
二野倉地区：緑道内（Dゾーン）	長谷釜地区：西公園内
蒲崎地区：中公園内	新浜地区：東公園内

地区名	相野釜	藤曽根	二野倉
シンボルの内容	サンシュユ 	ソネノキ （アカシデ） 	サルスベリ 
地区名	長谷釜	蒲崎	新浜
シンボルの内容	イチョウ 	ツゲ 	キンモクセイ 

5. その他の課題に関する検討

5-1 地区内施設等に関すること

(1) 各地区の生垣の樹種

生垣の樹種については、生垣見本や専門家等のアドバイスを通じて各地区で協議を行い、以下のような候補が選定されている。

なお、最終的な樹種の決定については、引き続き各地区において検討を進めていくこととした。

地区名	樹種候補
相野釜	キンメツゲ
藤曽根・二野倉	キンメツゲ、ベニバナトキワマンサク
長谷釜	キンメツゲ
蒲崎	キンメツゲ
新浜	キンメツゲ

(2) ごみ置場、バス停留所の設置場所

ごみ置場やバス停留所の位置について、下記の事務局案のとおり決定した。

なお、ごみ置場については、屋根やネット、鍵の設置などの要望が各地区から出されたことから、仕様について、市の補助制度も活用しながら、地区ごとに検討を進めることとした。



(3) 健幸地区を目指した地区内施設、設備の内容

健幸地区を目指した地区内施設、設備の内容については、下記の事務局案を元に、具体的にどのようなことを導入していくのか、今後6地区全体で検討を進めていくこととした。

健幸地区を目指した地区内の施設、設備の内容

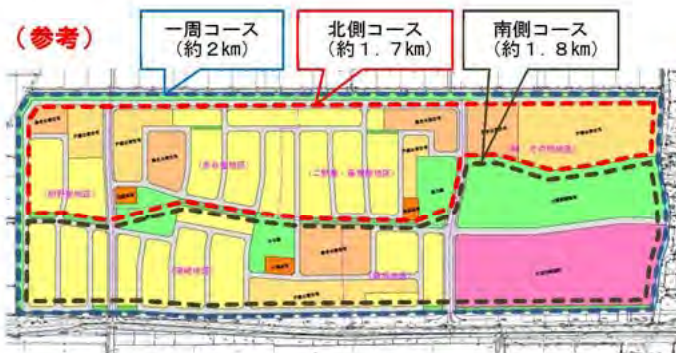
岩沼市では、「健幸」先進都市を掲げ、健康寿命の延伸を目指し、市民と市が協働で「健幸」づくりに取り組んでおります。

そのため、このことを踏まえ、玉浦西地区のまちづくりにおいても、心と体、そして、地域の「健幸」づくりを進めることが大切であることから、地区内施設等を有効に活用した「健幸」づくりについて、地域で検討するとともに、地域において実践する必要があります。

1 (仮称) 貞山緑道や街区道路等を活用したウォーキングコースによる健幸づくり

玉浦西地区は、安全な歩行空間として(仮称)貞山緑道を配置していることから、地域活動の一つとして「歩く会」などのグループを立ち上げ、その中でこの緑道を基本にしたウォーキングコース(参考図)などを検討し、手軽な健康づくりの手段として活用することが可能です。

また、コースの検討にあたっては、地域活動の中で簡単な案内板や距離表示を行うことによりウォーキングの目安になるとともに、(仮称)貞山緑道に隣接する街区公園には、健康遊具の設置が計画されることから、これらの遊具とウォーキングをセットにした健康づくりのメニューを考えることも有効です。



2 集会所や街区公園を活用した子育て支援や高齢者支援等の地域活動の展開による健幸づくり

玉浦西地区の公益施設用地には、保育所や高齢者福祉施設の整備が計画されていることから、これらの施設と連携した子供や高齢者の見守り活動や施設の持つ機能を活用した地域活動等を集会所や街区公園を利用し、協働の手法等により実施することも有効です。

また、カラオケや踊等の趣味の活動についても、集会所を活用し、地域にその輪を広げることにより、玉浦西地区の地域づくり活動として貢献することが可能です。

3 調整池併用公園を活用したイベントやスポーツ活動の展開による健幸づくり

玉浦西地区の調整池併用公園の西側部分については、お祭り等の地域行事や地域活動等の発表の場として活用できるステージ機能を備えています。

そのため、玉浦西地区の住民が中心となった地域イベントの開催により、地区内交流の促進とともに、交流の輪を地区外へ広げることにより、玉浦西地区のみならず周辺地域を含めた活性化に寄与することが可能です。

また、調整池併用公園の中央部については、フットサルや少年サッカーが可能な面積を有していることから、グラウンドゴルフやゲートボール等、子どもから高齢者まで多様な地域スポーツに利活用することが可能です。

5-2 地区内交流に関すること

(1) 農業との具体的な連携方策、連携内容等

農業との具体的な連携方策、連携内容等については、下記の事務局案を元に、今後6地区全体で検討を進めていくこととした。

農業との具体的な連携方法、連携内容等

玉浦西地区については、被災前に農業（兼業農家を含む。）を営んでいた方が数多く移転しますが、被災後は、離農している方もいることから、農業との具体的な連携方法等については、生産者と消費者の両方の視点とともに、移転者の生きがいくりの視点を加え検討することが必要です。

そのため、農産物の供給の視点としては、生産者の供給能力に応じて定期的な供給形態と臨時的な供給形態を踏まえ検討する必要があります。

また、農産物の消費の視点としては、玉浦西地区で家庭菜園を検討している方も多いことから、玉浦西地区の周辺地区の消費も含め、ある程度の需要の把握等を踏まえながら検討する必要があります。

1 独立した直売所の検討

独立した直売所については、農産物の定期的な供給体制と運営・販売体制の確立が必要になることから、リスク軽減のためにも幾つかの段階を踏んで開設を検討することが必要です。

なお、施設については、地域が主体となり集会所やスーパー等の施設の一部を間借りする方法や農業者の6次産業化へ向けた補助金等を活用し新たに施設を設置する方法等が考えられます。

2 スーパーと連携した直売の検討

スーパーと連携した直売については、運営・販売のノウハウを持たない生産者が、スーパーの協力により、この部分を補完することが可能になることから、実現性及び確実性の高い手法の一つとして検討する必要があります。

なお、現時点では、玉浦西地区に進出するスーパーが未確定なことや市場原理の中で販売活動が行われることを踏まえ検討することが必要です。

3 集会所や公園を活用した農産物のフリーマーケットの検討

フリーマーケットによる農産物の販売については、生産者の供給能力を問わず出品することができることから、実現性の高い手法として、検討する必要があります。

また、家庭菜園等により農産物を作っている者にとっても、消費者に止まらず、手軽に出品者として参加することができることから、地区内外との交流促進に寄与する効果も期待できます。

浜松市の「芳川フリーマーケット」の参考例



4 地域イベントと連携した直売やフリーマーケットの検討

玉浦西地区では、調整池併用公園のステージ機能等を活用し、地域イベントを容易く開催することが可能であることから、この地域イベントの開催時においては、多くの参加者が見込まれることを踏まえ、イベントと連携した直売や農産物のフリーマーケットの開催を検討する必要があります。

(2) まつり、イベント、復興祭等地区行事に関する内容等

まつり、イベント、復興祭等地区行事に関する内容等については、下記事務局案を元に、各地区で原案を検討することとした。

まつり、イベント、復興祭等地区行事に関する内容等

岩沼市の防災集団移転促進事業は、震災前から培われてきた6集落それぞれの強いコミュニティを維持しながら、これまで沿岸部に点在していた集落を集約することで、利便性の高いエココンパクトシティの形成を進めています。

新しいまちである玉浦西地区で住みよいまちづくりを進めるためには、これまでの集落のコミュニティ維持と併せて地区内全体のコミュニティの形成、そして地域力の向上を図る必要があります、そのためには「まつり、イベント、復興祭等の地区行事」が有効な手段の一つとなります。

また、玉浦西地区の住民だけではなく、周辺地区や玉浦西地区以外に移転した仲間達も、ふるさとの玉浦に集い、古くからのつながりを大切にすることはとても大事なことであり、そのためにも「まつり、イベント、復興祭等の地区行事」が有効な手段となることから地域において検討する必要があります。

1 震災前のまつり、イベントなどの継承の検討

6集落では震災前から多くのまつりやイベントを開催して、集落内でのつながりを深めてきました。新たなまつりやイベントなどの地区の行事については、子供から大人までがなじみがあり楽しんできたこれまでの行事を継承しながら、内容等を検討することが必要です。

また、これまでの行事を継承することで、玉浦西地区以外に移転した人が玉浦西地区に集う機会としての効果が期待できます。

各集落での行事例

- | | | |
|----------|---------------|-------------|
| ・ 4月 お花見 | ・ 9月 お彼岸、秋祭り | ・ 1月 どんと祭 |
| ・ 8月 盆踊り | ・ 10月 秋祭り、運動会 | ・ 3月 春祭り 等々 |



貞山運河フェスティバル



玉浦地区運動会



交通安全教室

2 玉浦西地区全体でのまつり、イベント、復興祭等の検討

玉浦西地区全体のつながりを深めるためには、地区全体で行える行事を検討することが必要です。

また、玉浦西地区は、岩沼市の復興のシンボルであり、復興の様子を全国に発信していく必要があります。そのためにも、震災の体験、記憶や記録を広く発信し、後世に語り継いでいくイベント等を検討する必要があります。

玉浦西地区には、3つの街区公園と大人数が集え、ステージ機能を有する調整池併用公園、3つの集会所があることから、これらを利用して、祭りなどの楽しむ要素と語りべや写真などの震災の体験・教訓などの伝承の要素を組み合わせたいイベントや防災イベントも有効な手段として期待できます。

3 近隣地区との交流

玉浦西地区は、既存宅に隣接していることから、これまでの集落や地区内でのつながりを深めるとともに、近隣地区住民との交流を深め、広く玉浦地区全体のつながりを深める必要があります。

玉浦西地区内の公益施設用地に出店するスーパーや公園・集会所を活用して、フリーマーケットによる農産物の販売や共同の祭りなどを催すなど地区内外の交流が促進されるイベントを検討する必要があります。

(3) 地元団体等の具体的な活用方策

地元団体等の具体的な活用方策については、下記事務局を元に、各地区で原案を検討することとした。

地元団体等の具体的な活用方策

玉浦西地区には公園や緑道、集会所など多くの施設があり、これらを持続的、かつ、有効的に活用するためには、その維持管理や運営などに住民自身が携わっていく必要があります。

また、この地区に住む住民は、子供から高齢者まで幅広い年齢層の人たちが暮らしていき、地区全体でお互いを支えあいながら住みよいまちづくりを進める必要があります。

そのためには、各地区ごとの組織のみで課題等に取り組むのではなく、地区全体で横断的に対応することが有効な手段であり、既存の地元団体等の活用方策を検討する必要があります。

さらに、地区を活性化していくために、玉浦地区で操業している企業やNPO等と連携を図ることも有効な方策であり、検討する必要があります。

1 既存の地元団体等との連携の検討

震災前にそれぞれの集落において、防災活動、施設の維持管理や清掃活動、子供や高齢者の見守り活動などを担っていた消防団や衛生組合、子ども育成会などの組織を再編するとともに、各組織の上位団体と連携を図りながら、地区全体を横断して対応することも有効な手段として考えられます。

各組織の活動状況



消防団



子供会育成会



長谷釜神明社

2 新たな組織づくりの検討

玉浦西地区では、公園や緑道、集会所、健康遊具など多くの緑化や健康づくりに資する施設等の整備を行いますが、これらを十分に活用して地区を活性化するためにも、住民自身で目的に応じた新たな組織づくりを行うことは有効な手段として期待できます。

そのため、健康づくりに関する組織、緑を楽しむ管理する組織などを目的に応じ新たに組織し、住民のつながりを深めながら住みよいまちを形成する手法を検討する必要があります。

3 企業やNPO等との連携の検討

玉浦西地区を元気に活性化するためには、公益施設用地に出店するスーパーなどの企業、NPO団体や農業生産法人と連携して、農産物の販売やイベントを実施することも有効な手段として期待できます。

また、玉浦西地区は被災地のトップランナーとして全国から注目されており、多くの人々が訪れると予想されることから、そのような人々と知り合う場を設定することにより民間事業者のアイデアや運営ノウハウ等の支援を受けることができるとともに、その中で、震災に関する体験や記録などの発信などを行い地区の活性化等を図ることも有効な手段として期待できます。

5-3 今後、地区で原案を作成する検討課題

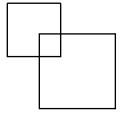
以下の検討課題については、現時点において詳細な検討を行うことが難しい課題である。

そのため、これらの検討課題については、玉浦西地区への移転後、早い段階で各地区又は地区全体で具体的な内容の検討を行うこととした。

分類	検討課題
地区内交流に関すること	<input type="checkbox"/> 町全体で進めていくまちづくりの明確な目標など
地区外交流施設（情報発信）に関すること	<input type="checkbox"/> まちの「うんちく」づくり（有志） <input type="checkbox"/> 地区外の人々との具体的な連携方策の内容 <input type="checkbox"/> 玉浦西地区から情報発信していく具体的な内容（公的情報以外） <input type="checkbox"/> 地区内商店街との連携
安心安全に関すること	<input type="checkbox"/> 高齢者や子どもの見守り隊などについて
生垣の管理に関すること	<input type="checkbox"/> 生垣の具体的な管理方法、体制等
管理運営体制に関すること	<input type="checkbox"/> 管理を行う組織（町内会、NPO、株式会社等）の検討
まちづくりのルールに関すること	<input type="checkbox"/> その他のルールの内容に関する検討
公園の利用方法（ルール）に関すること	<input type="checkbox"/> 公園の利用方法（ルール）



第5章 想いは未来へ



1. まちづくり検討委員会を振り返って

最終報告書を取りまとめるにあたって、これまでのまちづくり検討委員会を振り返り、『よかったこと』『苦労したこと』『未来に伝えたいこと』についてグループワークを行った。

各班から出された意見を下記に掲載する。

これまでのまちづくり検討委員会をふりかえって ひまわり班

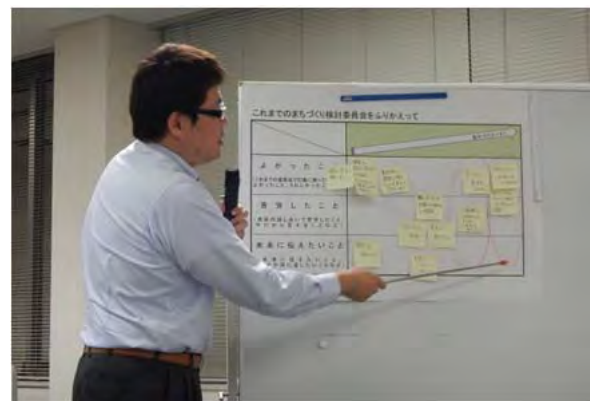
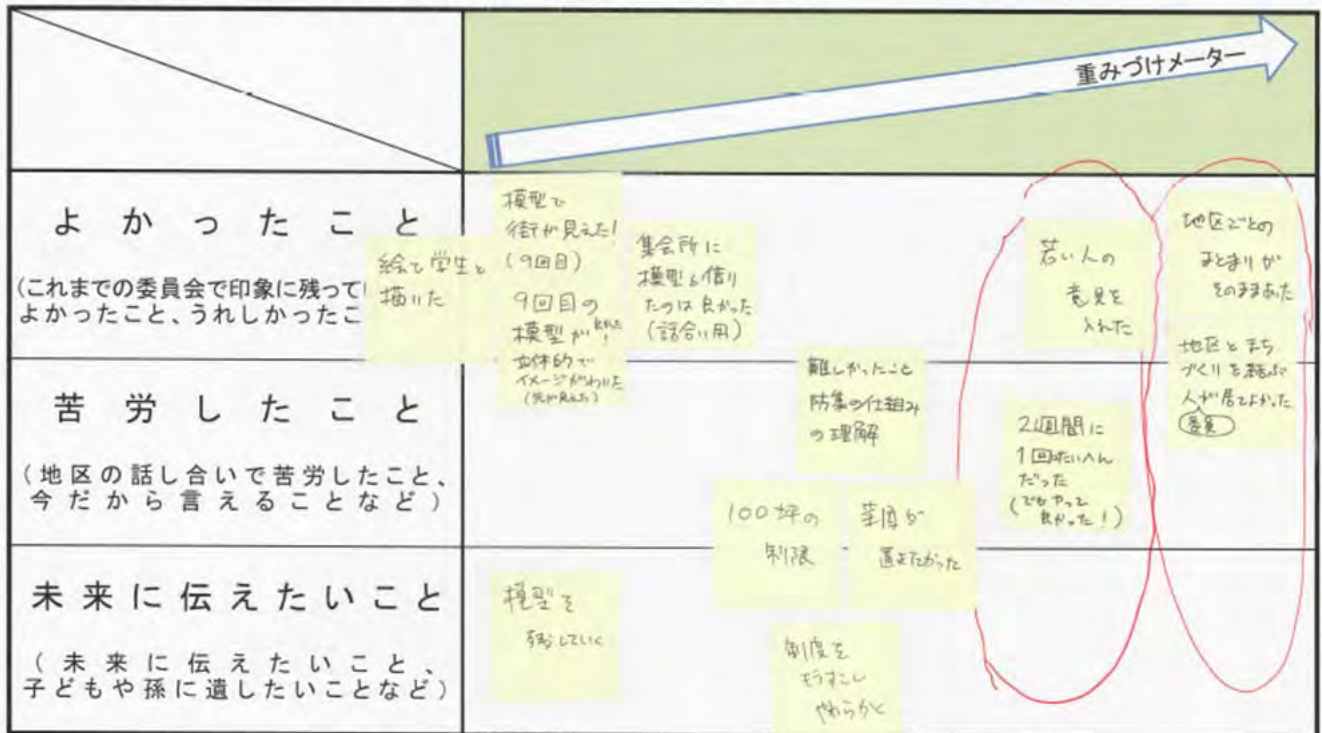
	重みづけメーター
よかったこと (これまでの委員会で印象に残っていること、よかったこと、うれしかったことなど)	みんな総合的 意見をくれたこと 自分たちの住む まちをイメージ 意見を述べた こと 行政側にも 意見を聞き 取り入れて くれたこと 地域の声を 反映させた こと グループ/班単位 での話し合い による意見 交換が活発 だったこと
苦労したこと (地区の話し合いで苦労したこと、今だから言えることなど)	地区の理想画 がいびきだった こと 地区の人の 説明が難しかった こと 地区に居た時 と個人でいる 地区の板挟み になったこと 地区の声を 聞き取ることが 難しかったこと
未来に伝えたいこと (未来に伝えたいこと、子どもや孫に伝えたいことなど)	みんな行政と 話し合える 体制を維持 してほしい まちづくりの ことへの世代 間でのつながり 世代交代が スムーズに 進んでほしい

これまでのまちづくり検討委員会をふりかえって さわやか班

	重みづけメーター
よかったこと (これまでの委員会で印象に残っていること、よかったこと、うれしかったことなど)	コミュニケーション をとりあいに なったこと いろいろな 人との交流 があったこと 集団指導員に 行く人との 距離が近い ことがあった
苦労したこと (地区の話し合いで苦労したこと、今だから言えることなど)	世代間の溝は、 個人での話し 合いでは なかった 地区での説明が 下手だった 途中のやり 取りがなかった
未来に伝えたいこと (未来に伝えたいこと、子どもや孫に伝えたいことなど)	もっと意見を 聞きたい こと これからのまち づくりやまち づくりの ことについて 話し合いたい こと



これまでのまちづくり検討委員会をふりかえって




TMU ⅢE







2. 未来に向けたメッセージ


まちづくり検討委員会における約1年半の活動を通じて、各委員及びアドバイザーから寄せていただいたメッセージを掲載します。




委員名	メッセージ
<p>中川 勝義委員 (相野釜地区)</p> 	<p>平成24年6月11日の第1回「まちづくり検討委員会」から平成25年10月9日まで25回を数えた委員会。</p> <p>阿留多伎委員長・福屋副委員長と21名の委員、3名のアドバイザー、そして行政事務局と、毎回、基本計画やまちづくりの方針に沿って、長期にわたり議論を重ねて来ました。</p> <p>この会議も終盤になりますと、移転地の美しい街並みの様子が、私の頭のなかにポーと浮かんでくるようになりました。</p> <p>理想の「まち」を求めて議論を重ねてきた委員会の努力が、今、実を結ぼうとしております。</p> <p>検討委員は、これまでに地区の方々と委員会の間に入って、何度となく頭を悩めた事があったかと思えます。</p> <p>計画通りの「まち」が出来上がった折には、地区の皆さまから、そして市内外の皆さまから、美しい「まち」が出来たね！と声をかけられる事を、想像しながら会議のテーブル付いているところです。</p> <p>これまで、担当事務局の方々には、かなり多くの苦言を申し上げて来たと思いますが、もう少しお付き合いを頂き、「まち」が出来上がった暁には、検討委員・担当事務局そしてアドバイザーの皆さんと共に、大きな感動と喜びを味わえるであろう事を祈って、もう少し頑張ってみようと思う私です。</p>
<p>桜井 よしみ委員 (相野釜地区)</p> 	<p>毎月の夜の開催は、少々大変な時もありましたが、回を重ね先が見え、進んでいる実感が出来た頃には、次回の委員会が待ち遠しくなってきた自分がありました。班編成の取り組み、近隣住民の方の参加は大変心強く感じました。もう少し議論する時間もあればと思う時もありましたが、終わり良ければ全て良しの如く、苦労は心に書き留めておきます。今となっては、まちづくりに参加できたことは大変ありがたく思っております。</p> <p>みんなが満足な暮らしが出来るような地域づくり、そして、人生誰もが一生のうちには登り坂、下り坂、そして「まさか」があると聞きます。今回多くの人たちが「まさか」の経験をしました。「まさか」の坂を登り切っていけるように、次世代を担う子供達を見守り、長く住み続けられる環境づくりに貢献できるよう、ゆっくりと丁寧に生きていこうと思います。</p>



委員名	メッセージ
佐藤 和夫委員 (藤曽根地区) 	<p>まちづくり検討委員会に第17回会議により参加で、今までの流れがよくわからなかったのですが、回を重ねることによって楽しく話し合いができました。</p> <p>これから新しい町ができ、皆が住みやすくできるように努力していきたいと思います。</p> <p>アドバイザーの皆さま、本当にご苦労さまでした。</p>
佐藤 清子委員 (藤曽根地区) 	<p>まちづくり検討委員会へあまり出席できず申し訳ありませんでした。</p> <p>私が未来へ伝えたいことは、緑豊かな玉浦西地区を維持していくには、幅広い世代がいつまでも健やかで楽しく穏やかに暮らせるように、住民それぞれの意見を尊重しあい、コミュニティを築いていくことが大切だと思います。</p> <p>もう一つ、私の生まれ育った藤曽根地区は、正しく「健幸」先進地区でした。離ればなれになってしまいましたが、いつまでも仲良くしていきたいです。</p>
菊地 久義委員 (二野倉地区) 	<p>集団移転に加わらないと言う事で町づくり委員会から途中で脱退し大変申し訳ありませんでした。</p> <p>本音は最後まで参加し、震災地の大型集団移転第1号として環境（エコ未来都市）に優しく、移転した方々が本当に移転して良かったと思えるまちづくりに貢献出来ればと今でも思っております。</p> <p>集団移転の大まかな青写真は完成しているかと思いますが、幾つか要望させて戴きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電、水力発電・バイオマス・風力発電等設置によって、街路灯・集会所・電気スタンド・災害時の電力備蓄を検討して欲しい。 (第3セクターも絡め) *玉浦小中学校への電力備蓄も絡めて。 ②子供から大人(老人)が利用出来る温水プールやコミュニケーションが図れる施設の新設を要望します。(子供⇄老人コミュニケーションの場合) ③高齢化社会を絡め、商店(朝市も絡め)・銀行の設置。 <p>最後に、他市町村も造成が進められていますが、模範となるまちづくりを期待します。</p>

委員名	メッセージ
<p>齋 健二委員 (二野倉地区)</p> 	<p>7つのまちづくり基本方針が決まり、検討委員会、そして連動するように地区会議をみんなで真剣に討論を行いました。</p> <p>中々、行政側の規定もあり管理、復興費用等の問題で難航しましたが、地区の諸先輩方の協力もあり、最後にはみんなで協力し、よい街を作りましょうと言うことになりました。</p> <p>作成提出されました報告書に沿って実現されることを願っております。</p> <p>また、今後、もし、このようなことがあったら、検討委員会を進める中で、方針と管理・費用等を一体化した議論があった方が良かったかなと思いました。</p> <p>最後にお世話になりました阿留多伎委員長を初め検討委員会の皆様、行政の方々と色々と議論できたこと大変ありがとうございました。</p>
<p>小林 昌代委員 (二野倉地区)</p> 	<p>私は、東日本大震災で自宅を流失しました。当時は、住む場所も未定でどうしていいかわからず、ただひたすらその日を一生懸命生きていました。小さい子ども達にご飯を食べさせるのに必死でした。だけど、ある日考え方を前向きに持つようにしました。大切な子ども達が元気に生きている…それが私に頑張る力を与えてくれた源です。ただ家がなくなっただけ…ここで足踏みしているわけにはいかないと少しずつだけ前に進むことが出来ました。</p> <p>大きな自然災害には、人間としてかなわない部分がたくさんありますが、常日頃からの意識の持ち方、瞬時の判断を冷静に考え、命を守ること、どん底に落ちてもみんなと力を合わせれば道は開けるということを家族皆で学びました。この先も自分たちの体験をしっかりと伝え、今回の教訓を生かし、未来へつながっていけばいいなと心から思います。</p>
<p>菊地 康志委員 (二野倉地区)</p> 	<p>玉浦西地区まちづくり検討委員会に参加して、今まで自分が住んでいた玉浦を考える機会になったと思います。</p> <p>震災復興のまちづくりが、何も無いところからのスタートで、自分に何ができるのかとても不安でした。始めは、話を聞いていても分からないことだらけでしたが、自分が理解しなければ、地元の人たちにきちんと伝えられないと思いました。</p> <p>地元の人たちの声をまちづくりに反映させるのが、とても大変でした。</p> <p>これからこのまちに移転して、ここに住む人々が、住み良いまちにしていてもらいたいと思います。</p>

委員名	メッセージ
<p>菊地 幸一委員 (長谷釜地区)</p> 	<p>玉浦西まちづくり委員会に参加する以前に玉浦地区の町内会（6地区）の代表者の会合を持ち、色々な問題を話し合ったのが良かったと思います。まちづくり委員会の会合には、委員長、副委員長さん、市役所の職員の方、また毎回アドバイザーの3氏の参加のもとに進行がスムーズに行われたと思います。</p> <p>今回の震災で集団移転するのは岩沼市がトップであり、まして6地区が1カ所に集まるのは初めてです。これからが本当のまちづくりです。今回の委員会に参加して市役所の関係職員の方々、委員長、副委員長様、またアドバイザーの皆様には夜遅くまで本当にご苦労様でございました。心より厚くお礼を申し上げます。皆様の苦労を無駄にしないようにふるさと岩沼を愛し住みよいまちづくりに努めたいと思っています。</p>
<p>斎藤 洋子委員 (長谷釜地区)</p> 	<p>検討委員会が始まった時は、大変な役を引き受けてしまったと思ったのですが、今は参加出来て本当に良かったと思います。</p> <p>グループワークの話し合いでは、意見を出しやすく、聞きやすくまとまったと思います。発表では、なるほどと思うことがたくさんありました。</p> <p>地区の話し合いでは、スムーズに進まずに分かってもらうのに苦労しましたが、今となればみんな一生懸命だったということです。</p> <p>1つのまちが出来るまでの過程を後世に伝えていけるように、この検討委員会を忘れずにいたいと思います。そして、委員会を通してたくさんの方々に出会えたこと、ここまで進んできたことに感謝します。</p>
<p>菊地 義信委員 (長谷釜地区)</p> 	<p>はじめての検討委員の集まりにおいて、大変な仕事を引き受けてしまったと思いました。そして、私に務まるのかなと不安になったことを思い出します。</p> <p>各地区から出される要望・夢等をどのように実現に向けて進めていくのか、雲を掴むような形で始まった検討委員会も27回を数え、委員長の進行のもと、アドバイザーの方々のアドバイスもあり、最終を迎えようとしています。皆さんの意見や発想とこの会に対する意気込みを感じられたことは、今後、私の人生において良い経験になることでしょう。</p> <p>苦労したことは先に述べましたが、地区から上がった要望をできるだけ反映できるよう意見・要望をそのまま伝えることだと思いました。</p> <p>未来に伝えたいことは、この地区（玉浦西）はまちづくりにいろいろな人の想いを含んだ町として、住民皆がこれから育つ子供たちに誇れる町になっていけるよう伝えていってほしいと思います。</p> <p>そして、これからもいろいろとご苦労はあると思いますが、集団移転に参加される方には高齢者も多いことなので、健康に留意し今後の活躍と御多幸をお祈りいたします。</p> <p>最後になりますが、阿留多伎委員長・福屋副委員長をはじめ、21名の</p>

委員名	メッセージ
	<p>委員の方・3名のアドバイザー、そして行政事務局とこのプロジェクトに関わられた方、どうもお疲れ様でした。そして、どうもありがとうございました。</p>
<p>菅原 栄委員 (蒲崎地区)</p> 	<p>我々の第二の故郷、災害に強い住み良い所として、市の推奨する集団移転先を選択、移転者が参加提案、自らつくるまちづくりグループワークを重ね、検討委員会で協議、基本方針を策定、まちづくり必要事項を協議検討、はや一年半、計画通り進捗していると思われます。</p> <p>検討委員の一委員として、移転者の皆さんから(仮)玉浦西に来て良かったと思われるまち・将来他地区から羨まれるまち、誇れるまちになることを希望し、移転者の皆さんが健康で元気に、(仮)玉浦西に新居・入居でき、仲良く交流できること願っております。</p> <p>そして、市の復興整備課の皆さんには、休日・夜間・時間外問わず、大変ご苦労様でした。最後の願いとして、移転者(弱者)の負担軽減を再度検討願います。</p>
<p>浅野 公子委員 (蒲崎地区)</p> 	<p>地区で検討委員を選出と区長さんが来られて、何が何だか分からず市役所に行った時は、本当に私で良いのかと、凄いところに来てしまったと思いました。</p> <p>1回目の内容からアドバイザーの方達がもの凄くいろいろと話をしてくれて、まったく未知の世界に入ってしまったことが不思議で、3チームに分かれて討論していくと、色々な意見が出てきてとても勉強させられることがいっぱいだなあと感じる事がたくさんありました。その出た事を地区に持っていき話をすると、やはり意見の違いでまとめることが難しいことが多くあり、それをまとめてくれたのが他の2人で、ただ着いていくのがいっぱいだった気がします。</p> <p>これから新しい町が出来てきて皆が住みやすい町であり、これからの子供たちが大人になり、ここは新しくできた町だけどすごく良い所だよ、と誰もが自分の町だよと胸を張って言える町だと思います。</p>
<p>森 功委員 (蒲崎地区)</p> 	<p>震災後、県内では最初に検討委員会を設立し、新しく住む場所を素晴らしい地区にしよう全員で議論し、夢と希望を持って話を進めてきましたが、回数を重ねるたびに予算等々の問題等が壁となり要望通りにはいきませんでした。災害を乗り越え、これから住む人たちが地区全体でのコミュニケーションを大切にする、新しい地区になってもらいたいと思います。</p> <p>最後に検討委員会の一員として、微力ながら参加させていただいたことを誇りに思います。</p>

委員名	メッセージ
<p>森 博委員 (新浜地区)</p> 	<p>町内会長の引継ぎで第 15 回検討委員会から出席しています。意見を言うたびマイクを持ちカメラを向けられ緊張の連続。このような状態で本音で話し合いが出来るのかと思ったものでしたが、検討委員会の回数を重ねるたびに雰囲気にも慣れる事ができました。</p> <p>町内会会合（集団移転者）では検討委員会の報告や今後の決め事等にたくさんの意見を出していただき、スムーズに話し合いが出来たことに感謝しています。</p> <p>岩沼は集団移転第 1 号なので他の市町村から注目されると思います。今後は検討委員の人達、事務局の皆さんと互いに話し合い、希望の持てるまちづくりに参画していきたいと思います。</p> <p>最後に委員長、副委員長、アドバイザーの方々、本当にお世話様でした。これからも良いアドバイス宜しくお願いします。</p>
<p>森 真弓委員 (新浜地区)</p> 	<p>途中からの参加で、それまでの流れがよくわからなかったのですが、回を重ねることに楽しく話し合いが出来るようになりました。</p> <p>これから住む新しい町の基礎が素晴らしいものになったと思うので、みんなで楽しく、住みやすい町が出来ることを願います。</p>
<p>佐藤 克己委員 (新浜地区)</p> 	<p>最初はどんな町にしたいか、皆、新しい町に思いを込めて意見を出しあったことが懐かしく思います。各グループからの熱い思い、意見が出ても限られた中で行わなければいけないので、行政とうまく進まなかったこともありました。今思えば、全てが良い思い出になり、まちづくりの検討委員で良かったと思えました。これからは、若い世代がより一層良い町が出来るように、継続して頂きたいと思えます。ありがとうございました。</p>
<p>伊藤 喜美雄委員 (周辺地区)</p> 	<p>今回、玉浦西集団移転の検討委員会に近隣住民で委員として、参加することになりましたが、仕事の都合上欠席することもあり、皆さん方には迷惑をかけました。</p> <p>移転される6部落の委員の皆さんとグループに分かれて、緑のある住み良いまちづくりをしようと本音で話し合っ、一つ一つ決めていき自慢のできるまちづくりが出来たと思えます。</p> <p>これから、近隣住民として仲良くお付き合いしていきたいと思っています。</p>

委員名	メッセージ
<p>加藤 敬三委員 (周辺地区)</p> 	<p>1 子どもたちがこの町に誇りをもって巣立ち、将来、再び戻ってきて活躍できる町であってほしいと願うばかりです。そのための基礎はできたと思いますので、周辺地区とも手をつないで、一步一步いい町を築いていきましょう。</p> <p>2 委員長・副委員長・アドバイザーの先生方・事務局の方々に玉浦の一住民として、心から感謝申し上げます。皆様のお力があってこそこの検討委員会だったと改めて振り返っています。ありがとうございました。</p>
<p>熊谷 慶一委員 (周辺地区)</p> 	<p>100年後の玉浦の子ども達へ『玉浦の暮らしはどうですか？気に入ってる？楽しいかい？ここには、セミもいる、トンボもいる。カエルやザリガニもいる。君はカブトムシを捕まえたって？そう、それは居久根の樹に飛んで来たのかもしれないね。裏の畑は、今年も豊作だったかな？きゅうりやトマト、なすやトウモロコシ、メロンだって収穫できるからね。震災前の豊かな自然を取り戻したい、子ども達に誇れる街をつくりたいって、みんなで何回も何回も話し合っ、この街ができたんだよ。“岩沼市は復興のトップランナー” だからって、日本全国から、世界中から、復興を支援してくれた多くの人に来てくれてさ、自慢の街だよ！君たちにも、ここでの暮らしを気に入ってもらえたら嬉しいな。カラーン、カラーン！カラーン、カラーン！あれは希望の丘の鐘の音かな。もう5時だね。さあさあ、おうちへ帰って、ママのあったかご飯を食べようじゃないか。』100年後もあったかな玉浦の生活が続きますように！</p>

■福屋粧子副委員長



移転予定地の四角だけがかかれた地図を持った市役所の方から検討委員会のお話を聞き、私になにか力になれることがあるだろうかと悩んだことが、わずか1年半前ですのに遠い昔のように感じます。阿留多伎委員長、アドバイザーの先生方、そしてなによりも6地区と近隣のみなさんの言葉から、多くを学ばせていただきました。

はじめは、自己紹介後にテーブルを囲んだ顔つきもどこか固く、話し合いがはじめられるのかと心配でした。しかし6地区それぞれから昔のまちを紹介していく中で、一人一人の声が聞こえてきました。学生の作った模型を囲んで、時に笑い声も混ざり、お互いに質問して難しい課題をまとめていくことが、まわり道のようにも6地区の新しいコミュニティに向かう力をつくるのだと気づかされました。また会で話し合い、地区全体でないと決められないことは持ち帰って次回まとめてくるという、見事な役割分担にも驚きました。委員のみなさんには大変なご心労があったと思いますが、コミュニティの力と地区の信頼を強く感じる瞬間でした。

もうすぐ造成工事が完成します。竣工後すぐは土地と道路だけが広がり、緑もかぼそく、本当に再び暮らすまちになるのかと、不安がつるのかもしれません。しかしみなさんは、検討委員会で考えたまちの姿、また困難が起きたときもそれを皆で考え、より良くするための話し合いの方法を知っています。未来の玉浦西のまちに向けて、ぜひ話し合いをつづけてください。

■石川幹子アドバイザー



玉浦西地区まちづくり検討委員会が、会を重ねて27回に及び、一つ一つ丁寧な議論を積み重ねてきたことが、何よりも大きな成果であり、皆様の御努力に深い敬意を表します。沿岸地域の六つの集落が協力をし、心を合わせて、玉浦小・中学校を中心に新しいまちを創り出していくことは、大きな希望です。よいまちを創り出していくことは、津波でお亡くなりになられた方々への供養であり、そして百年、いや千年先の世代への、私たちの責務です。互いに争うことなく、痛みを分かち合いながら話し合いが継続されてきたことは、東北人の底力であると思います。このような場を皆様と共有できたことを、深く感謝申し上げます。

かつての集落は、伊達藩政時代より、営々として築き上げられてきた深い海岸林の中にありました。各集落には、過酷な自然環境との戦いの中から海岸林を創りだしてきた刻苦を忍ぶ記念碑が建てられており、今回の津波でも破壊されることなく、集落の守り神のように毅然として存在し続けております。新しい玉浦西のまちは、何よりもこの伝統を受け継ぎ、「緑豊かなふるさと」となるよう、育てあげていくことが大切であると思います。まちの中央を貫く、公園・緑道・遊水池、それぞれの家の生垣、そして北西の北風を防ぐ居久根など、力を合わせ、美しいまちを創り出していきましょう。

■小野田泰明アドバイザー



土地の恵みを生かした生活を 5 世紀近くに渡って続けてきた浜の 6 つの集落。そうした方々が、内陸の近代的住宅地で、どのように新しい生活を始められるのか。この難題を解くために、みなさん、行政、我々学識が緊張した面持ちで集まった最初の会合から、はや一年がたちました。

他の被災地でも、多くの方々が、それぞれの形で復興を実現しようと、皆さん同様に動き出しており、仕事柄、そうした場に立ち会うことの多い私ですが、岩沼は、それらと少し趣を異にしているように思います。以下、幾つか上げてみましょう。

- ①多様性：男女が世代を超えてうまく混ざり合い、皆がそれぞれの役割を果たしている。
- ②非硬直性：行政の仕切りに乗りながらも、適度にそれを逸脱し、楽しみながらプロセスを動かしている。
- ③創造性：行政に対する一方的陳情ではなく、学識などをうまく活用しながら、時に積極的にリスクを取って、議論を好ましい方向に進めている。

こうした、ワークショップの場における踏み込んだ態度が、それぞれの警戒感を解き、危機を乗り越え、結果的に多くの成果を呼び寄せた訳です。これは、最初の枠組みを構想した一人である私自身すら、予想していない着地点でした。これであれば、我々が検討している復興公営住宅もコミュニティの中に上手く組み込まれていくでしょう。

もちろん、大変なのはこれからです。けれども、このしなやかでしたたかな方法論を継続することが出来れば、素晴らしい街が出来るに違いありません。期待しています。

■三部佳英アドバイザー



委員の皆さんは、さまざまな思いを胸に秘めながら、常に明るく前向きに発言され、「交流できる集会所や菜園のあるまち」「高齢者と子どもたちを見守るまち」などをまちづくり方針に決めました。これらがどう具体化するのか、不明な部分もあります。通常は、答申後に計画、事業という順序ですが、今回は、検討結果を随時造成、整備につなげるという同時並行方式です。このため、事業制度との調整が常に求められました。制度が専門的で容易に理解し得ないことからの不満も出されました。今後の取り組みで解決し、実現して欲しいと思います。

地区計画は、移転される被災者の皆さんの賛同が得られ、6月に制定されました。スムーズに進んだのは、「美しい町並みのあるまち」に一緒に住むのだという、強い思いがあるからでしょう。街並みや建物の統一性をめざすこのルールは、住みよい、安全なまちづくりの基礎となります。でも、それは必要条件です。そこで暮らす人々の主体的な取り組みが十分条件となつて、すなわち両者が一体となつて魅力的な街、暮らしになるのです。

これから多くの住宅が建っていきます。暮らしのスタート、コミュニティの形成です。公園や集会所などの管理、まつりやイベントなどを担う人々、子どもと高齢者への温かいまなざしを持ち、広場に集まってくる人々……が主人公です。

居住者の皆さんが、街を思う人々を支え、ともに活動していくことを願っています。

玉浦西地区まちづくり検討委員会



平成 25 年 10 月 30 日撮影

玉浦西地区まちづくり検討委員会委員

区分	氏名	所属	区分	氏名	所属
学識 経験者	阿留多伎 真人	尚綱学院大学教授	集団移 転対象地区 の市民	菊地 幸一	長谷釜地区
	福屋 粧子	東北工業大学講師		斎藤 洋子	
集団移 転対象地区 の市民	中川 勝義	相野釜地区		菊地 義信	
	桜井 よしみ			菅原 栄	
	桜井 理恵			浅野 公子	
	佐藤 勲 ^{※3}	藤曾根地区		森 功	新浜地区
	佐藤 和夫 ^{※3}			菅原 一夫 ^{※2}	
	佐藤 清子			森 博 ^{※2}	
	佐藤 武志 ^{※3}			菅原 真奈美 ^{※2}	
	大内 貞雄 ^{※3}	森 真弓 ^{※2}			
	菊地 久義 ^{※1}	二野倉地区		佐藤 克己	
	齋 健二 ^{※1}			伊藤 喜美雄	
小林 昌代	加藤 敬三				
菊地 康志		熊谷 慶一			
			集団移 転先周 辺地区 の市民		

※1 二野倉地区の代表は、菊地久義委員から齋健二委員に交代(第 13 回会議より)

※2 新浜地区の代表は、菅原一夫委員から森博委員に、菅原真奈美委員から森真弓委員に交代(第 15 回会議より)

※3 藤曾根地区の代表は、佐藤勲委員から佐藤和夫委員に、佐藤武志委員から大内貞雄委員に交代(第 16 回会議より)

アドバイザー

石川 幹子 中央大学理工学部人間総合理工学科 教授(東京大学名誉教授)

小野田 泰明 東北大学大学院 建築・社会環境工学科学科科長

三部 佳英 (財)宮城県建築住宅センター 理事長

委員会事務局職員(建設部復興整備課)

高橋伸明(課長)	菅井秀一	星幸浩	菅原伸浩	菊地智男
柳谷吉紀(伊丹市)	福田信幸(福岡市)		佐藤加代	加藤博之